

令和4年3月定例会会議録（第1号）

令和4年3月2日 水曜日 午前10時00分開会
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（14名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員（3名）

3番	新田道尋	議員	6番	押切明弘	議員
17番	佐藤卓也	議員			

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 長	津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関紀夫
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山浩

事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主任	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小松真子

議事日程（第1号）

令和4年3月2日 水曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

（一括上程、提案説明、採決）

- 日程第 5 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第 7 議案第17号旧沼田小学校解体工事請負契約（令和3年議案第35号）の一部変更について
- 日程第 8 議案第18号旧明倫中学校解体工事請負契約の締結について
- 日程第 9 令和4年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明）

- 日程第10 議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算
- 日程第11 議案第11号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第12号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第13 議案第13号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第14 議案第14号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第15 議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第16 議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算

日程第 1 7 予算特別委員会の設置

(一括上程、提案説明、総括質疑)

日程第 1 8 議案第 1 9 号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 9 議案第 2 0 号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第 2 0 議案第 2 1 号新庄市庁舎建設基金条例について

日程第 2 1 議案第 2 2 号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 議案第 2 3 号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について

日程第 2 3 議案第 2 4 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 2 4 議案第 2 5 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 2 5 議案第 2 6 号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

日程第 2 6 議案の予算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 7 議案第 4 号令和 3 年度新庄市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

日程第 2 8 議案第 5 号令和 3 年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 2 9 議案第 6 号令和 3 年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 3 0 議案第 7 号令和 3 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 3 1 議案第 8 号令和 3 年度新庄市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

日程第 3 2 議案第 9 号令和 3 年度新庄市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程 (第 1 号) のほか

日程第 3 3 決議案第 1 号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

開 会

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。欠席通告者は、新田道尋さん、押切明弘さん、佐藤卓也さんの3名です。

これより令和4年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

高橋富美子議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において、叶内恵子さん、小野周一さんのお二人を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

高橋富美子議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長八鍬長一さん。

（八鍬長一議会運営副委員長登壇）

八鍬長一議会運営副委員長 おはようございます。

議会運営委員長が欠席しておりますので、副委員長の私、八鍬が報告申し上げます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

去る2月22日午前10時から議員協議会室において議会運営委員5名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め、議会運営委員会を開催し、本日招集されました令和4年3月定例会の運営について協議をいたしましたところでございます。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては、お手元に配付しております令和4年3月定例会日程表のとおり、本日から3月17日までの16日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

このたび提出されます案件は、報告1件、諮問2件、令和3年度補正予算6件、令和4年度予算7件、議案10件の計26件であります。

案件の取扱いにつきましては、本日、報告1件の後、諮問第1号及び諮問第2号につきましては、人事案件でありますので、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

また、議案第17号及び議案第18号の議案2件につきましても、提案説明の後、委員会への付託を省略して直ちに審議をお願いいたします。

議案第10号から議案第16号までの令和4年度予算7件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に全議員で構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第19号から議案第26号までの議案8件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し審査していただきます。

議案第4号から議案第9号までの令和3年度補正予算6件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明の後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略

して直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問の通告者は8名であります。よって、1日目4名、2日目4名に行ってください。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願ひ申し上げます。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告を申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営副委員長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月2日から3月17日までの16日間と決しました。

令和4年3月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	3月2日	水	本会議	議場	午前10時	開会。行政報告。報告(1件)の説明。諮問(2件)の一括上程、提案説明、採決。議案(2件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。令和4年度施政方針の説明。予算(7件)の一括上程、提案説明。予算特別委員会の設置。議案(8件)の一括上程、提案説明、総括質疑。議案の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(6件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予算特別委員会	議場	本会議終了後	正副委員長の互選
第2日	3月3日	木	本会議	議場	午前10時	一般質問 小嶋富弥、佐藤文一、山科春美、佐藤悦子の各議員
第3日	3月4日	金	本会議	議場	午前10時	一般質問 庄司里香、叶内恵子、八鍬長一、石川正志の各議員
第4日	3月5日	土	休 会			
第5日	3月6日	日				

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 6 日	3 月 7 日	月	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第 7 日	3 月 8 日	火	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第 8 日	3 月 9 日	水	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和4年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第 9 日	3 月 10 日	木	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和4年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第10日	3 月 11 日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	令和4年度一般会計、特別会計、 水道事業会計、下水道事業会計予算 の審査
第11日	3 月 12 日	土	休 会			
第12日	3 月 13 日	日				
第13日	3 月 14 日	月	休 会			本会議準備のため
第14日	3 月 15 日	火	休 会			本会議準備のため
第15日	3 月 16 日	水	休 会			本会議準備のため
第16日	3 月 17 日	木	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

高橋富美子議長 日程第3市長の行政報告をお願い
します。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、豪雪対策の状況について
御報告いたします。

その前に、ここ数日、2週間ぐらい前ですが、
本市におけるオミクロンの感染拡大がありますが、
冷静な対応の下、健康課、そして保健所、

医師会との協議を進めており、市民の安全安心
に向けて全力を尽くしてまいりたいと思います
ので、よろしくをお願いします。

それでは、昨年12月中旬までは平年並みの降
雪量でありましたが、12月下旬から年末年始に
かけては連続した降雪となったことから、市民
生活などの安全安心を確保するため、1月4日
に雪害対策連絡会議を設置し、雪対策の強化を
図ってまいりました。その後、1月26日から2
月3日までの短期間に降雪が続き、最深雪が
150センチメートルを超え、引き続き降雪も見
込まれたことから、2月4日に新庄市豪雪対策
本部を設置いたしました。

市民の皆様に対しましては、市報、ホームページに除雪や雪下ろし作業の注意事項等について掲載するとともに、防災行政無線の活用、広報車の街宣により啓発を強化してまいりました。

市民生活を維持するための除雪体制につきましては、交通に支障を来さないよう市道除雪を強化するとともに、道路の幅出しなどの排雪作業にも力を入れ、生活道路の細部まできめ細やかな除雪に努めたことから、出動回数は29回、約11億円の経費を要しております。また、流雪溝の水の確保のため、1月7日から2月28日まで最上川から通水を実施しております。水上がりにつきましては13件の発生がありました、随時対応してきたところであります。

さらに、高齢者や障害者への支援対策として、雪下ろしを100件、玄関前除雪を110件実施いたしました。空き家の屋根雪等につきましては、危険な状態の空き家に関して49件の相談がありました、所有者への連絡や環境課による応急措置など22件行うなど、具体的解決に向けた対応を行っております。

人的被害の状況であります、雪の重みによる家屋倒壊や雪下ろし作業中の転落事故など、死亡事故1件を含む13件の事故が発生しております。また、農業施設等の物的被害の状況であります、パイプハウスの倒壊など2件の被害が発生しており、今後補助制度を活用し、早期の営農再開に向け対応してまいります。

近年の災害は、いどこで発生するか予想しにくい状況にありますが、引き続き除排雪対策の充実を図るとともに、水上がり対策においては迅速な対応を行うことで市民の安全安心の確保を進めてまいります。

以上、これまでの豪雪対策の状況についての報告とさせていただきます。

日程第4報告第1号新庄市土地開

発公社の経営状況の報告について

高橋富美子議長 日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものであります。

お手元の新庄市土地開発公社の令和4年度予算書につきましては、去る2月8日に開催されました令和4年第1回新庄市土地開発公社理事会において承認されたものであります。

令和4年度の事業計画といたしましては、定住対策に向けた宅地開発候補地調査において優先的に進めるといたしました小桧室地区につきまして、流雪溝整備の年次計画に合わせ、事業の具体化に向けた準備を進めていくこととしております。

なお、詳細につきましては、配付しております予算書のとおりであります。

以上、新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

高橋富美子議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

諮問2件一括上程

高橋富美子議長 日程第5諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第6諮問第2号人権擁護委員の推薦につき

意見を求めることについてを会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第2号までは一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、令和4年6月30日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員2名の方につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

今回推薦する方は、2名とも任期満了後も引き続き推薦する方で、長沢淳子さん、小野徳子さんであります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第1号及び諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号から諮問第2号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号はこれに同意することに決しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

日程第7議案第17号旧沼田小学校解体工事請負契約（令和3年議案第35号）の一部変更について

高橋富美子議長 日程第7議案第17号旧沼田小学校解体工事請負契約（令和3年議案第35号）の一部変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第17号旧沼田小学校解体工事請負契約（令和3年議案第35号）の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、令和3年8月臨時会において御可決いただき、作業を進めております旧沼田小学校解体工事請負契約につきまして、契約内容を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げるものであります。

変更の内容につきましては、契約金額を2,911万8,100円増額いたしまして2億3,811万8,100円とするものであります。

工事費増額の主な要因といたしましては、施工業者の調査により新たにアスベストの含有が確認され、建材等の除去、グラウンド側工作物の撤去工事の追加、産業廃棄物の数量の増加などであります。

なお、令和4年度より旧沼田小学校跡地に明倫学園のグラウンドを整備する計画であります。

引き続き安全面に十分に配慮しながら解体工事を進めてまいります。

以上、御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) ただいま市長の報告で約2,900万円変更、増加ということで、理由としてはアスベストの含有とか産廃量の増加という説明がありました。こういったことは契約の前に分からなかったのだろうかと思うんですが、どうでしょうか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真

也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 このたび増額となった最も大きな理由としまして、アスベストの除去費用が約2,600万円でございます。こちらは市の事前調査により判明しておりました外壁以外の部分につきまして、施工業者が法律で義務づけられている事前調査におきまして新たに発覚した部分でございます。この部分が増額の理由となっております。以上です。

高橋富美子議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号旧沼田小学校解体工事請負契約(令和3年議案第35号)の一部変更については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第8議案第18号旧明倫中学校解体工事請負契約の締結について

高橋富美子議長 日程第8議案第18号旧明倫中学校解体工事請負契約の締結についてを議題いたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第18号旧明倫中学校解体工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、条件付一般競争入札に付した旧明倫中学校解体工事に係る請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により御提案申し上げます。

契約の内容であります。工事名は旧明倫中学校解体工事、工期は令和4年3月3日から令和4年10月31日まで、契約金額は2億9,700万円、契約の相手方は沼田建設株式会社であります。

工事の内容であります。敷地内に存在する建物及び附帯設備などの解体であり、解体面積は、教室棟3階建て2,239平方メートル、体育館棟2階建て1,005平方メートルなどとなっております。

また、昨年6月の市議会全員協議会において御説明申し上げましたが、事前調査の結果、建物の外壁等にアスベストを含有した塗装材が使用されていることを確認しております。解体工事に当たっては、アスベストの飛散防止など関係法令に基づいた対策を講じ、安全面に十分に配慮しながら進めてまいります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子さん。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 条件付一般競争入札でやったという説明がありました。外壁にアスベストがあったということで、それも含めての金額となっています。先ほどの沼田小解体工事に当たって、増えた理由が外壁以外にもあったということが出ておまして、そういう意味から、外壁以外にないのかよく調べたかということの一つお聞きしたいです。これからまた増える、契約変更ということがないようにしていただきたいなと思うんですが、その点。

それからもう一つは、一般競争入札であります。ずっと明倫学園関係に関して全て同じ会社が落札です。落札率は今回97.93%、議案第17号の沼田小学校の解体工事でも97%ということで、かなり高い落札率となっています。競争性という点で、同じ会社がいつもこのようになる、また高い落札率、こういったことを考えると、大変失礼ですが、どうなのかなと疑問が湧いてくるわけです。そういう意味では、土木Aの会社は11社もあるわけですから、もう少し競争になるように、そして高値落札にならないようにする方法はないのか。必ず同じ会社でなければならないということはないわけです。その点どう考えておられるのか、お願いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 最初の御質問でございます。このたびの発注に当たりましては、市の事前調査におきまして全ての旧明倫中学校の外壁の部分につきましてアスベストが判明しておりますので、昨年の6月議会におきまして補正予算という形で予算を上程させていただいておまして、予算措置をさせていただ

たところでございます。

その外壁以外の部分につきましても、やはり沼田小学校と同様に内壁の仕上げ剤ですとか管理棟の煙突部分の中にもアスベストがあるということのを既に把握してございますので、その部分を含めたこのたびの契約金額となっております。以上です。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 入札の関係の質問でございます。入札につきましては、一般競争入札、指名競争入札とあるわけですが、市の規定の中では金額で1,000万円以上の工事等については原則一般競争入札ということで、金額で一応それを基準としております。

今回、入札自体については5社が応募しております。質問にあった同じ業者がいつもそういった形で入れている、落札率についても結構高いという質問でございますが、実際には一般競争入札は広く公募して、公告をして募集をかけて、そこに手を挙げていただいた業者が今回5社だったと。その中で5社がそれぞれ札を入れた結果としてたまたま沼田小の解体とこのたびの明倫中の解体業者が同じ業者になったということでございますので、何ら問題ないのかと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 最初の質問については分かりました。変更はこれからないということが確認できるのではないかと思います、またあればお願いします。

2つ目の入札に関して、たまたまだったということですが、業者の育成ということを考えますと、やはり市内の様々な業者の皆さんに仕事をさせていただくということを考えると、私はこのように1つの会社が、ほとんど1つのものということにならないように、例えばこの会社

はほかの仕事をたくさんしているから抜いて、別の業者、ほかの業者たくさんあるのだから、そちらに条件で分けて、仕事を分けていくということではできないのか、そういう考えはないのか、どうでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 実際に、一般競争入札、先ほども申し上げたとおりですけれども、広く公告をして、公募をかけて手を挙げていただいておりますので、そこに参加される業者がこのぐらいでできるということで札を入れるということでありましょうから、広くという話になると、小さな業者はなかなか技術的に無理だということであれば当然手を挙げることはないわけで、たまたまこのたびの部分については5社が手を挙げていただいたということでございますので、よろしく申し上げます。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 先ほどの説明の中で一部不足しておりましたので、追加して説明させていただきますが、工事を進める上で、契約額につきまして、進み具合によりまして新たな動産の産業廃棄物が増えるとか当初の設計になかった部分について、今後変更契約があるのかなかということについては、変更契約がないということではなくて、あり得るということでございます。

先ほど申し上げましたのは、予算措置はさせていただいておりますが、工事の進み具合によりましては変更もあり得るということで申し上げます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） これは税金で、市民の

税金でやっています、市民はコロナ禍もあり、税金を納めるのも大変苦勞しておられる方がたくさんおられるわけです。そういう中で節約しながらやっているとありますが、変更で、今までの明倫学園のことを考えてみると次々と変更が出てきて、金額が膨らんできているような気がします。それは、やはり前もっての調査が足りない、不足、もしかしたら職員が足りないの分かりませんが、そういったことで膨らんで膨らんできているような気がして、税金を納める、苦しくなって、納めて頑張っておられる皆さんから見ると「明倫学園の工事費が大きいな」と、「また膨らんでが」という声があるわけです。そうならないように、やはり事前調査をよくしていただき、契約においてはなるべく競争になり節約になるようにしていただきたいなということがあります。

今回、そのお願いというか、そんなことですが、2つ目、財政課長から「小さな業者は手を挙げてない。たまたまそうなった」と、たまたま5社ということですが、市民から見れば、様々な会社があれば、その会社を全て、できるだけ公平に、なるべく市の仕事をしていただきたいな、どこも頑張っていたきたいなということを考えると、1つの会社に、これだけ大きなものを1つの会社だけでいいのだろうかというところがあります。

そういう意味では、例えば小さな会社はもちろんできないわけです。土木Aでは11社しかないわけで、それ以下の会社はできない、請け負うことができないわけです。そういう意味ではせめて11社の中からほかの会社も仕事できるように市で考えて、条件付ですから、できないのか、お願いします。その点、もう一回お聞きします。

今まで入った会社は今までの仕事に専念していただいて、新しい仕事はほかの会社にも競争に入っていて、仕事していただきたいと

いう姿勢はできないのか、そういうやり方はできないのか、もう一回お聞きします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 佐藤議員のおっしゃる部分についてだと一般論で言えば、指名競争入札であれば実際に指名審査委員会があって、その中でこの業者については前回の工事があるのでこの業者は除きましようとかという話はできるんですけども、金額の大きい部分についてはあくまでも一般競争が原則ですので、一般競争入札というものは、先ほども言いましたけれども、広く公告して募集をかけて業者を募っているわけですので、そういうわけにはいかないということです。

ただし、指名競争入札、先ほどの金額未満の部分については指名競争入札ということでやっておりますので、その部分については、指名審査委員会の中でこの業者だったら大丈夫だろうということで選考して、指名をして実際に入札に当たるといことになりますので、よろしくお願いたします。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第18号旧明倫中学校解体工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第9 令和4年度施政方針の説明

高橋富美子議長 日程第9 令和4年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、令和4年度の市政運営に関し私の所信を申し上げ、議員各位をはじめ広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、いまだに終息が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、世界的にワクチン接種が進み、感染者数は一時落ち着きを見せ、世界経済も回復の兆しが見えたものの、昨年末に確認されたオミクロン株による新たな脅威にさらされております。

このような中、ロシアのウクライナ侵攻は東西冷戦構造に逆戻りするのではないかと懸念されるところであります。よく「歴史は繰り返す」と言われておりますが、戦争の歴史だけは決して繰り返してはなりません。日本政府もその立場で冷静に会話による解決の糸口を各国に呼びかけてほしいものであります。

さて、国内では昨年2月から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として本格的にワクチン接種が開始され、現在3回目の接種が前倒しで行われています。本市においては12月から3回目の接種がスムーズに進んでおり、医師会並びに関係機関の協力に対し感謝申し上げます。

国内経済においては、昨年1月に首都圏の4都県に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊

急事態宣言が再発令されて以降、全国各地で発令と解除を繰り返し、飲食店や観光業界では今なお不安が拭えない状況にあります。また、輸入木材の供給不足によるウッドショックや半導体不足により、建築業界や自動車・家電業界などでも打撃を受け、その影響は一般家庭にも及んでおります。さらに、燃油価格の高騰がコロナ禍から回復しつつある日本経済に大きな影響を与えております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック、先月開催されました冬季北京オリンピックでの日本勢の活躍は、多くの国民と子供たちに夢と希望を与えてくれました。

県内においては、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波に見舞われた昨年3月、県独自の緊急事態宣言が発出され、飲食店に時短要請が出されました。そうした中、本市では飲食店やホテル・旅館業等に対し独自の支援を行ってまいりました。

8月に入ると各地域でクラスターによる感染が急拡大し、県内全域で特別警戒レベル4まで引き上げられましたが、その後は落ち着きを見せ、夜の会食などの人数制限が緩和されると一時飲食店等では活気を取り戻し始めました。しかし、12月31日に県内でオミクロン株が初めて確認されると年明け1月には感染が急拡大、2月中旬からは本地域でも感染の広がりを見せ、医療現場や地域経済、家庭生活は今なお大きな不安に襲われています。

一方、コロナ禍においても昨年の県内の雇用情勢は有効求人倍率が年間を通して上昇傾向にあるなど、改善が見られました。本年1月の山形労働局の発表によりますと、昨年の春、県内で就職した高校生は16年ぶりに8割を超えたということで、高校生の目が都会から地元に向けられたことは一つの光明でありました。

また、県立新庄病院の移転工事が本格化し、

躯体の全体像が明らかになってまいりました。同時に、周辺環境整備も令和5年の開院に合わせて準備が進められています。

東北中央自動車道は、村山本飯田、大石田村山間が昨年12月11日に開通し、本年中に残りの区間も開通が予定されており、福島県相馬市から本市までの延長約200キロメートルが1本の道でつながることとなります。

本市における新型コロナウイルスの感染状況については、昨年4月上旬から8月上旬までは一人も感染者が確認されませんでした。県内での感染が拡大し始めた8月中旬に本市でも初めてクラスターが発生し、10月中旬までの2か月間で約100人が感染するなど、市民生活に大きな影響を与えました。しかし、市民の皆様の新しい生活様式への取組への協力により、市中感染拡大を抑えることができました。大切な人を守るためにも、引き続き市民の皆様一人一人が新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていただきますよう御協力をお願いいたします。

一昨年、コロナ禍を受け、戦後初めて中止となった新庄まつりですが、昨年2年ぶりに開催されました。特に祭り期間中は県内の特別警戒レベルが「レベル4」に設定されたため、規模を縮小し、感染症拡大防止対策を徹底した上での実施となりました。新庄まつりは、飢饉で疲弊した領民を励まし、五穀豊穡を願うために行われたのが起源とされており、コロナ禍で疲弊した市民の皆様にとって改めて祭りの原点を振り返るきっかけとなり、新庄まつりへの熱い思いを感じることができました。

コロナ禍で暗い話題が多い中、本年1月19日の夕方、しんじょう観光大使第1号である作家の今村翔吾先生が「塞王の楯」で第166回直木賞を受賞したというビッグニュースが舞い込んできました。今村先生は、東日本大震災の災害ボランティアとして東北地方を訪れた際に、新庄まつりの起源に触れ、新庄藩を舞台とした江

戸火消しの活躍を描いた時代小説「羽州ぼろ鳶組」で作家デビューし、全国の読者を魅了しております。今村先生は「新庄は第二のふるさと」と言ってくださるほどの新庄のファンであり、今後のさらなる御活躍を期待しております。

昨年、令和4年から10年間の市土の利用計画を定める第5次新庄市国土利用計画の策定を進めてまいりましたが、これからの市土を見ますと、昨年8月の新庄警察署の移転に続き、県立新庄病院の移転、県立高校の再編、さらに最上広域消防本部の移転が予定されており、今後数年間でまちの様相が大きく変化してまいります。

また、新庄最上地域初の4年制大学である（仮称）東北農林専門職大学の開学を令和6年度に控えており、学術研究拠点としての発展も期待されます。そのため、必要な手だてをしっかりと整えていかなければならないと感じております。

地域の活性化では、市内の高校生の取組が話題を呼んでおります。最上地域の高校に通う生徒でつくる地域開発チーム「WATS（ワッツ）」は、自主制作映画「想いよ届け」をこのたび制作し、この3月に上映会を行うなど、動画による地域の魅力発信に積極的に取り組んでいます。さらに、現役高校生が会社の執行役員として経営に携わっている「フィエスタ」では革製のカバンを開発し、ふるさと納税の返礼品として採用されております。また、新庄東高等学校の生徒の提案により「新庄蔵ぶりん」がオープンし、新庄神室産業高等学校の生徒とコンビニ大手ローソンが共同開発した「まるでラ・フランスみたいなパン」は、東北6県のローソンで1か月間限定で販売されました。さらに、ゆめりあに開設された鉄道ギャラリーにおいては、同校の生徒によるジオラマ制作が進められており、2月26日には8市町村のうち新庄市分のジオラマが完成しました。

このように、地元の若者たちによる地元の活性化への取組は、これからの若者の定住、起業に向けた取組につながるものと期待しており、本市といたしましても若者の定住に向けた取組をこれまで以上に展開してまいります。

以上、本市を取り巻く社会情勢を踏まえながら、令和4年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

私は、これまで「人行きかうまち」「人ふれあうまち」「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げ、その実現に向けて経済力、地域力、教育力を強化する施策を常に展開してまいりました。これら3つの基本理念を結び合わせた地域基盤力の向上により地域の魅力を最大限に引き出し、元気で、人に優しく、希望が持てる、誰もが安心して暮らせる共生社会のまちづくりに向けて引き続き全力で取り組んでまいります。そして、新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例と昨年制定された新庄市手話言語条例の下、さらに障がい者に優しいまちづくりを推進してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式が求められ、オンラインサービスやキャッシュレス決済の利用の増加などデジタル化の流れが急加速しております。

こうした社会背景を踏まえ、令和4年はデジタル化元年として、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるために、デジタル技術の活用方針を定めた新庄市デジタル化推進基本計画に基づき、「市民サービスの向上」「行政の効率化」「地域の活性化」の実現を3つの柱として取り組んでまいります。

さらに、昨年から取り組んでいる「歴史的風致を活かしたまちづくり」については、令和4年度中に歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を目指してまいります。令和7年度は新庄開府400年という記念の年を迎えます。本市の歴史的価値を再構築することで、城下町新庄

の歴史や文化を後世に伝え、市民の誇りや郷土愛のさらなる醸成を図ってまいります。

次に、市政運営の指針についてであります。市民憲章にうたわれている「先人の築きあげた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させる」ことを目指し、新庄市総合計画と新庄市行財政改革大綱を基本に据え、財政規律を重んじながら市政運営に取り組んでまいります。

市政運営の根幹である第5次新庄市総合計画では、成熟社会から文化創造の時代を迎えた今、これまで以上に自分らしく豊かに暮らすことが大切な時代になると捉えております。新庄市の目指すべき将来像「住みよさをかたちに新庄市」に向けて、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちを目指して着実に計画を推進してまいります。

この将来像を実現するために取り組むべきことをまちづくりの分野ごとに、子育て、教育、健康・福祉、産業、生活環境、都市基盤の6つに分けて柱立てし、これらの施策を効果的、効率的に実施するため、シティプロモーションと行政経営を横断的に展開してまいります。

また、まちづくりにおける重点課題と経営課題の解決に向けた全庁的に取り組むべきプロジェクトとして、「若者や子どもであふれるまちプロジェクト」「市民が健康で元気なまちプロジェクト」「持続可能で選ばれるまちプロジェクト」の3つを重点プロジェクトと位置づけ、推進してまいります。あわせて、人口減少克服と地方創生を目指す第2期新庄市総合戦略により総合的な取組を推進してまいります。

次に、行財政改革であります。これからの行政運営は、限られた行財政資源を活用しながら、多様化、複雑化する行政課題へ柔軟に対応し、市民ニーズに即した良好な行政サービスを提供することで、市民満足度の高いまちづくりを進めることがより一層求められております。

第7次新庄市行財政改革大綱の3つの基本方針「効果的・効率的な行政システムの推進」「活力ある組織と人材の育成」「財政基盤の確立」を基本として、市民サービスの向上と行財政資源の確保に向け、取り組んでまいります。

次に、財政運営であります。これまで厳しい財政状況に対応するため、地方債残高や利息負担の軽減に努めるとともに、内部管理経費の削減、投資的経費の抑制などに取り組んでまいりました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の影響などにも引き続き柔軟に対応しながらも、デジタル化の推進など、時代の変化に伴う新たな市民ニーズにも対応し、市政運営を停滞させることなく適切に対応しなければなりません。今後の人口減少を見据えながら、人口規模や歳入規模に見合った適正な歳出規模とするコンパクトな財政運営に努めてまいります。

次に、第5次新庄市総合計画に掲げる8つのまちづくりの柱、市全体で取り組む3つの重点プロジェクトに沿って、令和4年度の主要事業の概要を申し上げます。

初めに、1つ目のまちづくりの柱「子育て子どもの笑顔があふれるまち」ですが、母子保健事業をより一層推進することで、妊娠・出産支援の充実と子育て家庭に寄り添う支援の充実を図ってまいります。また、子供たちが安全で充実した保育環境の中で過ごせるよう、民間立保育施設等の施設整備に関する費用の一部を補助する民間立保育所等施設整備費補助金交付事業を実施してまいります。老朽化した中部保育所については、令和6年度の開所を目指し、新庄城址最上公園内に整備を行ってまいります。

子育て世帯の負担軽減を図るため、本年4月に小学校及び中学校等に入学する児童生徒に対し小中学校等新入学祝い金支給事業を新たに実施いたします。また、現在実施している多子世帯保育料負担軽減・副食費負担軽減事業におい

ては、第1子・2子の年齢要件を撤廃いたします。さらに、国民健康保険税においては、15歳以下の子供がいる世帯を対象に、子供に係る均等割額を全額軽減いたします。

このほか、発達上の困難を有する児童の保護者や保育士などへの支援策であるペアレント・プログラムなど、乳幼児期からの特別支援活動事業のさらなる充実を図り、子育て世帯の不安や負担が軽減され、地域の中で子供が健やかに成長することを目指してまいります。

2つ目のまちづくりの柱「教育のち輝き学びあうまち」では、社会を主体的に生き抜く力を育む学校教育を推進していくこととしています。GIGAスクール構想の下、小中学生1人1台の専用タブレットを活用したICT教育を推進するため、ICT支援員を配置し、教員のスキル向上、授業支援、研修などのサポートを行い、児童生徒の情報活用能力の育成を図ってまいります。

また、特別支援教育体制の確立、強化のために、特別支援教育センターを設置し、特別支援指導員を配置するとともに、個に応じた教育支援、保護者理解につなげてまいります。

地域に根差した学校づくりを推進するために、本市の特色ある小中一貫教育や地域と共にある学校づくりを実践してまいります。

本年は、明倫学園のグラウンドなどの外構整備に着手し、令和5年8月までの全工事完了を目指してまいります。

生涯にわたる学習機会の提供や青少年教育、家庭教育の推進、地域と学校との連携を推進するため、老朽化した八向地区公民館については、令和3年度末で廃止となる本合海児童センターに移転し、改修を行った上で本年10月の開館を目指してまいります。

3つ目のまちづくりの柱「健康・福祉健やかであわせなまち」では、新型コロナウイルスのワクチン接種について、変異株による感染が

拡大している状況を受け、追加接種の前倒しを決定いたしました。また、接種対象年齢が引き下げられ、接種の開始時期もこの3月から予定されていることから、医師会や関係機関と調整し、接種を希望する方全員が迅速かつ安全に接種が受けられるよう進めてまいります。

生活習慣病の早期発見と重症化予防のため、特定健診や各種検診の受診率向上と保健指導を充実させるとともに、市民自ら健康づくりを実践していくことを目指し、引き続きかむてん健康チャレンジ事業に取り組んでまいります。

地域社会で孤立せずに地域コミュニティの一員としての役割や生きがいを持って暮らすことのできる地域福祉コミュニティの形成を推進し、多様化する支援ニーズに対して包括的な相談体制の構築を図ってまいります。そのため、令和5年度の支援体制構築を目指し、本年から重層的支援体制整備について関係機関との協議を進めてまいります。そして、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指してまいります。

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるとともに、必要とする介護支援が受けられるよう高齢者福祉の推進に力を入れてまいります。

また、障害者が社会参画しやすい環境整備や日常生活を支える環境を整備し、障がい者に優しいまちづくりに向け、障がい者福祉の推進を図ってまいります。

4つ目のまちづくりの柱「産業活力のあるまち」では、農業経営の持続的な発展を目指すため、収益性の高い農業の実践を目指し、果樹園芸振興、畜産振興を柱として、意欲ある担い手に対して支援することで農業産出額の拡大を目指してまいります。

また、地域農業を支える担い手を育成、確保するため、担い手総合支援対策事業として、新規就農から農業経営の改善、発展まで一貫した支援を充実してまいります。

農林環境の保全として、多面的機能支払事業や林道振興行政事業による林道整備など、整備と適正な維持管理に取り組むことで、農地や森林が適正に管理され、多面的な機能が保たれるよう努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受ける事業者に対し、新たにキッチンカーなどを活用した創業や事業拡大を支援することで、市内事業者の販路拡大、経営力強化を図り、企業の経営安定と創業しやすい環境の整備を目指してまいります。

安定的な雇用を促進していくために、人財育成推進・確保対策協議会と連携し、働きやすい職場環境づくりに向けた支援をすることで、市内企業が就労先として選ばれるよう、特に若年層の人材確保に向けた取組を強化してまいります。また、雇用の場を確保するため、新たな工業用地の整備について検討を進めてまいります。

コロナ禍での開催となった昨年の新庄まつりですが、感染症予防対策の徹底と新庄まつり実行委員会の熱意で無事成功裏に終えることができました。本年は通常開催できることを信じております。また、令和7年度に新庄藩が開府400年を迎えることを全国にアピールするため、プレ事業として東京巢鴨に山車を派遣します。

さらに、このたび信金中央金庫から企業版ふるさと納税として寄附金を頂きました。この寄附金を活用して、新庄開府400年に向けて城下町新庄の歴史的資源を活用し、市内の観光周遊促進に向けた事業に取り組んでまいります。

私の公約の一つである道の駅については、令和7年度のオープンに向けて、エコロジーガーデン周辺を国との一体型で整備することについて協議してまいります。

これまで検討されてきたインターチェンジ付近の道の駅については、本市が事務局となる8市町村による新たな組織で今後検討してまいります。

5つ目のまちづくりの柱「生活環境安全・安心で美しいまち」ですが、近年、局地的な集中豪雨や地震などによる被害が全国的に発生しており、防災減災への関心が高まっております。大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、安心した生活を実現するため、事前防災及び減災等に向けた施策に取り組んでまいります。

また、行政として公助の充実を図りながら、市民の自助、共助を主体とする自主防災組織の育成と活動支援を行うため、自主防災組織育成助成事業を継続してまいります。

高浸水地域に位置している畑地区は、令和2年の豪雨災害により被災した数日間、飲料水の供給ができなくなるなど、災害時の安定した供給が課題となっておりました。そこで、本年、本合海地区から畑地区への送水を可能とするため、本合海地区配水管布設及び橋梁添架工事を実施し、インフラにおける防災対策の充実を図ってまいります。さらに、移動式の排水専用ポンプを新たに2台配備し、本合海地区及び市内の内水氾濫に対応できるよう防災体制の強化を図ってまいります。

交通事故や犯罪が起きにくい環境が整備され、市民が安全安心に暮らすことができるよう、交通安全・防犯活動の推進に力を入れてまいります。その中で、犯罪や事件の未然防止と発生した場合の二次被害を防止するために、本年は2次整備事業として防犯カメラ8台を市内各所に設置してまいります。

生活環境の保全を推進するために、自然環境保全活動の推進や防犯灯のLED化更新補助事業を継続で行うことで、省エネルギー化やカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、自然環境の保全に対する市民の意識醸成と良質な生活環境が維持されるよう努めてまいります。

6つ目のまちづくりの柱「都市基盤快適な暮らしを支えるまち」では、道路網の充実を図るため、日常的なパトロールや地域からの要望に

よる市道の改修を行い、市道機能の保全に努めるほか、道路橋梁の劣化状況を把握し、計画的な維持修繕により長寿命化を図ることで、安全な道路環境の整備を目指してまいります。

今シーズンも年末年始から大雪の日が続き、1月のほとんどが除雪作業に追われる日々が続きました。本市において克雪は長年の課題であり、その対策として、冬期間の安全な交通確保と住民生活の維持を図るため、市道及び生活道路の除排雪の強化に努めてまいります。また、昨年好評だった小型除雪機等購入費補助金を継続し、雪総合対策事業の強化を図り、克雪対策の推進を図ってまいります。

令和2年度から見直しを進めてまいりました都市計画道路について、今後、廃止区間を含む路線について都市計画変更手続を進めてまいります。また、機能的で住みやすい市街地形成を目指すため、立地適正化計画に着手し、令和5年度を目途に都市計画用途地域の見直し作業を進めてまいります。その上で、緩やかな居住誘導として、整備されたインフラを有効活用し、空き地、空き家など市街地の空洞化解消に向けて取り組んでまいります。

市営バスまちなか循環線につきましては、順調に利用者数を伸ばし、徐々に市民に浸透しているものと感じております。今後も安心して利用していただけるよう安全な運行に努めてまいります。

地域公共交通の課題の一つである公共交通空白地域の解消に向けて、2つのモデル地域でデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施いたします。その他の地域につきましても、関係機関と連携し、デマンド型乗合タクシーの導入に向けて協議を進めてまいります。

人口減少社会においても安全安心な水道水を安定供給するため、昨年10月、利用者の口径に応じた口径別料金体系に見直しを行っております。また、本年は水道料金等の支払いにおいて

コンビニ収納やスマートフォン収納を導入し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

県立新庄病院の移転に伴い、配水本管から病院までの管路を耐震化するため、金沢地区配水管布設替え工事を行い、水道施設の計画的な整備、更新に努めてまいります。

生活排水処理につきましては、本市の普及率が県平均を下回っていることから、引き続き普及率の向上を図り、生活排水の適正処理を目指してまいります。

7つ目のまちづくりの柱「シティプロモーション選ばれるまち」では、市民が知りたいこと、市が知らせたいことがしっかりと伝わる戦略的な広報を推進し、本市の情報や魅力を広く市内外に伝えることで、市政への関心や参加意欲が高まり、本市への愛着や誇りが醸成されるよう、「伝わる」情報発信の充実に努めてまいります。その一つとして、スマートフォンに対応したデザインにリニューアルした市公式ホームページとLINEなどの多様な情報媒体による情報発信を強化します。

移住交流に向けた支援の充実に図るため、昨年12月に移住コーディネーターとして地域おこし協力隊員が着任しました。関係機関と連携しながら、仕事や住まいに関する情報の提供など、移住促進のための情報発信の強化に取り組んでまいります。

8つ目のまちづくりの柱「行政経営将来にわたって持続可能なまち」では、地域課題を地域と行政が連携して解決できる体制を整備するため、地域づくり活動を推進してまいります。効果的、効率的な行財政運営を目指すため、第7次新庄市行財政改革大綱や新庄市中期財政計画などの個別計画に基づき、業務の効率化や健全な財政運営に向け、取り組んでまいります。

私は、これまでインフラ整備といえば道路や橋梁、上下水道などハード面が中心であったと感じておりますが、現在の高速化する情報社会

においては情報インフラの整備が重要であると考えております。そこで、デジタル技術をより積極的に活用することで、市民サービスのさらなる向上や業務の効率化に努めてまいります。

先行して昨年12月から、市民課、税務課などの窓口で複数のQRコード決済に対応できる総務省統一QR「JPQR」を県内で初めて導入しました。これにより住民票などの手数料や施設使用料の支払いがスマートフォンのアプリを用いて決済できるようになりました。

また、市営バスまちなか循環線と土内線、芦沢線では、冬期間の積雪状況により運行環境が悪化し、慢性的な遅延が発生している状況がありました。そのため、リアルタイムで運行状況が確認できるバスロケーションシステムを昨年11月から試験導入しており、本年4月からは本格的に運用してまいります。

本年は、マイナンバーカードを利用することで、市役所に来なくとも全国で住民票等各種証明書が取得できるようコンビニ交付の導入に向け、準備を進めてまいります。

また、社会教育施設では、オンラインイベントやオンライン会議が開催できるよう、施設のWi-Fi環境を強化してまいります。

このほか、先月からは、市民課、会計課両窓口において、来庁者のプライバシーの保護、窓口の混雑緩和、スムーズな案内を行うため、整理番号を表示し、音声案内をする広告付き番号案内表示システムを民間企業との連携により導入しております。

このように、市民サービスの向上を実現するためにデジタルトランスフォーメーションなどを推進し、市民ニーズに合った質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

また、今後の市庁舎建設に向けて庁舎建設基金を設置し、将来予定される新庁舎建設のため、本年から積み立ててまいります。その上で、新庁舎建設に係る職員研修を実施し、訪れる誰も

が利用しやすい庁舎となるよう研究してまいります。

これら8つのまちづくりの柱の事業と併せ、まちづくりにおける重点課題と経営課題の解決に向け、3つの重点プロジェクトに全庁的に取り組んでまいります。

1つ目の「若者や子どもであふれるまちプロジェクト」では、若者の地元回帰の促進、子供を産み育てたいと思える環境づくり、郷土愛の醸成に向けた教育の推進に取り組むことで、若者や子供であふれるまちを目指してまいります。

2つ目の「市民が健康で元気なまちプロジェクト」では、健康増進に向けた支援と生きがい創出、多様な活躍に向けた環境整備、介護予防の推進に取り組むことで、市民が健康で元気なまちを目指してまいります。

3つ目の「持続可能で選ばれるまちプロジェクト」では、戦略的広報の推進、行財政改革の推進、市民参画の推進に取り組むことで、持続可能で選ばれるまちを目指してまいります。

新年度を迎えるに当たり、市政運営に関する基本的な考え方と主要な事業についての概要を申し上げました。

私は、就任以来、一貫して「元気とやさしさがあふれるまちづくり」に取り組んでまいりました。近年は「障がい者にやさしいまちづくり」を政策のキーワードに掲げ、そのために市役所として何ができるのか、職員自身が自分の職務において何ができるのかを常に考え行動するよう促してまいりました。その一つとして、町なかの公衆トイレなどバリアフリー化を進めております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式が求められ、オンラインサービスやキャッシュレス決済の利用の増加などデジタル化の流れが急加速しており、暮らし方や働き方も変化し、求められるまちの姿も変わってきております。

こうした社会背景を踏まえ、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるために、本年は本市におけるデジタル化元年として、デジタル技術の活用と情報インフラの強化を進めてまいります。

その上で、デジタル技術を利用できる人も利用できない人も誰一人取り残されることのないよう努め、新庄市ならではの住みよさを形にして、市民一人一人が心の豊かさを実感できるまちを目指していかなければなりません。そのためにも職員一人一人が高い意識を持ち、掲げた目標に向けて全力で取り組むことで、本市の課題を解決し、さらにSDGs（持続可能な開発目標）にも取り組むことで、全ての市民にとって優しいまち、安心して暮らせる共生社会の実現につなげてまいりたいと考えております。

最後に、市民の皆様の「役に立つ所」が市役所であります。「まちは誰のもの」と常に自らに問いかけ、市民第一主義を引き続き意識しながら、市民の皆様にとって本当に住みやすく、住んでよかったと思えるまちを目指し、そして一日でも早いコロナ禍の終息を願い、職員一丸となり市政運営に取り組んでいく決意を表明し、令和4年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

高橋富美子議長 どうも御苦労さまでした。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

議案7件一括上程

高橋富美子議長 日程第10議案第10号令和4年度

新庄市一般会計予算から日程第16議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算から議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算までの議案7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第10号から議案第16号まで、新庄市一般会計及び特別会計並びに水道事業会計及び下水道事業会計の令和4年度当初予算について御説明申し上げます。

国は、令和4年度地方財政計画によれば、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の推進、消防・防災の一層の強化などにも取り組みながら、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保したとしております。

本市においては、公共施設の改修費用や社会保障費の増大が見込まれるほか、明倫学園のグラウンド・外構整備や中部保育所建設事業など、引き続き多額の経費を要する見込みとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、オミクロン株の急速な感染拡大によりいまだ終息の兆しが見えない中、低迷する経済対策や感染予防対策としてのワクチン接種事業をしっかりと進めていく一方で、一般財源の総額については大きな伸びが見込めない状況となっております。

このような中ではありますが、市民の暮らし

に直結する課題、要望などに的確に対応し、第5次新庄市総合計画に基づく事業を着実に推進することを予算編成方針の根幹に据え、令和4年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は185億8,300万円となり、前年度との比較では4億3,400万円、率にして2.3%の減であります。昨年度に引き続き大型の予算となっております。

このたびの大型の予算規模となった主な要因といたしましては、先ほども申し上げましたが、明倫学園のグラウンド及び外構の整備事業費や新たに中部保育所の建設事業を計上したことなどによるものであります。また、ふるさと納税寄附金につきましても、今年度予算と同額の10億円を計上したことから、これも予算規模を大きくする要因となっております。

主な事業内容であります。行政サービスにおけるデジタル化を推進する中において、住民票などのコンビニ交付サービスを導入し、住民サービスのさらなる向上と事務の効率化を図ってまいります。

子育て支援事業といたしまして、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、健やかに学校生活を送るための一助として、小学校及び中学校等に入学した児童の保護者に対し児童1人当たり3万円の入学祝い金を支給することといたします。また、子供の教育・保育環境の充実を目指し、新たな中部保育所の建設事業に着手するとともに、民間立保育施設が施設整備を行う場合、その費用の一部を助成してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、引き続き18歳以上の方への追加接種を行うとともに、5歳から11歳までの子供への接種を実施し、発症と重症化の予防を図ってまいります。

また、コロナ禍における新たな事業展開の支援策といたしましては、市内の中小企業または個人が、移動調理販売車両、いわゆるキッチン

カーを導入して新たに事業展開をしようとする場合に、これに補助金を交付して経営力の強化と事業の再構築の支援を図ってまいります。

今年度に整備計画を策定したエコロジーガーデン道の駅整備事業につきましては、令和7年度のオープンに向け、引き続き測量等の業務を進めるなど、事業を推進してまいります。

令和3年度、明倫学園が開校いたしました、令和4年度はグラウンド及び建物周辺の外構工事に着手し、令和5年8月までの完成を目指して取り組んでまいります。

今年度も昨年に続いて大変な豪雪となりましたが、雪に強いまちづくりをさらに推し進めるため、金沢地区流雪溝用水導入事業に加え、今年度着手した桜町地区の流雪溝整備事業も一層推進していくこととしており、全体として安全安心に暮らせる住みよい地域社会をつくっていくことを基本とした予算としております。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げますが、一般会計の詳細及び4特別会計につきましては財政課長に、水道事業会計及び下水道事業会計につきましては上下水道課長に説明させますので、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

荒澤精也財政課長 それでは、議案第10号令和4年度一般会計予算案について御説明申し上げます。1ページをお開きください。

一般会計の予算総額は、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ185億8,300万円となり、前年度比4億3,400万円、率にして2.3%の減となっております。

第2条及び第3条につきましては、後ほど説明させていただきます。

第4条一時借入金につきましては、その最高額を令和3年度と同額の15億円と定めるとともに、第5条におきまして人件費に係る歳出予

算の流用について定めております。

2ページから6ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど御確認いただきたいと思っております。

7ページ、第2表債務負担行為につきましては、新たに債務負担行為を設定するものとして、明倫学園建設事業につきましては期間を令和4年度から5年度にかけて限度額を2億2,062万円と設定し、旧矢作家住宅保存修理事業につきましても期間を令和4年度から5年度にかけて実施し、限度額を5,330万円と設定するものでございます。

第3表地方債につきましては、令和4年度の市債といたしまして保育所建設事業をはじめとする14件となっております。総額につきましては臨時財政対策債を含めまして13億2,730万円 で前年度比5億240万円の減となっております。

それでは、9ページからの歳入歳出予算について御説明いたします。

歳入歳出ともに各款の予算額と前年度予算額の比較につきましては9ページ及び10ページの事項別明細書のとおりとなっておりますので、各款の予算額につきましてはこちらを御参照いただきたいと思っております。

まず初めに、11ページからの歳入について御説明申し上げます。

1款市税ですが、款の合計額は43億4,310万9,000円で前年度比4,218万3,000円の増でございます。個人市民税が1,472万7,000円の減、法人市民税が6,859万7,000円の増、12ページの固定資産税が家屋の増などにより1,829万円の増となっております。

一方で、13ページ、市たばこ税につきましては売上げ本数見込みの減少により3,908万4,000円の減となっております。

14ページ中段、2款地方譲与税から16ページ、10款地方特例交付金までにつきましては、令和3年度の決算見込み及び令和4年度の地方財政

計画上での伸び率を勘案して計上しております。

続きまして、11款地方交付税につきましては、地方財政計画の伸び率や事業費補正などを考慮し、前年度比1億3,700万円増の46億7,200万円と見込んでおります。

同じく16ページ下段からの13款分担金及び負担金につきましては、前年度比1,109万6,000円の増、17ページからの14款使用料及び手数料は2,009万5,000円の減と見込んでおります。

続きまして、19ページ、15款国庫支出金は全体で24億1,356万1,000円となり、前年度比1億9,461万8,000円の減となっております。障害児通所給付費等負担金や保育所等整備交付金が増加した一方で、最も大きな減少要因といたしまして明倫学園建設に係る負担金が大きく減少したものでございます。

続きまして、23ページからの16款県支出金につきましては、14億8,761万2,000円で前年度比3,554万6,000円の減となっております。障害児通所給付費等負担金や林業・木材産業成長産業化促進対策交付金などが増加した一方で、畜産所得向上支援事業費補助金や産地生産基盤パワーアップ事業費補助金などの農林水産業費補助金が大きく減少したものでございます。

続きまして、27ページに飛びまして、18款寄附金でございますが、今年度のふるさと納税の寄附実績を勘案しまして、令和3年度と同額の10億円とするものでございます。

その下の19款繰入金につきましては、7億1,672万6,000円で前年度比9,966万8,000円の増となっておりますが、明倫学園、その他の大規模建設事業や臨時的なソフト事業の財源としまして、財政調整基金及び市有施設整備基金から合わせて3億5,000万円を、またふるさと納税寄附金を原資とするまちづくり応援基金から3億2,000万円の繰入金を計上しております。

最後に、30ページ、22款市債につきましては、13億2,730万円で前年度比5億240万円の減とな

りました。地方財政計画の減少率を考慮して臨時財政対策債を大幅に引き下げたことが大きな減少要因となっております。

続きまして、31ページからの歳出について御説明いたします。

1款議会費は、1億8,021万2,000円で前年度比433万8,000円、率にして2.4%の減となっております。

32ページからの2款総務費は、25億8,611万3,000円となり、前年度比1億2,706万9,000円、率にして5.2%の増となっております。1項1目一般管理費には令和3年度退職者と令和4年度新規採用者との差額分や会計間の異動に伴う職員給与費をここで措置しておりますが、1目全体で308万6,000円の増となっております。

なお、一般会計全体における人件費は前年度比3,348万8,000円の増となっております。特別職及び一般職の給与費につきましては120ページ以降の給与費明細書に記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて、7目企画費の37ページ、下段でございますが、ふるさと納税事業費については前年同様10億円の寄附金を見込みまして予算計上してございます。

また、38ページ中段の地域づくり支援事業費のうち区長報酬につきましては、これまでの謝金から改正して計上してございます。

39ページの歴史的風致を生かしたまちづくり事業費につきましては、歴史的風致維持向上計画の認定に向け、必要な費用を計上しております。

41ページからの11目市民生活対策費につきましては、めくっていただきまして42ページ上段になりますが、防犯カメラの新設工事費を計上してございますが、令和4年度及び令和5年度の2か年で街頭に防犯カメラを設置しまして、安全安心な地域づくりに取り組んでまいります。その下の地域公共交通対策費につきましては、

公共交通空白地域の解消に向けたデマンド型乗合タクシー運行事業費を新たに計上してございます。

46ページの3項戸籍住民基本台帳費には、行政サービスのデジタル化を推進する中で住民サービスの利便性をさらに高めるため、住民票や戸籍等の諸証明をコンビニ等で取得できるシステム導入のための費用を計上しております。

47ページからの4項選挙費につきましては、令和4年度執行予定の参議院議員選挙に係る経費及び令和5年度執行予定の県議会議員選挙に係る準備経費等を計上してございます。

51ページからの3款民生費は、61億1,388万1,000円で前年度比2億5,374万5,000円、率にして4.3%の増となっております。

54ページの4目障害者自立支援費のうち介護給付費訓練等給付費が前年度より1億556万4,000円増の9億6,191万3,000円となっております。

また、55ページの5目老人福祉費には前年度に引き続き地域福祉基金積立金2,000万4,000円を計上し、その下の6目介護保険費には介護保険事業特別会計への繰出金5億3,966万9,000円を計上しております。

1項社会福祉費全体では1億2,680万6,000円の増となっております。

続きまして、2項児童福祉費の主な事業といたしまして、56ページ中段でございますが、小中学校等新入学祝い金1,530万円でございますが、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、健やかに学校生活を送るための一助として、小学校及び中学校等に入学した児童1人当たり3万円の入学祝い金を新たに支給するものでございます。

また、58ページ中段の公立保育所施設整備事業費には新たな中部保育所の建設事業に要する経費を計上するとともに、59ページになりますが、民間立保育所施設が施設整備を行う場合に

その費用の一部を助成いたします民間立保育所等施設整備費補助金を新たに制度化するものでございます。

59ページの2目児童母子措置費が前年度比2,849万7,000円の減となっておりますが、児童手当及び児童扶養手当給付費の減が主な要因となっております。

2項児童福祉費全体では前年度比1億1,341万6,000円の増となっており、児童福祉の全体にわたり子育て支援の様々な施策展開に資する予算を編成しております。

63ページからの4款衛生費は、12億914万1,000円で前年度比2,635万2,000円、率にして2.1%の減でございます。

1目保健衛生総務費では、64ページ下段の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきまして、今年度に引き続き18歳以上の方への追加接種及び5歳から11歳までの子供へのワクチン接種に取り組むための費用8,041万2,000円を計上してございます。

67ページの6目環境衛生費でございますが、前年度比842万3,000円の減となっておりますのは、横町の公衆トイレの改修工事費の減少が主な要因となっております。

続きまして、69ページ、2項清掃費のうち2目塵芥処理費でございますが、前年度比1,308万3,000円の減となっておりますのは、最上広域分担金の減が主な要因となっております。

続きまして、70ページ、5款労働費につきましては、2,014万2,000円で前年度とほぼ同額となっておりますが、勤労者生活安定資金預託金2,000万円が主な内容となっております。

71ページからの6款農林水産業費は、8億2,620万5,000円で前年度比1億451万2,000円、率にして11.2%の減となっております。

72ページ、1項3目農業振興費が前年度比9,353万4,000円の減となっておりますが、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減などが

主な要因となっております。

また、73ページの上段でございますが、コロナ禍により今年度も延期となりました全国ねぎサミット実行委員会への負担金720万円を改めて計上してございます。

74ページ、4目畜産業費は、前年度比4,773万6,000円の減となっておりますが、畜産所得向上支援事業費補助金の減が主な要因となっております。

また、5目農地費の土地改良事業費の減につきましては、平成5年度から債務負担行為を設定して支出しておりました新庄農業水利事業農家負担軽減対策助成金が今年度をもって終了したものでございます。

78ページ、2項1目林業振興費が前年度比3,944万9,000円の増となっておりますが、これにつきましては林業・木材産業成長産業化促進対策交付金の増が主な要因となっております。

79ページからの7款商工費は、11億9,751万9,000円で前年度比2億4,643万9,000円、率にして17.1%の減となっております。

まず1項2目商工振興費でございますが、81ページの上段に移動調理販売車両等導入支援事業費補助金600万円を新たに計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経営に多大な影響を受けている市内の中小企業または個人が、移動調理販売車両、いわゆるキッチンカーを導入して新たな事業展開をしようとする場合に、これに補助金を交付して支援するものでございます。

その下の3目観光費につきましては、前年度比1,131万3,000円の増となっておりますが、新庄開府400年記念事業のプレ事業として東京巢鴨への山車の派遣を行うため、事業費1,571万8,000円の予算を新たに計上してございます。

86ページの新型コロナウイルス対策費につきましては、令和4年度予算をゼロとし、1億9,012万円の減となっております。この分が

商工費の全体予算の主な減少要因となっておりますが、今年度実施いたしましたやまがたGo To Eatキャンペーン登録事業者応援給付金や地域経済活性化商品券発行事業費が減少したことによるものでございます。

本市のコロナ禍における今後の経済対策につきましては、感染症拡大が地域に与える影響等を随時把握しながら、補正予算によりの確かつ効果的に実施していきたいと考えております。

86ページからの8款土木費は、19億1,879万5,000円で547万1,000円、率にして0.3%の増ということで、ほぼ前年同程度となっております。

初めに、89ページ、2項3目道路新設改良費は3,684万1,000円の増となっておりますが、角沢松本線及び一本柳檜葉沢線の事業費がそれぞれ増加したものでございます。

90ページ、4項1目都市計画総務費は3,036万8,000円の増となっておりますが、道の駅整備事業の測量業務委託料等の経費のほか、住宅リフォーム総合支援事業費補助金につきましては、県の補助金に市の単費を追加しまして前年度より1,870万円増の4,220万円を計上しております。

続いて、91ページからの5項1目住宅管理費につきましては、前年度比1億205万9,000円の減となっておりますが、公営住宅改善事業として小桧室団地の屋根改修工事費や定住促進住宅3号棟の外壁改修工事等の減によるものでございます。

93ページ、6項1目除排雪費につきましては、道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車借上料合わせて3億3,600万円を計上しております。

また、94ページ、2目雪総合対策費におきましては、流雪溝整備事業などに係る経費として総額1億7,114万9,000円を計上し、雪に強い安全で快適なまちづくりをさらに推進してまいります。

95ページ、9款消防費は6億8,160万9,000円

で前年度比79万7,000円、率にして0.1%の増で、こちらもほぼ前年同程度となっております。

まず1項2目非常備消防費が前年度比2,426万1,000円の減となっておりますが、消防団員の活動服分の備品購入費が減少したものでございます。その他の内容といたしましては、96ページ、3目消防施設費におきまして、前年度に引き続き老朽化している小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新費用に係る経費を計上し、97ページ、5目災害対策費におきましては水害時の排水ポンプを新たに整備する備品購入費を計上してございます。

98ページからの10款教育費は、23億1,115万円で前年度比4億6,946万4,000円、率にして16.9%の減となりました。

1項2目事務局費が734万1,000円の増となっておりますが、これにつきましてはスクールバスの更新に係る予算が増加したものでございます。

102ページ、2項1目小学校管理費につきましては、4,285万3,000円の増となっておりますが、光熱水費や修繕料の増加に加えまして、日新小学校のプール解体に係る工事費を計上してございます。

104ページ、3項1目中学校管理費につきましては、2,234万4,000円の増となっておりますが、日新中学校テニスコートの改修に係る工事費を計上してございます。

106ページ、4項1目義務教育学校費につきましては、3,038万8,000円の増となっておりますが、萩野学園の教科教室等におけるエアコン設置に要する設計及び工事請負費を計上してございます。

108ページ、4項4目学校建設費につきましては、6億9,748万6,000円を計上しておりますが、今年度の体育館等の建設に引き続きグラウンド及び建物周辺の外構工事に係る費用を計上するものでございます。

続きまして、108ページからの5項社会教育費について御説明申し上げます。

初めに、110ページ、2目市民プラザ費の減少につきましては、エレベーター改修工事費の減によるものでございます。また、3目公民館費の増につきましては、八向地区公民館の改修工事費による増でございます。

続いて、112ページ、6目文化財保護費が1,890万5,000円の減となっておりますが、新庄藩主戸沢家墓所の保存修理が完了したことにより減少するものでございます。

113ページの7目旧矢作家住宅管理費につきましては、保存修理に係る工事請負費を計上するものでございます。

同じく113ページ、8目ふるさと歴史センター費でございますが、今年度に引き続き空調設備改修に係る工事請負費4,849万6,000円を計上してございます。

117ページ、12目体育施設費につきましては、前年度比2,863万7,000円の増となっておりますが、修繕費が減少した一方で、体育館進入路、融雪設備改修工事費等の工事請負費や移動式電動バスケットゴールなどの備品購入費を計上したことにより増となっております。

続きまして、119ページ、12款公債費は、15億1,822万7,000円で前年度比3,409万4,000円、率にして2.3%の増となっております。

ここまでの一般会計歳出の説明でございます。

高橋富美子議長 説明の途中でありますが、ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

荒澤精也財政課長 引き続き、特別会計について

御説明いたします。

137ページをお開きください。

議案第11号国民健康保険事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は31億5,076万1,000円で前年度比5,445万9,000円、率にして1.8%の増となっております。

第2条一時借入金の限度額は1億円と定め、歳出予算の流用は第3条の規定のとおり保険給付費に限定するものでございます。

143ページからの歳入を御覧ください。

1款国民健康保険税は、5億7,041万3,000円を計上し、前年度比8,656万1,000円の減となっております。

144ページ、3款県支出金の保険給付費等交付金につきましては、22億6,637万1,000円で前年度比7,075万8,000円の増となっております。

5款繰入金につきましては、一般会計繰入金が2億868万5,000円で前年度比1,896万9,000円の減となっております。

歳出につきましては、148ページからの2款保険給付費でございますが、22億3,542万9,000円となり、前年度比6,601万3,000円の増となっております。

また、150ページの3款国民健康保険事業費納付金につきましては、県への納付金として計8億3,058万円を計上しておりますが、前年度比1,924万7,000円の減となっております。

続きまして、157ページ、議案第12号交通災害共済事業特別会計予算案につきましては、歳入歳出予算額は408万7,000円で前年度比158万5,000円、率にして27.9%の減となります。

歳入歳出の明細につきましては、160ページ及び161ページに記載しておりますが、内容といたしましてはほぼ前年度と同様となっております。

次に、163ページ、議案第13号介護保険事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は37億9,304万3,000円で前年度比620万円、

率にして0.2%の微増となっております。

第2条歳出予算の流用につきましては、国保会計と同様に保険給付費内に限定するものでございます。

169ページからの歳入につきましては、1款保険料は7億8,060万5,000円で前年度比127万3,000円の減となっております。

4款国庫支出金につきましては、1項、2項合わせまして9億1,956万3,000円で前年度比556万5,000円の増、さらに170ページ、5款支払基金交付金も419万7,000円の増となっております。

また、歳出につきましては、175ページからの2款保険給付費におきまして各サービス等給付費の合計が35億5,237万9,000円となり、前年度比1,273万9,000円の増となっております。

最後に、187ページ、議案第14号後期高齢者医療事業特別会計予算案でございますが、歳入歳出予算額は4億9,745万5,000円で前年度比4,727万8,000円、率にして10.5%の増となっております。

192ページの歳入につきましては、1款保険料及び3款繰入金ともに増加しておりますが、195ページ、歳出の3款後期高齢者医療広域連合納付金を4,463万6,000円の増と見込んだため、これに相応して歳入も増となるものでございます。

以上で令和4年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 上下水道課長矢作宏幸さん。

(矢作宏幸上下水道課長登壇)

矢作宏幸上下水道課長 私からは、議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算及び議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算につきまして、別冊の令和4年度新庄市上下水道事業予算書により御説明申し上げます。

予算書1ページを御覧ください。

議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算でございます。

水道事業会計につきましては、人口減少などに伴い、給水収益の減少傾向が続く厳しい経営状況ではございますが、災害時においても安定した水道水の供給が行えるよう、本合海地区の緊急時用連絡管整備事業を実施するなど、平成28年度以降では最大となる建設改良事業費を計上し、将来にわたり安全安心な水道水を供給していくための予算を編成いたしました。

第1条令和4年度新庄市水道事業会計予算は次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は次のとおりといたします。給水件数は1万4,333件、年間総給水量は372万6,000立方メートル、1日平均給水量は1万208立方メートル、主要な事業として建設改良事業費5億4,978万8,000円でございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は10億9,587万4,000円を見込んでおり、支出の第1款水道事業費用は10億5,510万1,000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。2ページを御覧ください。

収入の第1款資本的収入は1億4,103万9,000円を見込んでおり、支出の第1款資本的支出では7億8,380万5,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する6億4,276万6,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費用との間とします。

第6条議会の議決を経なければ流用することできない経費として職員給与費の5,258万6,000円、交際費の1万円とします。

第7条他会計からの補助金として、統合水道

利子償還等のため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は416万8,000円とします。

第8条棚卸資産の購入限度額は865万円とします。

次に、予算に関する説明書について御説明いたします。

記載しております内容としましては、3ページからの予算実施計画、10ページには令和4年度の現金の流れを示した予定キャッシュフロー計算書、11ページからは給与費明細書、14ページ以降には予定貸借対照表、予定損益計算書、重要な会計方針等を定めた注記を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げました。

続きまして、予算書20ページを御覧ください。

議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算でございます。

下水道事業会計につきましては、快適な生活環境の改善と公共用水域の水質保全を推進していくため、汚水管渠整備区域の拡大や、懸案でありました準用河川矢目田川の溢水を防止するため、雨水幹線を整備し、豪雨時の浸水対策を図っていく予算としております。

第1条令和4年度新庄市下水道事業会計予算は次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は次のとおりといたします。公共下水道事業につきましては、接続戸数は8,013件、年間総排水量は234万2,785立方メートル、1日平均排水量は6,419立方メートル、主要な事業として建設改良事業費2億7,204万円でございます。農業集落排水事業につきましては、接続戸数は485件、年間総排水量は29万1,718立方メートル、1日平均排水量は799立方メートルでございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。公共下水道事業の収入第1款下水道事業収益は8億9,337万8,000円を見込

んでおり、農業集落排水事業の収入第1款下水道事業収益は8,512万9,000円を見込んでおります。

21ページを御覧ください。

公共下水道事業の支出第1款下水道事業費用は8億7,381万7,000円を見込んでおり、農業集落排水事業の支出第1款下水道事業費用では8,655万9,000円を見込んでおります。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。公共下水道事業の収入第1款資本的収入は5億8,744万9,000円を見込んでおり、農業集落排水事業の収入第1款資本的収入では2,541万9,000円を見込んでおります。

22ページを御覧ください。

公共下水道事業の支出第1款資本的支出は8億4,905万9,000円を見込んでおり、農業集落排水事業の支出第1款資本的支出では3,732万7,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億7,351万8,000円は、当年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

第5条水洗便所改造等資金利子補給については、令和5年度から令和9年度までの期間で融資総額300万円の融資残高に対し年1.2%以内の割合で計算した額を限度額といたします。

第6条は公共下水道事業の企業債について記載しております。

第7条一時借入金の限度額は5億円とします。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、営業費用と営業外費用との間とします。

23ページを御覧ください。

第9条議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の6,442万9,000円とします。

第10条他会計からの補助金として、総務省基準に基づく繰入金など一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額は2億9,248万7,000円

とします。

次に、予算に関する説明書について御説明いたします。

24ページからの予算実施計画、34、35ページには令和4年度の現金の流れを示した予定キャッシュフロー計算書を記載してございます。36ページから38ページには給与費明細書、39ページには債務負担行為に関する調書、41ページ以降には予定貸借対照表、予定損益計算書、重要な会計方針等を定めた注記を記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上、議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

日程第17 予算特別委員会の設置

高橋富美子議長 日程第17予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算から議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算までの令和4年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

高橋富美子議長 これより、ただいま設置されま

した予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長との互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願ひいたします。

議案8件一括上程

高橋富美子議長 日程第18議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例についてまでの議案8件を会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例についてまでの議案8件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第19号新庄市職員の育児休業

等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

令和3年6月に、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、本市の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件についても、妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援についての措置を講じていくこととしており、本案はそのうち非常勤職員につきまして育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業等を取引可能な職員の区分や、育児休業等を取引しやすい勤務環境を整備するために、市が講じる措置を明文化するため、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、現行では子が1歳に達するまでとしている非常勤職員の育児休業期間を原則1歳6か月間まで、特別な事情がある場合には最長2歳まで延長できることとするものであります。

また、妊娠、出産等を申し出た職員に対する休暇制度の周知や面談・相談体制の整備など、職員が育児休業を取引しやすい勤務環境の整備として市が講じる措置について規定するものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、令和4年4月1日付で行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、新庄市個人情報保護条例において同法の規定を引用している部分につきまして、必要な規定の整備を行うものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第21号新庄市庁舎建設基金条例に

ついて御説明申し上げます。

本市の庁舎は、昭和30年に建設してから66年が経過しており、平成28年に耐震補強工事を行ったものの、建物の老朽化が進んでおります。また、近年は防災拠点としての庁舎の重要性が高まっていることや、執務スペースの不足、エレベーターの設置などバリアフリー化といった課題に対応するためにも新しい庁舎の必要性が増しております。

新庁舎の建設につきましては多額の事業費が必要となることから、その財源を確保するため、新たに基金条例を規定するものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第22号新庄市民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度末をもって廃止する新庄市本合海児童センターの施設を活用し、新庄市八向地区公民館を移転するため、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、移転後における新庄市八向地区公民館の位置を現在の本合海児童センターの所在地である新庄市大字本合海185番地とし、移転に伴い変更が生じる施設、設備の使用料について、本市の使用料見直しに関するガイドラインに基づき設定するものであります。

なお、児童センターの廃止後は地区公民館として使用するに当たり、施設の改修が必要であることから、施行日につきましては使用開始に合わせて規則で定めることといたします。

次に、議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、令和4年4月1日から設置する新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補の選定に当たり、公募を行ったところ、一般財団法人新庄市体育協会1団体から応募がございました。市民から選出された委員を含む指定管理者候補選定委員会において、新たに設置する北辰屋内運動場の設置理念及び特性を理解していることや、これまでの体育施設の運営実績、人材育成への取組などが高く評価され、一般財団法人新庄市体育協会が指定管理者候補に選定されました。

指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とするものであります。

次に、議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額につきましては、県において保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業が令和3年9月から実施されたことを受け、本市においても年収470万円未満の世帯に係る利用者負担額について2分の1を軽減する措置を実施しております。現在、この軽減措置は保護者等に対する補助事業として実施をしておりますが、令和4年度におきましては条例の規定による利用者負担額に関する特例を設け、補助の申請などの手続を不要とするとともに経済的な負担を軽減するため、本案を提案するものであります。

改正の内容といたしましては、令和5年3月31日までの間において県事業の対象となる年収470万円未満の世帯の利用者負担額を半額とする特例を附則に追加するものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

なお、この軽減措置は県の事業を財源とするものでありますので、条例上の特例の期限は単年度とし、国及び県の動向を見極めながら、必要に応じ特例の期限を延長していくことといた

します。

次に、議案第25号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

令和3年9月に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備などに関する政令が公布され、国民健康保険法施行例の一部が改正されました。この改正により、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の5割を減額する制度が新設されたことから、本市の国民健康保険条例について必要な改正を行うものであります。

また、昨年度より本市の国民健康保険運営協議会において、子育て世代の経済的負担を考慮し、子供に係る被保険者均等割額の軽減について重ねて御審議いただき、昨年11月に答申を受けました。本市においては、答申を踏まえ、国制度における未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に加え、対象年齢及び減額幅を拡充し、15歳以下の子供に係る被保険者均等割額の全額を減額するため、必要な改正を併せて行うものであります。

施行日は令和4年4月1日といたします。

次に、議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障が生じた市内の中小企業者を支援するため、基金を設置し、中小企業に資金を貸し付ける金融機関に対する利子補給事業を行っておりますが、借り受けた資金について返済期間などの条件変更を行った中小企業者に対し直接利子補強を行う必要が生じたため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、この基金を活用し利子補給を行う対象として当該資金を借り受けた中小企業者を追加するものであります。

施行日は公布の日といたします。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 これより、ただいま説明のありました議案8件について総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 私は、議案第23号に関して質問します。この案件に関しては後ほど常任委員会に付託され、慎重な審査をされるものと思いますが、基本的な考え方を整理したいと思いましたが、質問させていただきます。

北辰の体育館をどうするんだということで、今ほぼ完成が見えてきている現明倫学園施設一体型の校舎建設の進み具合と関わって、北辰の跡地をどうするんだという議論は、我々同僚議員からもこれまで一般質問、それから予算委員会等で質疑があったところです。

今年度11月だったと思いますが、全員協議会で基本的な市の考え方をお示しいただいたと。あわせて、去る12月定例会であります。市有の体育施設への位置づけ、それから利用料金等管理に関わる条例を我々は既に可決しておりますので、180度違った質問はいたしません。背景として、明倫学園の建設に伴い、そこに通っていらっしゃる児童生徒の皆さんが体育の授業に弊害があるということで、東山体育館等もございまして、それでカバーできない部分の体育館代替という位置づけ、それから11月の全協でも申し上げたかもしれませんが、現在、残念ながらスポーツに関わる子供たちがどんどん減っていく中で、スポーツに関わる機会の創出ということ、それからもう一つなんです。市有施設、行政財産として残したとしても管理運営は誰がするんだということで、私の想像の中では、地元の有志の方々が名乗りを上げて、地元に残っている市の施設を有効活用するものかな

と推察しておりました。

今回お示しいただいたところは、先ほど市長の報告にもあったように、体育協会一つだけが今回名乗りを上げたということです。

そもそも、地元の皆様が例えば組織化して、本来であれば管理してくれれば私はいいかなと思っただんですが、その辺、体育協会一つしか名乗りを上げてもらえなかったと。その件に関して、原課ではどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 指定管理の議案で市長から説明させていただいたとおり、あくまで公募させていただいた上で、その応募団体が新庄市体育協会だけであったと。体育協会においては、一般の市民の方々から選定委員会を経て候補者としてふさわしいということで、今回、条例化とも議会に上程させていただいているところでございます。

結果的には地域の方々組織化なりしていただいてここを指定管理者として管理していくということでは手を挙げていただいておりますので、そういうことはできなかったのかなと思っておりますけれども、結果的に地域の方々からはそういう指定管理者としての応募はございませんでしたけれども、地域の方々からは、母校ということで、地域、施設の環境整備などにおいては地域活動として取り組んでいきたいというようなお話も頂戴しておりますので、地域の方々と共にある施設といたしまして、施設管理において地域の方々からも御協力いただきながら、お願いできることはお願いして、地域の方々とともに大事にこの施設を活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 分かりました。

先ほど申し上げたように、賛成する動機としては、今現在、明倫学園に通われている児童生徒の皆さんが体育の授業をする上で支障がないというところがまず私は一つ判断基準だったんです。

最近、明倫学園の体育館も完成したという状況を伺ってございますが、例えば今現在の明倫学園で学ばれている児童生徒の皆さんが新体育館を活用できるという状況は、教育次長はどのように捉えていらっしゃいますか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 明倫学園体育館等につきまして、おかげさまをもちまして無事工期内で完成しまして、今週28日に引渡しを受けたところでございます。

昨日3月1日に仕様説明を受けまして、使用を開始したところですが、今後の使用の仕方としまして、既に使えるわけですがけれども、体育用具等の搬入が本日まで予定しておりますけれども、そういった形で進めていくというような形で、使用できるという状況でございます。以上です。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） これで最後になりますが、明倫学園は新庄市においては小中一貫の2校目でございますが、1校目は萩野学園、そのときにも、具体的名称を出して恐縮でございますが、萩野小学校の跡地をどうするんだという議論がありました。当然、地元の方も教育委員会には要望等もあったかと思っております。あのときの財政力の判断でいって、あるいは教育委員会の基本的な判断で、市が管理運営していくという方向はないと。このたびは、たとえ指定管理という方策を取ったとしても市が維持するとい

うことには変わらない。その辺の整合性をどうこれから考えていくのかなというところでございます。

11月の全員協議会の席でも申し上げましたが、耐震補強をこれからするまでもなく、ある程度は使える施設だと。今回、条例、指定管理制度、4年間の契約はあるものの、その辺、これからスポーツ少年団等の利用が見込めると思いますが、社会教育課が抱えている体育施設、非常に大きいボリュームがあるということで、1つつくるだけですけれども、これまでよりも守備範囲が広がるということです。現在の野球場にしろ老朽化が進んでおりまして、必要な手だてを打つ中で、その辺のところ、優先順位、もう一回、この4年の中で私は考えていく必要があると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 確かに議員のおっしゃるとおり、私どもの所管する施設においては老朽化が進んでいる部分、大規模な修繕が必要な施設も抱えておるところでございますけれども、おっしゃったような形の中で、財政的な部分もございまして、中期財政計画などを立てながら、市民の方、利用者の安全安心を第一に考えて、施設利用に支障のないような形を取りながら計画的に修繕を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 議案第24号について伺います。

市の特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業の利用者の負担に関する条例の一部を改正するというところで、市長から提案の理由を伺いましたが、この条例を今回提案することに至

った背景と狙いということをもっと詳しく伺っておきたいと思っております。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 この条例の改正につきましては、先ほど市長からありましたように、県の事業であります保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業が背景にございます。こちらにつきましては、昨年9月から県の事業として、国の階層の第3階層、第4階層の保育料のゼロ歳から2歳について、県が国の基準額の2分の1を補助するというものです。

それに関連しまして、市の条例で定めております保育料につきまして2分の1を軽減するといった事業になるわけですが、現行の条例のままですと一旦保育料を納めていただきまして、その後、申請によりましてお返しする、お返しするといいますが、補助するということになります。また、施設が集めているところもございまして、施設につきましてもそういった負担額、利用額の整理、それから資料の提供ということで、施設にも事務的な負担が生じるということになります。

このたび、この条例を改正することで、2分の1ということで、保護者にとっては申請など必要なく、することなく、その額を納めていただければこの事業はこれで成り立つということになるものですから、そうした利便性といった点から改正というふうにご検討いただいております。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） まさしく業務の効率化と市民の手の簡便化ということが狙いであるのだということです。

この附則のところでは令和5年3月31までの間

ということで、県の単年度の事業を更新していくという中に合わせているのかとは思いますが、県がこの事業を例えば終了したといった場合、新庄市も同じように終了していくと考えていいということなんでしょうか。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 現在のところ、県ではこの制度を単年度の要綱として示して、また今回も令和4年度の要綱として示されているところでございますけれども、それを県に合わせて見直ししていくという形になるかと思えます。また、県が何らかの事情によりやめるとなった場合、市としてはやはり同じように検討していく必要があるかと思えます。このまま市として一般財源で続けていくのか、あるいは県に合わせて事業をやめて、また子育て支援としてほかの事業を検討していくとか、そういったこともあろうかと思えますので、直ちにやめるということではなく、検討を行っていくというふうにしたいと思えます。以上です。

2 番 (叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番 (叶内恵子議員) 35市町村、昨年9月に事業を実施して、給付という形であったり、その前段階から条例なり規則なり整備をして手続の簡便化を進めている自治体だったり事業を進めているかと思えます。

その中で、13市あるうち完全に無償化、第3段階、第4段階に対しての無償化が広がりを見せています。ほかの自治体においても、この事業だけでなく、子育て、子供を育てやすい、産みやすい、そういった事業を積極的に展開している中で、新庄市、今年度は半額ですけども、次年度、またその先の中で無償化ということを考えて検討はあったのかどうか。

他市町村の事例、課長は、課は十分承知されていると思うんですけども、そちらに比較して、新庄市として今回この半額でとどめた背景というか、そういったものをもし伺えたら伺っておきたいと思えます。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 この事業につきましては、県の事業と捉えているところでございます。県の事業として明確に何年度まで、あるいは継続するといったスキームが県にはございませんで、そうしたところが不透明だということもあり、県の事業として捉え、半額としているところでございます。

ただ、現在13市のうち8市が無償化の実施を行っているところでございますが、市としては半額事業といったところに上乗せではなく、また別のところで、例えば子育て支援には成長の過程で様々な支援が必要になってきますので、そうしたところで支援をしていきたいと考えたところでございました。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第26議案の予算特別委員会、 各常任委員会付託

高橋富美子議長 日程第26議案の予算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしく

お願いいたします。

令和4年3月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
予算特別委員会 議案（7件）	○議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算 ○議案第11号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第12号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第13号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第14号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算 ○議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算
総務文教常任委員会 議案（5件）	○議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について ○議案第21号新庄市庁舎建設基金条例について ○議案第22号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について
産業厚生常任委員会 議案（3件）	○議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第25号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ○議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

議案6件一括上程

高橋富美子議長 日程第27議案第4号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第10号）から日程第32議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算6件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第10号）から議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算6件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第4号から議案第9号までの令和3年度新庄市一般会計及び特別会計並びに水道及び下水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第4号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ8億1,946万1,000円を追加し、補正後の予算総額を224億2,203万5,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、全体を通して、職員給与費等の人件費の整理に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により休廃止または縮小した事業を中心に、各種事業の決算見込みに相応した事業費の精査と財源の補正を行うものであります。

加えて、歳出予算の経費のうち年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、翌年度に繰り越して使用することができるよう御提案するものであります。

6ページ第2表繰越明許費についてであります。2款総務費のシステム改修事業費や民生費の生活困窮者自立支援事業、8款土木費の道路長寿命化事業など計7事業について繰越しとするものであります。うち2事業が国の補正予算の追加配分によるものとなっております。

7ページの第3表におきましては、公衆便所整備事業に係る市債を新たに追加するとともに、事業費の確定などによる各種市債の額の変更を行うものであります。

11ページからの歳入についてであります。1款市税については決算を見込んだ補正を行うとともに、6款法人事業税交付金及び7款地方消費税交付金につきましても交付見込額に応じた補正を行うものであります。さらに、15款及び16款の国・県支出金並びに22款市債等につきましても事業費の精算に伴う補正を行うものであります。

18ページからの歳出につきましては、各種事業の確定に伴う費用の補正など、決算見込みに

相応した補正を行っております。

2款総務費では、全体的な財源を見込む中において、財政調整基金、減債基金及び市有施設整備基金へ合わせて6億5,600万円の積立金を補正計上しております。また、道路の除排雪経費及び全体を通して、今般の豪雪に伴う指定管理委託料や公共施設などの除排雪経費の増額補正を行っております。

新年度の事業展開へ円滑な移行のためにも適切な対応を要する補正内容を組みさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、37ページからの議案第5号から議案第7号までの3特別会計補正予算及び議案第8号水道事業会計補正予算並びに議案第9号下水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長に説明させますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

(荒澤精也財政課長登壇)

荒澤精也財政課長 それでは、初めに議案第4号一般会計補正予算(第10号)について御説明申し上げます。1ページをお開きください。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ8億1,946万1,000円を追加し、補正後の総額は224億2,203万5,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思っております。

次に、6ページ、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。

繰越し予定事業につきましては、全部で7事業でございます。

初めに、2款総務費のマイナンバー制度に係

るシステム改修事業につきまして、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るためのものがございます。全額が令和3年度の国の補正予算の追加配分によるものでございまして、このたびの歳出予算に計上するとともに、令和4年度に全額繰り越して事業を行うものがございます。

3款民生費の生活困窮者自立支援事業につきましては、制度の申請期限が延長されたことに伴い、令和4年度に給付を行う可能性がある金額について繰越しを行うものがございます。

8款土木費の道路長寿命化事業から一本柳榎葉沢線整備事業までの4事業につきましては、関係機関との協議に時間を要したことや、施工に当たり不測の事態が生じたことなどにより年度内の完成が見込めない状況となったため、繰越しとするものがございます。また、泉田二枚橋線整備事業につきましては、国の補正予算によるものでございまして、このたびの歳出予算に計上するとともに令和4年度に全額を繰り越して事業を行うものがございます。

続いて、7ページからの第3表地方債補正について御説明申し上げます。

初めに、新たに追加いたします公衆便所整備事業債につきましては、横町の公衆便所の改修事業費に充てるものがございますが、交付税措置のある有利な起債が活用可能であることから、このたび新たに追加するものがございます。

また、地方債の変更につきましては、事業費の確定による変更が主なものでございますが、このうち8ページの義務教育学校建設事業債につきましては、交付税措置のある有利な起債が旧沼田小学校及び明倫中学校の解体工事にも充てられるということで、大幅な増額変更を行ってございます。

続きまして、歳入歳出予算の詳細について御説明いたします。

ただいま市長も申し上げましたが、全体を通

しまして職員給与費等人件費の整理と、新型コロナウイルス感染症の影響により休廃止または縮小を余儀なくされた事業を中心に、各種事業について決算見込みに相応した財源の補正を行っております。また、道路の除排雪経費をはじめ今般の豪雪に伴う指定管理委託料や公共施設等の除排雪経費の増額補正を行っております。

11ページからの歳入について御説明いたします。

まず1款市税の市民税におきましては、決算見込みを推計してそれぞれ必要な補正を行っております。

6款法人事業税交付金及び7款地方消費税交付金につきましても、交付見込みを推計してそれぞれ必要な補正を行ってございます。

11款の地方交付税につきましては、今年度普通交付税の追加算定交付があった金額のうち減債基金に積立てを行う分について予算化するものがございます。

12ページ、14款の各種使用料のうち、コロナ禍における受診控えの影響により夜間休日診療所使用料が大幅に減収となる可能性があることから、2,000万円の減額補正を行うものがございます。

15款国庫支出金及び14ページからの16款県支出金につきましては、事業費の確定や精査に伴う負担金、補助金などの増減を補正しております。このうち、13ページ中段になりますが、予備費により実施しております子育て世帯及び住民税非課税世帯への10万円給付事業に係る財源といたしまして、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金を合わせて8億5,485万5,000円ほど予算化してございます。

15ページ、18款寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金として頂戴いたしました金額及び祭り振興に充てる目的として多くの企業から頂いた寄附金を合わせて2,603万3,000円を予算化して、新庄まつり振興基金積立金の財源

とするものでございます。

16ページ、19款財政調整基金繰入金につきましては、子育て世帯及び住民税非課税世帯への10万円給付事業の予備費の財源としていた分につきまして、これらの国庫補助金をこのたび予算化して充てることとしたことから、繰入金を充当しないこととして8億6,000万円を減額するものでございます。

最後に、16ページからの22款市債につきましては、第3表地方債補正のところでも御説明申し上げましたが、公衆便所整備事業債を新たに追加するとともに、事業費の確定による補正を行うものでございます。

続きまして、18ページからの歳出について御説明いたします。

初めに、2款総務費でございますが、1項4目財政管理費におきまして、このたびの補正予算において全体的な財源を見込む中で、財政調整基金に3億8,000万円、減債基金に1億5,600万円、市有施設整備基金に1億2,000万円の積立てを行うこととしております。

20ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費のシステム改修業務委託料605万円につきましては、先ほど繰越明許費補正でも御説明いたしましたが、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を図るためのもので、全額が令和3年度の国の補正予算によるものとなっております。

22ページ、3款民生費のうち2項1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援新制度事業費には、国の政策により実施いたします公立及び民間立の放課後児童クラブや保育所、幼稚園等で働く保育士等の処遇改善に要する費用として、放課後児童対策事業委託料41万8,000円、放課後児童健全育成事業費補助金44万円及び保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金417万3,000円をそれぞれ計上してございます。

23ページ、下段の2項4目児童館費には、こ

のたびの豪雪に伴う児童センター等の除排雪経費として指定管理委託料を増額補正してございます。これにつきましては、25ページ中段の斎場指定管理委託料も同様の内容となっております。

26ページ、6款農林水産業費1項3目農業振興費の各種補助金の減額補正につきましては、事業費の精算に伴うものをはじめとして、コロナ禍における機械製造の遅延や事業拡大の断念など種々の事由により減額補正を行ってございます。

28ページ、7款1項3目観光費のうち観光振興対策事業費の新庄まつり振興基金積立金につきましては、先ほど歳入でも御説明いたしましたが、寄附金を財源として基金へ積立てを行うものでございます。

29ページ、8款土木費2項3目道路新設改良費の泉田二枚橋線整備事業費につきましては、繰越明許費補正で御説明いたしましたとおり、国の補正予算によるものとなっております。

31ページの6項1目除排雪費には、道路の除排雪業務費として2億円を追加補正してございます。

続きまして、32ページからの10款教育費2項小学校費から4項義務教育学校費におきまして修繕や除排雪に要する経費をそれぞれ計上し、また34ページ、5項社会教育費におきましても市民プラザ費をはじめとした各公共施設の指定管理委託料について、除排雪経費の増分とコロナ禍における使用料の減収や燃料費の不足分等を全体的に勘案して補正計上してございます。

以上で一般会計終わりまして、特別会計の説明に入らせていただきます。

37ページを御覧ください。

議案第5号国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)でございますが、歳入歳出それぞれ178万2,000円を減額し、補正後の予算総額を33億7,911万8,000円とするものでございます。

内容といたしましては、特定健康診査業務委託料をはじめ事業費の精査に伴う過不足を補正するものでございます。

続きまして、47ページ、議案第6号介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ12万6,000円を減額し、補正後の予算総額を38億4,264万9,000円とするものでございます。こちらも給付費をはじめ事業費の精算に伴う過不足を補正するものでございます。

最後に、59ページ、議案第7号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ247万4,000円を追加し、補正後の予算総額を4億5,325万1,000円とするものでございますが、後期高齢者医療広域連合納付金と一般会計繰出金の増額補正の内容となっております。

以上で、一般会計、特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時06分 休憩

午後2時16分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長矢作宏幸さん。

（矢作宏幸上下水道課長登壇）

矢作宏幸下水道課長 私からは、議案第8号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、別冊の令和3年度新庄市上下水道事業補正予算書（3月）により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

議案第8号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良費について補正するため記載しております。

第3条収益的収入及び支出の補正ですが、水道事業収益につきましては、既決予定額10億9,451万8000円に補正予定額73万4,000円を減額し、計10億9,378万4,000円とします。これは第二庁舎の管理に係る他会計補助金等の額の確定に伴い計上するものであります。

支出の水道事業費用につきましては、既決予定額10億7,781万円に補正予定額285万6,000円を増額し、計10億8,066万6,000円とします。これは管路の布設替え工事などに伴う施設の固定資産の除却費が増額したことによるものです。

第4条資本的収入及び支出の補正ですが、資本的収入につきましては、既決予定額4,632万4,000円に補正予定額716万4,000円を増額し、計5,348万8,000円とします。

また、資本的支出につきましては、既決予定額3億9,439万円に補正予定額1,677万4,000円を減額し、計3億7,761万6,000円とします。これは、工事等の完了に伴い、工事負担金、工事請負費の事業費が確定したことによるものです。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額3億2,412万8,000円は過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額5,569万1,000円に補正予定額23万円を減額し5,546万1,000円とします。

なお、3ページと4ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第8号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

続きまして、5ページを御覧ください。

議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第2条業務の予定量の補正につきましては、このたび建設改良費について補正するため記載しております。

第3条収益的支出の補正ですが、公共下水道事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額9億2,916万6,000円に補正予定額29万4,000円を減額し、計9億2,887万2,000円とします。これは、事業費確定に伴い、管渠の修繕費や第二庁舎管理に係る水道事業会計への負担金などを補正するものです。

続きまして、農業集落排水事業の下水道事業費用につきましては、既決予定額9,088万3,000円に補正予定額2万円を減額し、計9,086万3,000円とします。これは、処理場の動力費などを減額する一方で、処理場の除排雪に係る借上料などを増額するものです。

第4条資本的支出の補正ですが、公共下水道事業の資本的支出につきましては、既決予定額7億9,063万4,000円に補正予定額6,000円を減額し、計7億9,062万8,000円とします。これは主に建設改良費の人件費の減額であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億9,965万5,000円は当年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額6,438万2,000円に補正予定額32万円を減額し6,406万2,000円とします。

なお、7ページから9ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上、議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によ

り委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第9号までの補正予算6件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました令和3年度補正予算6件の審議に入ります。

日程第27議案第4号令和3年度 新庄市一般会計補正予算（第10号）

高橋富美子議長 初めに、議案第4号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第10号）について質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1番（佐藤悦子議員） 12ページの15の1で保育士等処遇改善臨時特例交付金がプラス503万1,000円、これは国で保育士などの処遇改善ということで補助を増やしたということだと思います。これらが23ページの3の2の1に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金417万3,000円とかその他学童保育も出ているようです。

ところで、保育士などの働く皆さんの処遇改善が1人当たり月幾らぐらい改善になるのか。それは、学童保育、保育士関係と児童館職員もどうなのか。

それで、財源、今回は全額が国のような気がしますが、財源については今後どのようにしていくのか、お願いします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長
西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 こちらの
処遇改善につきましては、国が12月補正で決
められました事業となっているところです。

予算書においては、放課後児童対策事業委託
料の41万8,000円につきましては公立の4小の
放課後児童クラブの支援員の分、そして放課後
児童健全育成事業費補助金につきましては民間
立の放課後児童クラブの支援員、そして保育
士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助
金につきましては民間立の保育所、幼稚園等、
特定教育保育施設というところが対象となっ
ているところです。

このたびの処遇改善につきましては、保育士、
幼稚園等の教諭と放課後児童クラブで若干算定
の仕方が異なっておりまして、放課後児童健全
育成事業の支援員につきましては月額1万
1,000円といった金額になっております。こち
らは社会保険料込みといった金額になります。
一方で、保育士、幼稚園の教諭等につきましては、
報道等では9,000円、約3%アップと報道
されていますけれども、算定の方法につきまし
ては、定員区分による児童の年齢ごとの単価が
決まっております、さらに年齢ごとの月平均
利用人数、そうしたところの算出結果によって
施設へ給付するものです。

それぞれ職員への賃金アップとして給付する
ものでございますけれども、経営に携わる法人
の役員である職員は除かれる全ての職員へとい
うことになっております。保育士にかかわらず、
例えばその施設で仕事に従事されている運転士
ですとか調理師ですとか事務局の方ですとか、
そういった方も対象になるといったような制度
でございます。

その算定結果、当市におきましては、1施設
当たり、それぞれ規模が違いますので、少ない
ところでは7万円前後、多いところでは23万円

というところで差はありますけれども、それぞ
れ職員数も異なりますので、割り返しますと大
体1万1,000円をちょっと超える程度といいま
すか、そういった金額になるようでございます。

児童館、児童センターにつきましては、国の
制度によりますと対象になっていないというこ
とでございますが、市としては指定管理者をお
願いしているところもございますので、また保
育士が支援員として従事していらっしゃるとい
うこともありまして、今後、補助金として交付
するか、あるいは委託料の中で対応できている
かといった協議も含めて検討してまいりたいと
思っているところでございます。

また、国の財源ですけれども、今年2月から
来年9月までの間は国の財源として10分の10が
交付される予定です。10月以降につきましては、
幼稚園、保育所等については給付費と同じで、
国が2分の1、県と市が4分の1といった給付
費と同じ算定になるようでした。

放課後児童クラブにつきましては、そういっ
たところを合わせますと放課後児童健全育成事
業ということになりますので、国・県、市が3
分の1といったような負担割合になろうかと思
われます。以上になります。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 保育所については、国
の基準の人数に比べて職員の配置が手厚くなっ
ている、市は手厚くなっていると聞いています。
そういう意味では、1人当たり手厚くなってい
る部分、1人当たり減ったりしないのか、1人
当たりの支給額、給与が、そういうことを心配
しています。できれば、手厚くやっているけれ
ども、手厚くなって1人当たり給付が少なくな
らないように、今でさえ少ない給料ですので、
国で基準に示したぐらいを何とか市で応援して、
働く保育士など、学童保育などの職員の待遇を
改善してもらいたいと思うんですが、その点ど

うでしょうか。

また、これは国がやることですので、今後10月以降、国の負担が減るわけですが、これは全額国がやっていただきたいと要望することはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、別の質問もいたします。

16ページの財政調整基金繰入金及び18ページ、2の1の4の同じく財政調整基金について載っていますが、これを見ますと財政調整基金は12億4,000万円増えたと見っていますが、現在のこれをやった結果の財政調整基金は幾らになるのか、お願いします。

次に、24ページの4の1の1で新型コロナワクチン接種業務委託料がマイナスになっています。330万円でしょうか、数字がありますが、大きなマイナスです。また、同じページの4の1の2の予防費も417万円減となっております。これは、市長は急いでいるんだと、頑張っていると、ワクチン接種を頑張っている、先にやっているんだとおっしゃっていましたが、こうやって減ったという理由はどういうことなのかと思っているんですが、どうですか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 最初に、会計年度任用職員の処遇ということでよろしいですか。

国で示された内容につきましては、子育て推進課長からありましたけれども、今年2月から9月までの間、職員に対して3%程度、大体月額9,000円になりますけれども、そちらの賃金改善を行う場合は国で負担しますよという内容であるわけなんですけれども、それでは10月からどうするかという一番大きな問題になるわけなんですけれども、国に要望していくのも一つの方法かもしれませんが、賃金改定を行う際に、国の補助がなくなったから下げるとかということにはいかないと考えております。それでは給付費で、賃金改善ではありませんの

で、あくまでも賃金改善するのであれば給与を上げるという形の対応になるんですけども、会計年度任用職員の処遇改善は実施したいと考えております。10月以降につきましても、市の財源をもって対応してまいりたいと考えているところです。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 財政調整基金についてでございます。

16ページの財政調整基金繰入金8億6,000万円については、11月の臨時会において補正させていただいた分ということになりますが、これについては、子育て世帯、住民税非課税世帯の10万円給付の部分で財政調整基金から繰入れという形でさせていただいたわけですが、このたび国の補助金等がここに予算計上させていただいておりますので、その分についてはマイナス8億6,000万円ということでございます。

また、新たに3月補正ということで3億8,000万円ほど積み立てさせていただいておりますが、最終的に令和3年度末の現在高で言いますと、見込みでございますが、15億6,759万1,000円と見込んでおります。

以上でございます。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の委託料と予防接種事業費の委託料がマイナスになっている件という御質問でございましたが、まず新型コロナウイルスワクチンの委託料ですが、こちらに関しましては3回目の接種を現在実施しておりますが、国からの話で、令和4年3月に実施したワクチンの接種料金につきまして、請求があるのが令和4年4月になるものですから、そちらに関しては令和4年度からの予算で支出するよというところがございます。3月分に関しては令和4年度か

ら支出することがありまして、その分で減額となつてございます。

あと予防接種費でございますが、こちらに關しましては風疹の追加対策というものがありまして、そちらの予防接種をある年代、抗体保有率の低い世代に対して無料クーポンを発行して抗体検査等をしておりますが、そちらが当初予算の見込み時から比べて実施者が少なかつたということで減額補正したところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 財政調整基金について言わせていただければ、このお金は、いろいろコロナで困っておられる方、特に仕事が激減した、なくなった、そういう方々に対する支援として私は使えるお金として考えられないかなと思うんですけども、そういうのに使うように考えられなかつたのか、お願いします。

それから、ワクチン委託料の新型コロナワクチン委託料は、国からワクチン接種の材料が来るとかそういうのが遅くなっているということはないのか、なかつたのか、お願いします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 財政調整基金をコロナの支援等に使つてはいかがかという御質問でございました。

実際に1月から2月にかけてまして、山形県でもまん延防止等の指定になつたということでございます。加えて、20日までということで、その間、当然営業の規制とかという形になつておつた。ただ、新庄市に限つてはそういったまん延防止の地域に指定されなかつたということもありますが、実際には風評被害といいますか、それに伴つて飲食店街を中心としましてそれぞれ経済的に打撃を受けたという事実を確認しております。ただ、これについて庁内でも検討を、

今検討段階でございますが、至急対処すべき、実際にコロナ関連の財源といたしまして、地方創生臨時交付金等が2億円ほどございまして、その中で令和3年度の部分については約2,000万円ほど使っておりますけれども、令和4年度に繰越しというような形で1億8,000万円ほど財源がございますので、これについては至急そちらをもつて経済支援を中心にやっていきたいと考えてございます。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 コロナウイルスワクチンの接種に伴いまして、国からの資材等の不足がなかつたかという御質問でございましたが、ワクチンの供給につきましても、2月に実施している分、また3月に実施する予定の分、十分来ているということで、順調に進んでいるということで、ワクチンは進んでいるということでございます。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

10番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番（山科正仁議員） 3月補正ということで、おおむね令和3年度決算の近似値であろうかなと思います。

先ほど課長の説明ありましたが、7ページの地方債ですけれども、その中に曙町の公衆便所整備事業債の新規追加と旧沼田小及び明倫中の解体工事、これはともに交付税措置のある有利な起債にするということで承りました。

これは具体的にどのように有利であるか。一般財源を使うに対してはもちろん有利であろうかと思いますが、どのくらい有利であるのかという点がまず1点でございます。

それから、23ページ、3款民生費3項児童福祉費4目児童費ということで、それから25ページにかけての斎場費、両事業ともに除排雪経費として委託料の増額という点は説明を受けまし

たが、これを直営の施設と比べた場合、直営は別途除排雪業務委託と除排雪車両等の借り上げということがセットになっております。非常に直営のほうが手厚く除雪に関しては運営されているのかなということが見受けられますので、この点、指定管理者側との話をよくやった補正であるのか。かなり今年の雪で苦勞なさったんじゃないかなと思いますので、その辺をちゃんと対応した上での補正をかけているのか、この2点についてお伺いいたします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 地方債の部分でございます。

地方債に関しましてはそれぞれメニューがございますので、その中でなおかつ有利な起債という形でそれぞれ検討した中でその起債に手を挙げるという形を取っております。

実際に政府系の部分については、借入れについては利子も当然市中銀行から借入れするより安いという部分もありますし、なおかつ交付税措置等のある部分を借入れしたいという形で、それぞれメニューがございますので、その中身の中で、そのメニューの中で細部にわたって検討した中で、事業費に係る充当率であったり、交付税措置があったりという部分を比較しまして有利な部分を活用させていただいているということでございます。

小関 孝環境課長 議長、小関 孝。

高橋富美子議長 環境課長小関 孝さん。

小関 孝環境課長 私からは、23ページの斎場管理運営事業費の中の委託料ということで、こちらは新庄市の火葬場、このたび雪下ろし、雪を下ろした後の排雪ということでかかった経費でございます。

火葬場の除雪につきましては、運営管理委託料の中に当初から盛り込まれておるものではあるんですが、例年よりも予想以上に雪が多かったこと、また立地的に市内よりも若干雪がやは

り積雪量が多いんだそうです。山あい、山間地だということもありまして、そういったことから例年に比べて経費がかさんだということでございます。それに加えて、屋根の雪下ろしとその排雪作業ということで、このたび指定管理の委託料を増額させていただくことになったという次第でございますので、御承知願いたいと思います。以上です。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 先ほど御質問にありました23ページの児童館等運営事業費の中の除排雪ということになりますが、こちらにつきましても、それぞれ指定管理を行っております児童館、児童センターにつきまして、子供たち、送迎の車等が出入りしますので、必要に応じて除雪作業、今回は主に排雪作業ということになりますけれども、そうしたところを増額としておったところでございます。こちらについてはそれぞれ協議を行った上の金額となっております。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

高橋富美子議長 山科正仁さん。

10番(山科正仁議員) 起債に関しては確かにメニューがたくさんありまして、その中で一番有利な点を選んでいるのかなと思っておりますが、起債というのはどう考えてもいわゆる借金なわけですし、我々の世代でなくて、次の世代の人にずっと払っていってもらおうということもあります。普通の一般家庭で言えば、貯金はあるんだけどこれを使いたくないので、ローンを組んで長く払っていこうという感覚だと思うんですが、実際、例えば一般財源で今現在払える、横町公衆便所ぐらいは恐らく払えるぐらいの余力はあると思うんですけれども、それも全てにおいて有利な起債、借金に替えてしまっ

た場合に、将来負担というのはよくバランスを考えてやっていかないとまずいなと思っておりますので、将来負担の増ということと起債の元利償還金のバランスをよく考えて行っているんでしょうけれども、その辺のまた詳しい内容というのを伺いたしたいと思います。

あわせて、児童館と斎場の除雪経費に関して返答いただきましたが、例えば学校関係の除雪に関しても、今おっしゃったように、回答いただいたような除雪の体制を取ってなさっておりますが、その中の技労員とか内部的に非常に苦勞なさっている方というのは必ずいらっやいまして、学校に関して申し上げれば、ある程度「予算がない」という回答が市から来るということで、技労員が早く来たり遅くまでいたりして除雪するというのを繰り返しております。その辺もちゃんと組み込んで補正とか、当初予算に盛り込めば一番いいでしょうけれども、その辺、季節に応じた対処というのが必要かと思われませんが、再度、御回答をお願いします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 議員、御指摘のとおりだと思います。実際に起債を借りれば借金なので、ツケを当然未来に残すことになりますので、その辺については、中期財政計画等も含めて、今後事業は何があるかという部分は中期財政計画を毎年ローリングをかけてやっているわけがございます。

ただ、今回の横町のトイレについては、金額的に860万円ということですが、実際に充当率が90%という高い率で借りられる、また交付税措置も30%ということで、その部分については将来の負担という部分もあるでしょうけれども、いろいろ考えた中で新規に追加で借りましようということになったということで、十分、議員のおっしゃるとおり、そういった考えは当然私どもも持ち合わせておりますので、

今後とも中期財政計画の中でも含めて考えていきたいと思っております。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 学校施設の管理の部分についてお答えさせていただきたいと思っております。

学校の施設は老朽化しておりますし、修繕関係等も緊急修繕がかなり増えております。また、今年のような豪雪時には除排雪経費もかさんでいる、現場の技労員の方々も大分苦勞されているということは認識しているところでございます。このたびの除排雪経費、学校の修繕費に関しても増額補正を上げさせていただいております。随時必要に応じて対応しているところでございます。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 私からは、15ページの1番のふるさと納税寄附金とその下の商工費寄附金について、2点について伺いたしたいと思います。

まずは、企業版は、企業名はお聞きしたと思うんですけども、このことについて今後の取組内容などが分かればお聞かせください。

2点目、商工費寄附金については、まずは企業なのか個人なのか、通常開催がもしされていた場合には各若連に行くべきものだったのか、その点についてもお分かりになる範囲で結構ですので、お聞かせください。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 それでは、私から、企業版ふるさと納税、今後の取組ということで回答させていただきます。

こちらは、昨年、皆様方に大変御心配かけましたけれども、信金中央金庫から頂いた1,000万円の企業版ふるさと納税ということで、地元新庄信用金庫と一緒に企画を練り、城下町新庄周遊促進プロジェクトとして申請して採択をいただいたというものになります。

こちらにつきましては、これから新庄では城下町新庄の歴史資源を活用したまちづくりを行っていきますので、それに合わせた形で3か年でこの1,000万円の事業費を使わせていただきたいと思っています。

1年目には観光周遊コンテンツの開発、2年目には新庄城址最上公園エリアの新庄まつり関連のコンテンツの拡充、そして3年目にはそれらの事業を生かしたソフト事業としてまち歩きアプリの開発とかマップの作成とかという形で、その翌年、令和7年度に開府400年を迎えるという形で、城下町新庄に向かって新庄信用金庫と一緒に周遊プロジェクトを3年間やっていきたいと思っています。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 まつり振興基金積立金の1,600万円の御質問をいただきました。こちらにつきましては、ほぼ企業からの寄附でありまして、個人も若干いらっしゃいます。

全ての額がまつり実行委員会から若連に行ったのかという御質問ですが、こちらはそういったことではなくて、祭りに対する振興のための寄附を頂いたということで、令和3年度の予算につきましては、通常の花もらいが今回はできなかったということで、その分の増額については実行委員会負担金の中で対応させていただきました。

以上でございます。

8番(庄司里香議員) 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8番(庄司里香議員) 企業版ふるさと納税に

ついてお聞きさせていただきました。3年間ということ、壮大なプロジェクトだなと思っています。今後とも、ふるさと納税をしてくださる方たちにも注目されるような内容で、ふるさとを思ってください方たちの心の支えになってくれたらなと思っています。それ以外に企業として現在進んでいるとかそういうことがもしあればお聞かせ願いたいのです。

もう1点については、今年も通常開催できるのか危ぶまれる声も多々聞こえている新庄まつりなんですけれども、やれる範囲でやっていただきたいという企業の熱い応援だと思っていますので、今年やりたいということがもしあれば、もう少し幅を持ってやっていただけたらという気持ちもありますので、もう一度、課長からお話をいただきたいのですけれども。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 企業版ふるさと納税につきましては、昨年も御説明したように、うちで受け入れる体制、県からの認定もいただいておりますので、このような形で受け入れることができるようになりました。具体的にこの後どこかということになりますと、今後、企業のいろいろ決算とかが出てくると思うので、そういうお話をいただければ大変うれしいなと思っていますので、具体的にほかにありますかということについてはお答えできるものを持ってないという形で御理解いただければと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 原課としましても新庄まつりが通常開催できるよう、コロナの状況もありますけれども、したいと考えてございますので、御協力方よろしくお願ひしたいと思っています。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

18番(小野周一議員) 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 私から、農林予算の農業振興費が1億1,700万円から大体3割ぐらい減額補正になっているんですけども、これを見ますと産地パワーアップ事業は土地利用型と園芸があるんですけども、パワーアップ事業というのは複数年度にわたって農家が営農計画を立てて恐らく事業を申請していることと思います。そういう中で、今回このぐらい30%も減額補正するということは、先ほど財政課長から説明あったんですけども、これが令和4年度に減額されたものをやりたいという申請があった場合どうなるのか。30%も減額補正になるということは、当初の営農計画を立てる段階で私はいかなものかと思うんですけども、減額補正がなればいいということじゃなくて、実は満額使っていただいて営農計画をしてほしかったなという思いでいるんですけども、その辺のことをお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 産地生産基盤パワーアップ事業補助金につきまして、全額使っていただくことができなかったということで、その中身について若干説明をさせていただきます。今後の取組についてもお話をさせていただければと思っております。

議員おっしゃるように、産地パワーアップの目的でございますけれども、地域の特性に応じた営農戦略を定めました産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者が高収益の作物栽培体系に転換するための機械または資材の導入を支援するものということでございまして、まず一つ、土地利用型につきまして476万3,000円の減額をさせていただいたところでございますけれども、その理由につきましては事業費の精査がございます。一つは事業主体が株式会社絆ファームですけども、事業費1億333万6,000円、

補助額にしまして89万4,000円の減となっております。また、もう一つが新庄市稲作生産者協議会、品目水稻でございますけれども、もみすり機、コンバイン、トラクター各1台、事業費2,691万円で補助額としては361万2,000円の減、事業実施主体が萩野大豆そば、大豆関係でございますけれども、播種機、ドライブハロー、中耕ディスク各1で221万4,300円の減、それにつきましては補助額25万7,000円の減というものと、もう一つ園芸関係がございます。

園芸関係につきましては、コロナ禍の影響を考慮しまして、今年度の事業を実際断念したという中身でございます。今後の事業実施に向けて今現在検討していただいているという運びとなっております。

主な事業といたしましては、事業主体が北部営農センターということで、露地野菜によります掘り取り機の申請が285万円ございましたけれども、今年度は事業を行わないと。最上中央農業協同組合花卉生産組合におきましては、リンドウの支柱50万円につきましても断念するという返答でございました。新庄市ねぎ部会につきましても、掘り取り機300万円ほかにつきまして今回は断念せざるを得ないという御返事をいただいております。また、新庄市果樹研究会におきましては、オート乗用草刈り機、スピードスプレーヤー250万円の事業費でございましたけれども、これも断念せざるを得ないということで、今現在も協議をさせていただいているということでございます。

引き続き、昨年11月、当初予算には盛り込むことができませんでしたが、私たち、令和4年2月28日発行の農業だよりにつきまして、今年度新たに取組んでいく考えはございませんかということで募集をかけております。また、農協とも今後連携を図りまして、さらなる事業計画推進をしてみたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

18番（小野周一議員） 議長、小野周一。

高橋富美子議長 小野周一さん。

18番（小野周一議員） 分かりました。新庄市の基幹産業は農業と言いながら、農林課長の話聞いて、本当に個々の農家は大変なんだなという思いであります。

そういうわけで、今回取りやめたのかですよね。恐らく複数年度にわたり営農計画を立てて提出していると思うんですけども、特に園芸関係の産地パワーアップに関して再度申請した場合、今回の当初予算、令和4年度当初予算も私は見ているんですけども、なかなか農業に意欲を持ってやるという農家が少なくなっていますよね。その辺は一方通行じゃなくて、役所から「我々も応援するからどうですか」というぐらいの思いというものを農業団体と詰めて話し合ってほしいなという思いで質問させていただいたわけですので、よろしくお願ひしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ただいま議員おっしゃるように、農家との話合い、または農協関係者との連携が何よりも大切なことだと考えておりますので、引き続き御協力よろしくお願ひいたします。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 1点だけお伺ひいたします。補正予算書29ページになります。

8の2の3というところで、市道泉田二枚橋線防雪柵設備工事ということで、地元の話になって恐縮でございますが、次年度へ恐らく3,000万円近く繰越しすると。今年度の令和3年度当初予算も令和4年度の当初予算も大体同様の2,800万円前後、ただ来年度に持ち越すわけで、地元住民悲願の完成に向けたものと捉え

ることができるんです。ただ、今年度も着工が始まっているのは農作業が終わってからになりますね。今年は雪が早かったということで、見ている、事業者の皆さん、大変な思いをされたかなと思います。

恐らく、来年度の話になって恐縮ですけども、倍ぐらいの事業費、ボリューム的にあるんだということで、その辺、事業の発注から施行まで、これまでと違った工夫を凝らさないと完成できないのかなと心配しておりますけれども、基本的なその辺の考え方をお示しいただければと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 泉田二枚橋線防雪柵整備事業につきまして御質問いただきました。

今回の補正予算につきましては、国の補正分の予算ということで計上させていただいております。3,000万円ほど、また来年度の当初におきましても同程度の要望額ということで計上させていただいているところでございます。こちらがうまく内示をいただければ、おおむね完成を見越せるだろうなということで大変期待もしているところでございます。

これまでも事業を進めてきている中で、どうしても事業着手は農繁期が終わってからのということで事業を実施してきたところでございますが、これまでのボリュームの倍ほどの事業を展開するというのもございますので、可能であれば複数社による入札なども考えながら期間内に終わらせるような形で計画を進めていければと思っています。

いずれにしても、新年度の国の予算内示を見させていただいた上で事業のボリューム感をつかんでということになるかと思いますが、その辺も含めてできるだけ早く終わらせるような形で準備をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 忘れもしない先月21日からの2日間、すごい暴風雪、国道13号も車両はハザードランプをつけないと通れない、数年にあるかないかという事態なんです。

これで泉田二枚橋線の市としての役割である交通の安全性をある程度保つことができるのではないかなど。地元住民はじめ、あそこの路線は萩野学園へのスクールバスの通学路であったり、あるいはお隣の金山町から新庄への道路ということで結構通られる方が多いんです。この予算措置と来年度の予算を見ると安心しておられる市民の方もいらっしゃると思います。それを一言、本当に強くお願い申し上げまして、質問を終わります。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番（叶内恵子議員） 確認をさせてください。先ほどの7ページの起債、第3表地方債補正のところだったんですが、最初の説明であると交付税措置がある地方債を使えることが分かったので替えましたというような説明をいただいたかと思います。

この整備事業に使えることが分かった地方債、具体的に地方債名をお願いしたいということと、そして据置期間と償還期限をどのように見越しているか、予定しているのか、どのようになるのか伺っておきたいと思います。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時18分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 地方債のうち公衆便所整備事業の部分でございます。実際に公衆便所の整備事業に当たって、当初予算の段階で使える部分があるんじゃないかということで想定したんですけれども、実際どういった建物を建てるのかという部分で、それぞれ事業の部分が確實視された部分でユニバーサルデザインであったりとかバリアフリーとかも組み入れるとかといった構造的な部分もあって、何の事業債がいいのかということで、今回使う部分については地域活性化事業債ということでございます。充当率が90%で交付税の算入が30%ということになってございます。

また、先ほど山科議員から言われた部分もあるんですけれども、実際に起債を借りる上で将来に負担を回すという話の部分と、逆に将来の方々も当然それを使用し利用するという考えであれば、将来の方々も使うということであれば、それなりに逆にその部分で平準化するという意味合いもございますので、そうした部分で今回事業が全部見えた段階でこういった地域活性化事業債を借りるという予定になっております。

また、利率と償還の部分については今後国との協定になりますので、ほぼ耐用年数に相当する、最大でも30年ぐらいという形になるかと思っておりますけれども、また率についても、金利についても今後の協定の中で確定するというような状況になってございます。

以上でございます。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番（叶内恵子議員） 率直に申し上げて、多少、何というんですかね、自治体として、公共事業というか、箱物、いいんですけれども、この事業をしていく上で、当初予算の中では一般財源で九百何万円かの金額を出しているわけじゃないですか。物をつくっていくという場合、

人の心のようなことを何とかしていこうという事業と違って、箱物は基本設計があって、案があって、設計があって、実施設計があって、そういったものは昨日今日で決まるわけではないわけじゃないですか。1年以上前、規模によっては2年前、そういった中で進めてくる事業であって、そういったことを考えるとあまりにも唐突で、計画性が脆弱で、想定したように将来世代に、将来世代の市民がそのストックについて維持管理をしていく、運営していくというか、それについて起債というのは、箱物を将来世代と一緒に使っていくために起債をするというのは、通常当たり前の考え方ではあるんですけども、想定したとおりの平準化という言葉がまた、またというか、出てきたところを見ると、このやり方、在り方を見ると、最初一般財源だった、いわゆる現金でやろうとしていた、それを起債に変えた。2通りの見方があるのかなと思ったわけです。現金が実際的に、本当は現金でやって、起債をしないで、将来に対する借金の返済の先送りをしないようにしようと考えたのかもしれない。でもそれが、事業計画で財政のやりくりをしていく中で、雪も多かっただろう、そういった中で現金が必要になったのかなと。本来だったら先送りするのを今回は規模が小さい箱物事業だからしなくてもいいんじゃないか、予算内でできるんじゃないかと思っていたところが、やりくりの中でできなくなった。なので急遽起債をすることになって、結局将来の市民に先送りを、ほかの起債と合わせて負担を先送りしていくということをせざるを得ないとなったのではないかと私は思うわけです。

非常にある意味がっかりするというか、計画性がないのだなと非常に思うわけです。それについて、どう考えていらっしゃる、どうであるのか、どういう議論があってここに至ったのか、再度説明をお願いしたいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 先ほど答弁したことと同じですけれども、実際に当初予算を組む段階においては11月から予算編成が始まって1月には次年度の予算を組むわけでございます。実際に公衆便所の部分については、当時予算要求でも起債とかという話の部分があって、何か使えるものがないかということで、ただトイレを整備するに当たってどういった造りのものをするのかというのは実際に工事が入った今年度になって確定したと、いわゆるユニバーサルデザイン、さっき言ったバリアフリーであるとかその部分のメニューを網羅できるような起債は何かという部分で、地域活性化事業債ということで今回提案させていただいたということでございます。

実際にはそれぞれ確定した時点において12月で追加補正ということもあろうかと思えますけれども、今回3月補正になった部分については、起債の部分については年度の部分で締めますので、今回起債を活用させていただいたということで、最初から計画されるべきでないかという御質問であるわけですがけれども、大きな建物の部分については当然1年2年前から基本設計、実施設計というような分があってそれなりに期間もかかるわけですがけれども、公衆便所の部分については今回単年度で工事を行うという部分がありますので、その部分については、先ほど話があったわけですが、当初に全く計画してなかったわけではなくて、今回整備するに当たって最終的にそういった構造の部分でユニバーサルデザイン、バリアフリーという部分をそういったメニューを網羅できる有利な起債ということで、地域活性化事業債ということでこのたび3月補正で提案させていただくということになってございます。決して最初から計画してないということではないということでございます。以上です。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番(叶内恵子議員) 地域活性化事業債を活用するというのであれば、ユニバーサルデザインであったり、そうすれば最初からそれを使っていくという段階で設計することができたと思いますし、見積りを行うこともできたと思いますし、そういった中で去年の予算編成時において最初から起債であれば起債という形で提案ができたのではないかと私は思うわけです。それは揺るぎない考えの中で思うわけです。それだけまずお伝えさせていただきたいと思います。

ほかにちょっと質問したいことがあったので、先ほど3款民生費2項児童福祉費、今回の新しい、2月に国で決定した保育士、幼稚園教諭の処遇改善について、大体の大まかな内容については先ほどの質疑で理解をしたところなんです。民間立、今回時間がないということで、3月中の申請ができなければ3月4月分の処遇の補助金が受けられないというような非常にタイトな内容であると聞いております。市内の民間事業者の皆さんの準備はどのような状況であるのか把握しておられるのか。

そして、先ほども出ましたけれども、施設によって園児の加配、園児に対する加配の人数によって決算上1人当たりの処遇の金額が変わると、計算をしてみると。そうすると施設によって、おおむね9,000円ということですが、加配が多ければその計算をすることによって下回ってしまう、1人当たりの補助金が下回ってしまう、加配が少なければ増えるというか、多くなってしまうというような、そういった制度上の問題があると聞いております。その点について、各施設であったり説明をされているのかどうか、理解のほうどうなっているのか。市内においてはそういった差額というものが出るのか出ないのか。また、確実にこの補助金が職員の方々の手に渡る、そういったところをどのようにして進めていくのかということも併せ

て伺っておきたいということ。

次に、28ページの7款商工費1項3目のエコロジーガーデンの除排雪委託料なんですが、106万円増額になっていて、当初予算、途中の補正予算を含めると総額で230万円を超えてくる、前年比にしてかなり大雪であったということで増額になっているのは致し方ないとは思いますが、日々の除雪というのはエコロジーガーデン内のどこをどのようにして除雪をされているのか伺っておきたいと思います。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長 西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 先ほどの処遇改善に関して、準備といたしますか、説明というところでございますけれども、こちらに関しては国から示されたのが12月の国の補正の後でして、また様々な要綱が示されて1月、そしてまた2月に入ってから公立も該当するよというようなぎりぎりのスケジュールの中で次々と、何といたしますか、示されてきたといたしますか、そういったところもあり、各施設には詳しい説明はまだ行っていない状況です。

ただ、こちら側の対応としまして、まず国から示されているのが、この2月3月で対応しなければ令和4年度の交付はないよということが示されている状況の中で、まずは行うということで補助申請を行ってまいります。そういったスケジュールなものですから、申請の締切りというのもまた4月になってからもあるということになっておりまして、こちらの申請についてはそのときに申請していきたいと思っております。また、施設に対してもそうした説明を同時に行っていくと考えているところです。

それから、それぞれの保育士への支給に対してどのように確認をするのかといった点でございますけれども、こちらの制度として、国から

示されている確認の方法としまして、まず事前に賃金改善の計画書を提出することとなっております。その事後に賃金改善実績報告書を提出することとなっております。さらに、おのおの個々の職員に対してどういった賃金を、事前と事後とでどのように変わったかという具体的な金額を提出するということになっておりますので、そうしたことで確認ができると考えているところです。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 補正予算書29ページのエコロジーガーデンの除排雪業務委託料の増額についてでございますが、先ほど来、財政課長をはじめ各施設のプラス、増加もあった、大雪の件もあるんですが、昨年度から見まして除雪の面積、通路分の面積が増えたということも勘案して増加になっております。回数的にも昨年度よりも多くなっているということもありますが、実際的には作業の面積が増えたということの増加分もありますので、御承知おきいただければと思います。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第5号令和3年度 新庄市国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2号)

高橋富美子議長 議案第5号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 42ページの1の1の1で国保税がマイナス3,537万4,000円となっております。これはコロナ禍による影響があるのか、減免なのか。コロナ禍の影響世帯、人数、金額などについて、分かればお願いします。

佐藤 隆税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆税務課長 国保税の減額について、その中身についての御質問かと思いました。

令和3年度当初予算時において、令和3年度は税率の改定を行いました。減額改定を行いました。当初予算策定においてその税率の改正がまだはっきりしてなかった部分もございまして、例年どおりの予算にしておったということがございます。したがって、その差額を減額させていただいておるところでございます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1番(佐藤悦子議員) 国民健康保険税の減額、減税を行ったということで理解しました。

現在、コロナ感染陽性者が増えています。こういう中で、増える前から、先ほど財政課長か

らもあったような気がしますが、自営業者などを中心に仕事がなくなる、経済的にかなり厳しい状況であるということでありました。そういうことは国民健康保険税の減免申請ができるわけです。その数などに出ているのかどうか、お願いします。

佐藤 隆 税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 コロナ減免の件数の御質問かと思えますけれども、昨年度も同じような減免がありましたけれども、昨年度に比べますとほとんど申請はないという状況でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 現在、申告なども始まっておりまして、所得減の状況が出てくるだろうなと思われれます。そのときに、税務課としては、少しでも減免できるよというお話などしていただけるのでしょうか。

佐藤 隆 税務課長 議長、佐藤 隆。

高橋富美子議長 税務課長佐藤 隆さん。

佐藤 隆 税務課長 申告相談や納税相談におきまして「楽でないや」というようなお話があったとき、その業種、業態にもよりますけれども、該当するようであれば、申請なさってはいかがですかというお話はしてございます。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号令和3年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第29議案第6号令和3年度 新庄市介護保険事業特別会計補正 予算（第3号）

高橋富美子議長 議案第6号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。これより採決いたします。

議案第6号令和3年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

**日程第30議案第7号令和3年度
新庄市後期高齢者医療事業特別会
計補正予算（第2号）**

高橋富美子議長 議案第7号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号令和3年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

**日程第31議案第8号令和3年度
新庄市水道事業会計補正予算（第
3号）**

高橋富美子議長 議案第8号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号令和3年度新庄市水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

**日程第32議案第9号令和3年度
新庄市下水道事業会計補正予算
（第2号）**

高橋富美子議長 議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号令和3年度新庄市下水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時44分 休憩

午後3時51分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営副委員長から報告がありました決議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、決議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後3時53分 休憩

午後3時58分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。それでは追加日程に入ります。

日程の追加

高橋富美子議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長八鍬長一さん。

(八鍬長一議会運営副委員長登壇)

八鍬長一議会運営副委員長 議会副委員長の八鍬でございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告申し上げます。

先ほど午後3時45分から議会運営委員5名出席の下、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議したところであります。

協議の結果、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についての決議案1件を本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

日程第33決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

高橋富美子議長 日程第33決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営副委員長八鍬長一さん。

(八鍬長一議会運営副委員長登壇)

八鍬長一議会運営副委員長 提案申し上げます。

決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について。

上記の議案を新庄市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月2日提出、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会運営委員会副委員長八鍬長一。

決議案については、別紙になっていますので、読み上げて提案といたします。

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議。

2月24日、ロシアは、世界中の平和を望む切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在は、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしている。

ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人にも被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、本市議会は、ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月2日、新庄市議会。

以上でございます。よろしく申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議については、会議規則第37条第2項の規定により直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

決議案第1号ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) この決議文を国に意見書として取り上げていただきたいと思います。

高橋富美子議長 はい、承りました。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

それでは、明日3月3日木曜日午前10時より本会議を開きますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後4時01分 散会

令和4年3月定例会会議録（第2号）

令和4年3月3日 木曜日 午前10時00分開議
議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（14名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員（3名）

3番	新田道尋	議員	6番	押切明弘	議員
17番	佐藤卓也	議員			

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 長	津藤隆浩

選挙管理委員会会長 武田清治

選挙管理委員会会長 小関紀夫

農業委員会会長 浅沼玲子

選挙管理委員会会長 横山浩

事務局出席者職氏名

局長 武田信也
主任 庭崎佳子

総務主任 叶内敏彦
査任 小松真子

議事日程（第2号）

令和4年3月3日 木曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 小嶋富弥 議員
- 2番 佐藤文一 議員
- 3番 山科春美 議員
- 4番 佐藤悦子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

令和4年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. コロナワクチン3回目接種について 2. 市の行政手続について 3. 新庄の情報発信について	市 長
2	佐 藤 文 一	1. 小中学校洋式トイレの増設について 2. 北本町アーケードについて 3. 新庄まつりにについて	市 長 教 育 長
3	山 科 春 美	1. 教科書採択について 2. アンガーマネジメントの活用について 3. 2022年4月からの成年年齢が18歳に引き下げられることについて	市 長 教 育 長
4	佐 藤 悦 子	1. 新型コロナの急速な感染拡大から市民の命を守るために 2. 子供の人権と、災害避難者の排泄の尊厳を守るために、小中学校のトイレは、直ちに洋式化すべき 3. 雪から市民の命を守るために 4. ジェンダー平等実現のために 5. 米と農業を守るために	市 長 教 育 長

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

欠席通告者は、新田道尋さん、押切明弘さん、佐藤卓也さんの3名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は8名です。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名です。

小嶋富弥議員の質問

高橋富美子議長 それでは最初に、小嶋富弥さん。

（15番小嶋富弥議員登壇）

15番（小嶋富弥議員） おはようございます。

令和4年3月定例議会一般質問を行います。議席番号は15番、起新の会の小嶋富弥であります。

ようやくそこはかと春の兆しを感じられ、俳聖松尾芭蕉の高弟、服部嵐雪は俳句で、梅一輪一輪ほどの暖かさと詠みました。まさにこのよ

うな季節になるのではないのでしょうか。

それでは、通告の順に従いましてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、終息の見えない新型コロナ感染は、第6波オミクロン株の拡大であります。そこで、それらの感染予防についてのコロナワクチン3回目の接種についてお伺いいたします。

申すまでもなく、第2回目の接種日から、医療従事者等、高齢者施設入所者・従事者等は6か月経過後、65歳以上の高齢者は7か月経過後、64歳以下の人は8か月経過後に接種が可能で、一般の予約開始が1月27日から始まりました。

国のワクチン接種の提供は、モデルナ社製とファイザー社製の交互接種なわけですが、気になる副反応の心配から、選択希望に偏りをしておると聞いていますが、そこで、これらを含め、今日までの市民各位の反応及び接種の進捗状況、今後についてお尋ねいたします。

次に、社会機能基盤を支え、維持に必要な仕事に従事しておられるエッセンシャルワーカーの方々に対しての3回目の接種前倒しの考えについてお尋ねいたします。

このエッセンシャルワーカーは、特定の仕事内容を示す言葉ではなく、日々の生活を維持していくために、新型コロナ感染リスクを感じながら現場で働き続けてくれる職業の方々の総称と認識をしております。もちろん、医療従事者、高齢者施設入所従事者は、3回目の接種が済んでいると思いますが、保育士、学校教員、電気、ガス、水道整備、ごみ収集、雪でするので除雪に携わるの方々等の社会インフラに関する職業の仕事に従事しておる方でもありますので、これらについて問うものであります。

次に、5歳から11歳までの子供、小児に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、市の取組についてお伺いいたします。

県内では、オミクロン株感染のクラスター等

の拡大で、令和4年1月27日から2月20日までまん延防止法等重点措置の適用に伴う要請がされました。当初は、重点措置区域にされませんでした。2月の中旬後から感染の拡大が強まり、クラスター等の発生、学校、学年、学級の閉鎖、学童保育園等でも感染し、大変危惧されておるのであります。

感染の予防の手だてとして早期の接種が望まれるわけでありますが、接種は努力義務の適用ではないのですが、これらについて、市の取組を併せて問うものであります。

次の発言事項は、市の行政手続について質問をいたします。

政府をはじめ各自治体は、行政手続の効率化、DX、すなわちデジタルトランスフォーメーションを進めております。このような考えの一つといたしまして、市民が市役所に来て行政手続をする際に申請書の記入が不要で、身分証明書の提示で済む書かない窓口の導入についてお伺いいたします。

まず、流れといたしまして、市民が窓口で免許証、例えばそれにマイナンバーカード等の身分を証明するものを提示し、申請内容を伝えます。それを受け、職員は、氏名を手がかりにパソコンで必要な個人データを探し出し、内容が反映された申請書を作成、印刷し、申請した市民が署名すれば、申請書に基づき、各種の手続が完結となるシステムなのであります。

このようなシステムの申し上げたいメリットとして、申請書の作成時間が減り、市民の負担軽減が図られ、また、利便性の向上に加え、コロナ感染等などの予防などに対する密を抑えることも可能なのではないのでしょうか。

国では、自治体の行政手続の目標を、スマートフォンで全ての手続を60秒以内で完結をうたっております。2月24日から、市民課の窓口番号表示システムの導入を図り、市民サービスに努めておりますことは大変画期的なシステムだ

と評価いたします。市民サービスの一つとして、書かない窓口の設置について考えを問うものであります。

次に、発言事項の3つ目としての当新庄市の情報発信についてお尋ねいたします。

先般の2月25日、厚生労働省の人口動態統計の速報値が公表されました。全国で2021年生まれの赤ちゃんは84万2,897人、亡くなったのは145万2,289人、出生数から死亡を引いた人口の自然数は過去最大の60万9,392人。少子化が進み、人口減に歯止めがかからず、社会保障制度の維持が危ぶまれるとマスメディアでは報道されました。

新庄市の現状はどのようなのでしょうか。今市民の皆さんは、豪雪、コロナウイルス禍と、また、ロシアのウクライナ侵略等のストレスの疲労が強く感じられますが、これらをぶっ飛ばす元気な新庄市の発信の方法、方策がたくさんあると思います。私はその一つとして、当市の観光大使である第166回目の直木賞を受賞した今村翔吾さんの文庫記念館を新庄市で創出したらいかがでしょうかと提案するものであります。なぜならば、何といたっても現在37歳の若さで、旬の方であります。2017年、新庄藩の火消しを主人公にした「火喰鳥羽州ぼろ鳶組」でデビュー、2020年には「八本目の槍」で吉川英治文学新人賞、「じんかん」で山田風太郎賞、直木賞は候補3回目での受賞の快挙となったわけでありませう。

今村翔吾氏は、新庄まつり、雪まつりに来新し、中高生文学塾を開いたり、新庄を第二の故郷と愛していることは、多くの市民も認識していることと思います。まさにこれから将来を嘱望される若手の作家、小説家であります。新庄市との強い絆の今村翔吾さんの文庫記念館の創出は、市の情報発信のツールの一端としてなり得る可能性は大いに秘めていると考えているのであります。今村先生を慕うファンは、全国で

たくさんおりますよ。いかがでしょうか。これについて、市のお考えをお聞かせください。

もう一点伺います。

春の訪れとともに、プロ野球の話題が膨らんでいます。2月26日からオープン戦が始まりましたプロ野球は、今や勝敗を別にして、日本ハムファイターズの監督に就任した新庄剛志監督の一挙手一投足が話題を呼んでおります。自らビッグボスと称し、型破りなアクションを演出、マスコミを喜ばせておりますが、かつては、新庄剛志監督が現役の選手時代に当市新庄市との結びつきがあったような気がいたしますが、改めて同じ新庄市と新庄の同盟として、これらを機に監督及び球団親会社との交流を深め、新庄市の知名度アップのビックチャンスと捉えてはいかがでしょうか。これらについてお伺いいたします。

以上で私が通告した質問ですが、3月は年度末とともに別れの季節でもあります。この3月をもちまして、定年により、一線を引かれます職員の皆様方に対しましては、心より御苦労さまと感謝を申し上げる次第であります。この議場にて論戦を交わしました課長には、真摯なやり取りをさせていただき、改めまして地域に対する熱い気持ちが強く感じられるのであります。今後のさらなる活躍と御健康に留意されることを御祈念申し上げます。それでは、答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

コロナワクチンの件であります。初めに、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンの交差接種に関する御質問ですが、本市では、1、2回目の接種で、ほとんどの方がファイザー社

のワクチンを接種したため、追加接種においてもファイザー社のワクチンを希望する方が多い状況となっております。ただし、国から供給されるワクチンは、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンがほぼ同量となる予定となっておりますので、追加接種を迅速に進めていくため、市のホームページや全戸配布のチラシ、さらにコールセンターでの予約受付時において、モデルナ社のワクチンによる交差接種の有効性や安全性を引き続き周知してまいります。

追加接種の進捗状況につきましては、2月28日現在、65歳以上の方は7,942人、64歳以下の方は2,107人が完了と見込んでおり、対象人口に占める接種率は、それぞれ約75%と約13%となっております。

今後の追加接種の時期につきましては、2回目の接種が昨年9月11日まで完了したおおむね40歳代の方までが、3月末までの接種完了を見込んでおります。

また、4月以降についても、2回目接種から6か月を経過した方から接種を進め、5月末の接種完了を目指してまいります。

次に、エッセンシャルワーカーへの優先接種に関する御質問ですが、これまで本市では、医療従事者や高齢者施設の入所者及び職員はじめ、消防職員、警察職員、保育士、除雪のオペレーター、教職員など、モデルナ社のワクチンを活用した優先接種やキャンセルが発生した場合の補充者として先行して接種していただき、優先接種を進めてまいりました。今後も引き続きエッセンシャルワーカーに対しての優先接種を実施してまいります。

次に、5歳から11歳までの小児に対するワクチン接種に関する御質問ですが、本市においても小学生の感染が確認されており、小学校での感染拡大や高齢の御家族への感染拡大が懸念されます。

国は、小児に対しても発症予防について高い

効果を認めており、特に呼吸器や心疾患などの重症化リスクの高い基礎疾患を有する小児に対しての接種を進めております。

本市においては、国の方針に基づき、小児へのワクチン接種を3月からの実施に向け、準備を進めてまいりました。対象となる小児は約1,800人であり、その保護者に接種の意向調査を実施しております。接種は、市内の小児科医院における個別接種で、希望された方に市が日時と会場を指定し、案内することとし、3月11日から開始いたします。接種に関しては、重症化予防の効果と副反応のリスク双方について正しい知識を持っていただいた上で、接種していただくことができるよう、周知に努めてまいります。

次に、市の行政手続についての御質問ですが、この2月より、新たな取組として、市民課、会計課窓口において、番号案内表示システムを導入いたしました。お客様が発券機から整理番号を受け取ってお待ちいただき、窓口では、お名前ではなく番号でお呼びすることにより、プライバシーの保護やスムーズな御案内ができることから、好評をいただいております。

さて、御質問の書かない窓口のシステムについてですが、マイナンバーカードや免許証を活用して本人確認を行い、そのカードから氏名や住所などを読み取り、画面上で質問に沿って入力することで申請書の手書きが不要となり、内容に応じて複数の手続の御案内も可能になるなど、利便性が高く、全国的にも様々なシステム開発や導入が進んでおります。

市では、行財政改革大綱やデジタル化基本計画により、デジタル技術を活用し、行政手続の利便性向上を図ることとしておりますので、どのような手続に書かない窓口の導入が可能か、令和5年度の基幹システムの更新に合わせて検討してまいります。

また、今議会の補正予算に計上しております

が、マイナンバーカード所有者の転出については、スマホやパソコンによるオンラインでの転出届が、令和4年度中に全国でできるようになります。今後も窓口混雑の緩和や来庁者が安心して手続ができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、新庄市の情報発信についての御質問にお答えさせていただきます。

今村翔吾氏には、昨年2月から、新庄市第1号の新庄観光大使に就任していただき、現在も市の観光振興の一翼を担っていただいております。

今年の1月には直木賞を受賞し、今後ますますの活躍が期待され、当市も最上広域市町村圏事務組合、一般社団法人とらいあと協力し、2月に国元企画展と称し、直木賞受賞をお祝いする展示を実施したところであります。今後も関係機関と協力しながら、今村氏の作品の御紹介などを兼ねて、情報発信を行っていきたいと考えております。

このたびの受賞を契機に、今村氏の知名度は全国的にもより多くの方には知っていただけたところとなりました。このように著名な方が、新庄市を第二のふるさとと親しみを持っていただけるのは大変光栄なことであり、今後も市としてこの絆を結びつけ、国元から応援し続けたいと考えております。今や直木賞作家となった今村氏の記念館は、新庄市をより多くの人に知っていただく手だてとして有効であると考えますので、今後の情報発信事業の参考とさせていただきます。

次に、2つ目の項目についてお答えさせていただきます。

ビッグボスこと新庄剛志監督については、監督が選手として阪神タイガースに所属していた平成5年、本市と友好自治体の盟約を締結している奈良県の旧新庄町、現葛城市と岡山県新庄村の3自治体で後援会を組織して応援していた

経過がございます。監督御本人が本市を訪れたこともあります。所属球団が替わったことや、当時監督側の窓口となっていたいただいた御尊父の体調悪化を機に、後援会活動を終了しております。

新庄監督のよい意味での型破りな言動に対する世間の注目は確かに大きく、再度関係を構築して、本市の活力創出や交流拡大に対する御協力を得ることができれば、大きな成果が期待できるものと考えられます。

後援会活動が活発な頃は、県事業として連携して応援ツアーを実施していましたが、こうした活動による交流拡大のほか、物産振興事業への起用も考えられます。御本人にどのようなアプローチが可能なのか、どのような事業に生かすことができるのか、関係課とも連携しながら検討してまいります。

補足となりますが、観光大使の件についてありますが、この場を借りて報告させていただきます。

元NHKアナウンサーの山本哲也氏、12月31日の宝くじの当然発表会の総合司会をなさった方ではありますが、以前はゆうどきネットワークの番組を持っていた、現在は、小さな旅で放送される方ではありますが、この方を観光大使としてお願いするというところで、12月31日に退職するというお話を聞きましたので依頼を申し上げたところ、本人から承諾を得ているところがあります。1月の東京ふるさと会で、任命式をする予定でしたが、残念ながら中止となったもので、現在延び延びとなっております。今後機会を見ながら任命式を執り行わせていただきたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） どうもありがとうございます。

再質問させていただきますけれども、今日は3月3日ひな祭りですね。ひな祭りには、桃です。桃は、中国古来では邪気を払い、桃の実は、幸せを持ち込むと言われております。今日のひな祭りにちなんで、これから女性議員の方も2名発言いたしますけれども、今日はこのようなひな祭りにふさわしいほっこりしたような議会になればいいなと思っていますので、御答弁の皆さん方もよろしくお願ひしたいと思います。そんなような私の気持ちで、再質問をさせていただきます。

まず、ワクチンの努力義務、15歳から12歳は努力義務ではないと。一体この努力義務とは、私、分かりませんので、専門の方に、努力義務というのはどんなことを指すのかなと、まず一つ教えてもらいたいということからお願いします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 ワクチン接種の努力義務についてということで御質問いただきました。

努力義務とは、この新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法の附則第7条第2項の規定によりまして、法の第6条第1項の臨時接種として実施しております。この臨時接種は、感染症の緊急の蔓延予防の観点から実施するものでございまして、接種に当たっては、予防接種法の第9条で、対象者は接種を受けるよう努力しなければならないと規定されてございます。この規定が努力義務と呼ばれておりまして、この努力義務とは、罰則などを設けた義務とは異なりまして、強制ではなく、御本人が納得した上で接種を判断していただくということになってございます。ですので、感染症の蔓延防止の観点から、国民の皆様に御協力いただきたいという趣旨から、このような規定がございまして。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) そのようなことと理解せざるを得ないといえますか、しますけれども、そこで、その努力義務から外れた子供ワクチンの対象者は、市長から、小児は1,800人なんていいますが、その前に新庄市では、親御さんに対して意向調査を送りましたね。1,800人の対象者の中で、希望をもらってフィードバックした率、その中でどんな問題点というか、保護者はどんなことを心配とか、いろいろあると思いますけれども、その内容を教えてもらえればと思って質問いたします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 小児の方の予防接種の事前調査ということで、2月の時点でさせていただいております。接種等の希望調査、2月25日までだったと思いますが、回答いただきたいということでさせていただきました。その中で、現時点で把握しているのが、600人ほど返事をいただいたということは聞いておまして、そのうちの8割の方が接種を希望するというところで来ている。その後も接種希望についての調査は、また送られてきておりますので、最終的なものというのはまだ把握してございませんが、中にはやっぱり全員が接種をしたいとか、迷っていらっしゃる保護者の方も相当数いらっしゃると思います。その時点では、もう今回の調査で分からないとした方々もいらっしゃいますので、そういった方も今後フォローしながら接種を進めてまいりたいと思っております。以上です。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) やっぱり心配である反面、結構子供たちは、小中学校は学年閉鎖とか、学級閉鎖がかなり多いんですね。そういった意味で、昨日も15人ですか。新庄市でも発生して

います。市長が心配して、2日に折り込みメッセージ、チラシを入れてくれて大変よかったなと。そんなことで注意してくださいということが、みんな心配事なんだけれども、子供の心配のもととはどんなふうに捉えるのかな。したほうが安全だよと思う反面、やっぱり副反応とか、いろいろあると思いますけれども、例えば保護者が付き添っていかなければならない時間があるとか、ないとかということも含めて、どういうふうの子供の8割の方が、8割は、あと2割がどんな関係で事由まで掌握しているんでしょうか。まず、お願いいたします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 先ほど8割の方という答弁をさせていただきましたが、関心が高い方については早く回答いただいたということで、その中の早くいただいた方はやっぱり関心があるところで、8割ほど接種を希望していらっしゃるということでございます。

その中で、やっぱり不安を感じられる保護者の皆さんもいらっしゃるものですから、調査の段階で、厚生労働省が出しております5歳から10歳のお子様への保護者の方へということで、その接種についてのお知らせ、副反応がどういったものがあるか、また、接種のワクチンの安全性とか、そういったものを書いたチラシも一緒に入れさせていただいております。

接種に関しては、やはり保護者の同意が必要でございまして、特に小児の接種に関しては、努力義務が適用されてございませんので、この理由としましては、小児用のワクチンは臨床試験等から有効性、安全性が確認されていることで海外でも広く接種が進められていること等を踏まえて、日本でも接種が進められることになっている。しかしながら、そこについては、現時点においてオミクロン株に対するエビデンスが確定的ではないことも踏まえ、承認について

努力義務の規定は適用せず、今後の最新の科学的知見を踏まえ、改めて議論することが適当であるということもされております。そういったことを総合的にやっぱり保護者の方が判断していただくこととなりますが、やはり子供さんから御高齢の方にうつるということもございます。そういったリスクもあることですから、なるべく接種していただきたいなということでは考えているところです。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 本当に悩ましい問題もあると思いますけれどもね。やはり現状を見ますと、やはりみんな心配だなと思っておるわけでありませう。

それにしても、私は、新庄市の場合は、毎月そういうふうにチラシで配って情報を提供してもらおう、これはいいなと。かなり市民の皆さんには安心感を与えているんじゃないかなということ、これは大変前向きで、市民に対する市の取組が評価できると思いますけれども、2月23日、山形県のお知らせで入ってきた。県で4か所かな。3月5日から米沢グランドホクヨウ、3月12日から13日に三川町、3月19日から21日、山形県庁、3月26から27日まで新庄ニューグランドで480人なんてチラシが出たけれども、これは市としてはどういうふうに、市の進捗が少ないから県ではもっとしろという意味かなと。それともどういう意味かなと。この辺、県の関係はどうなっているのかなとちょっと疑問を感じますので、県で突然こうしなさい、してくださいよなんていう、これは悪いことではない、いいことだとは思いますが、新庄市の場合は個別接種で、今度は集団だけれども、これはそういう選択でスムーズにしていると思いますけれども、県のこれはどう理解するような方向かなと、ちょっと疑問に感じましたので、いかがなんでしょうか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 議員おっしゃるとおり、県で集団接種ということで、最上地区におきましては3月26日の土曜日と27日の日曜日にニューグランドホテルで約480人の接種予定ということで、追加接種を実施するというで聞いております。

県の集団接種が、新庄の接種が遅れているからするのかという、そういったことではございません。新庄でも既に3月には64歳以下の方にも6か月経過した方に案内をもう差し上げてございますので、最短で接種できるような体制を整えてございます。ただ、県と市でやっている個別接種、県のやっている集団接種、その中で選択肢が増えるということで考えておきまして、県がやる集団接種は土曜日、日曜日に設置するわけですので、これから現役世代の方が接種するに当たっては、土日にできる枠が増えるということで、そういったことでは大変助かるのかなということ考えてございます。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） 分かりました。

何といっても心配は、早く取り除いて安全にするためにさらなる御努力を、大変だけれども、お願いしたいと思います。

次に、窓口について、これからデジタル時代で、令和5年の総合的なものに、その中に入れるというんですけれども、大変便利になるんですね。デジタルトランスフォーメーションの考えは、やはり前例にとらわれないでやはり進めろというようなことで、やっぱりどうしても行政は前例踏襲とか、前例に倣うというのが今までのやり方だと思いますけれども、まるきりデジタルトランスフォーメーションが出ることによって前例がなくなるような新しい方向づけだと思います。

そこで、書かない窓口というのは、各地で結構やっているんですね。まず、利用者から、市民からいうと、市民課に行って、どこに記載台があるんだかな。書くところはあるだろうか。そうすると、ここに行くといろんなものがある。そうするとここで書く。そして窓口を持って行って、これがなくなるんだよ。記載台も何もないから。コロナ禍でこのたび入れた窓口のあれは大変いいと思う。すごいと思う、やっぱり。あれを生かして、自分が申請をもらうときにペッと押して番号が出てくると、今度その窓口と呼ばれて行くと、免許証か身分証明書のものを持っていくとしてくれるんだよ。何の誰それ、何年生まれの誰が申請したとかというのを書くことがないの。そうすると、あそこの記載台も記載するものもないから、あそこが広がる。これから建て替えをするというけれども、これまで時間がかかるでしょう。市民は、今のところを利用しなければならない。そうすると、密になるとかになることがない。そういうこともぜひしてもらいたいなと思いますけれども、市民課の課長は、一生懸命頑張って新しくやっているだけけれども、こういうような、したいか、してはいけないだろうからしなくてもいいか、したほうがいいのかという観点はどうかお聞きします。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 書かない窓口のシステムについてですが、市民課といたしましてもこの取組については、全庁的な取組になると考えております。住所異動、住民異動に伴って、様々な課との連携が必要になりますので、令和5年度に住民記録システムをはじめ、基幹システムの入替えがございますので、そのタイミングで、こういった手続にこういった書かない窓口の仕組みを活用できるか。例えばこれまでも御質問いただいておりますが、おくやみコーナーであ

ったり子供に関する手続であったり、そういったところをどこまでできるか、最初はスモールスタートになると思いますけれども、全庁的な協議の中で、何とかこのシステム導入に向けて頑張っていきたいなと感じているところです。以上です。

15番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番（小嶋富弥議員） よかった。すると、言わないでやると、頑張ると言っているからありがたいなと。ぜひひとつ課長一人ではできない、みんなでもらわれないと駄目だから、よろしくお願いします。

次、今村翔吾さんの質問をします。

市長答弁でいただいて、情報発信の手段として使う、また、NHKの山本哲也さんを観光大使にお願いしたらしてくれた。大変明るいニュースでよかったなと思っている。

そこで、再質問しますけれども、今村さんは、観光大使とともに新庄開府400年記念事業の総合アドバイザーでもあるんですね。大変御尽力なさって、それに関して、あるいは新庄はそういう風致のまちですけども、戊辰の戦争か何かで焼かれて、新庄は歴史的風致という建物が、歴史的なものが残念ながら残っていない。これで、やっぱり今村翔吾さんを例えば活用して、文学の道、今村翔吾ロード、今村翔吾散策路とか、そういうものも風致のまちに入れて造ったらいいかないかなという思いも詰めて私、今回一般質問させてもらっているだけけれども、まず、雪の里情報館とか、まゆの郷とか、あの辺を利用して、そう小さくなくてもいいから今村翔吾さんの文庫をまずそろえて発信するというようなことをアプローチしたらいいのではないかなと思いますけれども、情報の発信はいろいろあるけども、まず文庫本にこだわって私は言うんだけれども、どうだろう、課長。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 今村翔吾さんの文庫をエコロジーの中においてはどうかという御質問をいただきました。

エコロジーガーデンの現在第4期計画の中で計画を進めているところでありまして、来年度、第5期の利用計画の改定時期でもあります。その中でもそのような御意見を頂戴しておりますので、検討事項の一つとして御検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

15番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

高橋富美子議長 小嶋富弥さん。

15番(小嶋富弥議員) あのよ、でもな、何ぼこっちでしてくださいと言ったって、あっちは嫌だと言えられない部分がある。相手のあることだ。そこをやっぱり交渉とか、折衝とかというのは課長の腕だ。課長、頑張ってもらって。

こういうことがあった。ふるさと応援隊で東京に行って、私たちも、前の佐藤義一さんはいないけれども、佐藤義一さんと今うちの会派の会長の石川さんとも行って今村先生とお会いして、今村先生はファンクラブの人と一緒に新庄に来た。そこで、ある居酒屋で会食に私たちも交ざって、お邪魔して懇談したんだけど、先生はお酒を飲まないからいいんだけど、その中で、ファンの人が写真を撮ってSNSとか、全国にツイッターで流したんです。居酒屋に尋ねてきたと。今村翔吾先生がここで会食して焼き鳥を食べたのかと、おかみさんがびっくりしたと。それだけやっぱり新庄にわざわざ来て、そして行くという、やっぱりそういうファンもいる。そういうのをしていけば、やっぱり交流人口とか、いっぱい来るんのではないのかなと。旬の人だと思います、まだ37歳で。だから、今から早く、滋賀県に事務所も構えていて、テレビで引っ張りだこだ。今関西のほう。渡辺安志課長に聞けば、一番早いかもしれないけど、でも、柏倉さんが担当だからお願いするしか

ないけれども、ひとつそういうことも大事で、そういう大きいことでなくてもいいと思います。だんだんだんだんそこから人のにぎわいも、それが全てではない、一つの手段として考えてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと何といっても、ビッグボスだな。今日の新聞も見たら日本ハム、ヒット1点で1点を取って勝ったと新聞に出てるんだ。スポーツ新聞以外に。あれだってやっぱり新庄監督と後援会をつくってやったけれども、選手は終わったからこれで縁が切れたみたいだけれども、今度はチャンスではないかなと。日本ハムとあやちゅうちゅうなんて言葉で仲よくして、そして、なぜこんなことを言うかという、村山市で去年オリンピックがあったでしょう。そのときブルガリアの優勝したホストタウンで呼んだ。職員が、ブルガリアという思い出すのは、ブルガリアヨーグルトだ。ヨーグルトをどこで作っている。まずいっぱい作っているけれども、有名なのは、名前を言っていないか、悪いけれども、言う。明治だ。明治に行って、東京に行って、職員がこういうホストタウンで来るから何とか協賛してもらえないかと。そうしたらうまくマッチングして、明治ブルガリアヨーグルトを村山市で一生懸命して、市役所の職員も動いてくれたと思います。応援団みたいなのがいたからマッチングしてよかったのだけれども、そういうこともあるのよね。

あともう一つ俺、思うのは、今ふるさと納税で大きく10億円今年も計画して、目標に向かっているんだけど、はえぬきがやっぱり新庄は評判で、東北でもトップクラスではないか。だからはえぬきは今度、今日のあれで食味がちょっとランクが下がったみたいで、これはこれでしょうがないんだけど、例えばビッグボス米なんてネーミングをつくって新庄剛志さんのラベルをぴっと貼って、それをふるさと納税

の給付金とかをして、もっと言うと、今度皆さん方のボスは誰だ、組織のボスは。ボスとボスの写真を撮って握手をしたら、ラベルでも貼って、新庄米、ビッグ米とかと売り出すチャンスもあるのではないかなと思って俺は今こういうふうな一般質問をさせてもらっただけけれども、そういうことも考えられないかな。

だから、いろんな手だてがあると思う、やっぱり。まず、それこそ挑戦するか、しないかをまずお伺いするかな。お願いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 大変ありがとうございます。いろんな御意見を頂戴したところでございます。

初めに、今村先生のお話からちょっとさせていただければと思います。

先ほども渡辺課長の名前が出ましたけれども、渡辺課長がファン倶楽部の会長であって、その縁で私どもも今村先生とつながりを持って、新庄を第二のふるさとというようなことで言っているわけなんです。その中で、先生からは羽州ぼろ鳶組の文庫の表紙、これを新庄のあちらこちらのマンホールにしてやれないかというふうなお声もいただいております。いずれ30巻ほどになればそういったことも可能かなというようなことで、先生とも話を進めているところでありますし、また、現在、滋賀県に事務所を構えています、新庄事務所を造りたいという話も伺っております。事務所は、新庄の駅前通りの空き店舗等を利用して、そこにもお店を構えたいという話までいただいているところでございますので、そちらの縁を大事にしながら、今後とも情報を活用していきたいと思っております。

また、新庄監督については、いろんな形でアプローチをしながら、どういったことができるのかということを探っていきたいと思っておりますので、今後とも御意見をいただければと思います。

よろしく申し上げます。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤文一議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤文一さん。

（9番佐藤文一議員登壇）

9番（佐藤文一議員） 改めましておはようございます。

今定例会、2番目に質問をさせていただきます。議席番号9番、市民・公明クラブの佐藤文一です。

通告書に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、新庄市の新庄市立の小中学校洋式トイレの増設について質問いたします。

新庄市立の義務教育学校萩野学園に続き、2校目の明倫学園が開校し、大変喜ばしいことと思っております。しかし、一方で、ほかの学校施設の老朽化がピークを迎えているのも事実でございます。義務教育学校2校以外を見ても、小規模、あるいは大規模改修などはあったものの、教室等の校舎に関しては、古い順に、新庄小学校、昭和42年、築55年、八向中学校、昭和46年、築51年、新庄中学校、昭和54年、築43年、日新中学校、昭和55年、築42年、升形、本合海小学校が同じ昭和57年、築40年、そして、日新小学校が平成11年、築23年となっております、1校を除き、文部科学省の示している鉄筋コン

クリート造校舎の改築までの年数、おおむね40年程度に達している状況です。しかし、実際は新庄市だけではなく、全国に同じような自治体が多く存在しており、全てを早急に改築するには、莫大な労力、予算が必要であり、容易なことではなく、現在同省では、学校施設の長寿命化を進めることが必要としており、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備が必要と考えます。

そんな中、トイレの改善については特に遅れており、全国の公立小中学校の和式便器に対しての洋式便器率は、文部科学省2020年9月の調べで全国平均57%、都道府県別で見ると、全国1位が富山県の79.3%、山形県は54.6%と全国平均より下回っているのが現状でございます。

また、災害時の避難場所として指定されている学校が避難所になったとき、トイレは、幼児から高齢者、障害者の方も含め、全ての避難者が使用する場所となります。バリアフリー化、オストメイト対応トイレも含め、災害時のトイレ対策は、健康と衛生に直結するライフラインと捉える時代。防災機能の強化の観点から見ても、安心して使用できる状態に準備しておくことが重要と考えます。

先日、新庄のある小学校では、洋式便器が少なく、和式の便器が空いているにもかかわらず、順番に並んで用を足しているという状況を耳にしました。家庭での洋式トイレの保有率は、総務省調べで、2008年とかなり古いデータではありますが、持ち家で92.2%、貸家で96.1%となっており、14年経過した現在は、さらに上回っていると思われれます。また、新庄市の公立保育所の洋式便器率は100%、民間の保育施設もほとんどが洋式化されているということです。

今後、小中学校のトイレに関し、中長期的には、全面的な見直しが必要なのはもちろんですが、今現在、教育長宛てに児童トイレの洋式化を求める要望書も届いていると伺っております。

私も洋式便器が不足している学校については、一部洋式化は早急に必要と考えます。

そこで、質問をいたします。

1つ目、義務教育学校も含め、現在の各小中学校の洋式便器の設置率を伺います。

2つ目、小中学校の早期洋式トイレ増設について、今後の考え方を伺います。

続きまして、北本町のアーケードについて質問いたします。

この件に関しましては、この発言通告書を提出した後、行政報告があり、重複する部分も出てくるとは思いますが、御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

去年の暮れ、12月22日に北本町のアーケードの一部が崩れ落ちたという報道がありました。その直後、バリケードによる通行止め、看板の設置、仮設の歩行者道路、通路など、市で対処できることは取りあえず実行したとは思いますが、一歩間違えれば人身事故、死亡事故にもつながりかねない事故であり、今後、ほかの場所でいつ起きてもおかしくない状況でありました。現在は雪下ろしなどもされ、危険箇所の天井材の撤去、防護ネット、腐食した柱の補強などがなされるのを確認はしておりますが、不安に思っている市民の方から相談を受けているのが現状でございます。

また、アーケードというと、過去、新庄市には、駅前通り、南本町、そして北本町と3か所のアーケードがあり、デパート、映画館はじめ様々な商店が建ち並び、商店街がとてみにぎやかで、皆が歩いて買物をしていたのを思い出します。そして、時代とともにアーケードの老朽化、劣化も進み、駅前通りのアーケードが撤去され、そして南本町のアーケードも撤去されました。このたび、北本町のアーケードも解体する方針を示しているということで、少し寂しい気もしますが、安全性の確保が困難ということでもありますので、緊急の対処が必要と考えます。

それを踏まえ、質問いたします。

1つ目、12月29日から現在までの経過状況、今後の流れについて伺います。

2つ目、駅前通り、南本町アーケード撤去の経緯、北本町アーケードとの関連性を伺います。

続きまして、新庄まつりについて質問いたします。

今なお蔓延している新型コロナウイルス感染症ですが、現在は変異種のオミクロン株が猛威を振るい、今後についても今現状ではどうなるか予測できない状態にあります。しかしながら、今年も新庄まつりはやってきます。今後、実行委員会での決定事項になるとは思いますが、2年間の経験を基に開催するのか、しないのか。通常どおりの開催か、縮小しての開催か、早期の決定を望みます。

一方、各町内の若連では、山車連盟の理事会にて山車の題目も正式決定し、まつりの開催の決定、内容を待つ状態になっております。今年、山車の数に関しては、明日、庄司議員の質問事項にありますのでここでは伏せておきますが、昨年はコロナ禍の中、県内特別警戒レベルがレベル4の状況でも15台の山車が製作され、縮小とはいえ、開催が実現できたということは、今年も中止の選択肢はないと現時点で決定してもいいのではないのでしょうか。

また、予算の問題ですが、通常開催であれば追加の補助金はなし、縮小開催であれば昨年同様の補助金を用意しますということをはっきり打ち出せれば、各若連は、昨年の経験を基に、経験のない町内は経験のある町内の話を聞き、早期に山車製作に取りかかると私は考えております。

そして、このたびの令和4年度主要事業でもある新庄まつりin巢鴨山車派遣事業に関することとなりますが、ある関係者の方から、今年の新庄まつりの内容も分からない。補助金の増額も去年のみで、今年はないと聞いている。

補助金の増額もなく、花もらいもできなければ、山車を造れない。なのに、山車を派遣する金があるというのはおかしいんじゃないかという話を聞きました。事業の内容が違うと言われればそれまでかもしれませんが、市民の方々から見れば、予算の出どころは同じと考えるのが普通だと思います、私は何も答えられませんでした。

先ほども言いましたが、通常開催であれば追加の補助金はなく、縮小開催であれば昨年同様の補助金を用意しますと言えるよう準備していただければ、山車関係者、囃子関係者も安心すると思います。

それでは、質問いたします。

1つ目、昨年と同様レベルの縮小開催となった場合、昨年と同じレベルの補助金を用意することは可能なのか、伺います。

2つ目、今年度、新庄まつり山車派遣事業を計画しているが、詳細を伺います。

以上、答弁のほど、よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。小中学校洋式トイレの増設については、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

初めに、北本町アーケードに関する御質問についてお答えさせていただきます。

1つ目の、昨年12月29日の事故発生から現在までの経過状況と今後の流れについての御質問であります。本アーケードは、昭和58年当時、北本町の法人が県道の占用許可を受け、設置した施設で、市道となった現在も同法人が所有する占用許可物件となっております。この天井材の落下事故については、幸いなことに人的被害はありませんでしたが、事故の一報を受け、直ちに占用者である同法人へ連絡するとともに、

歩行者の安全確保のため、落下箇所を通行止めとし、その他の危険箇所に看板やバリアードを設置して、落下物への注意喚起を行いました。その後、年明けの1月4日に同法人に対して、アーケードが安全であるかどうかの調査と歩行者の安全対策を早急に行うよう、文書により通知したところでもあります。その際、構造部材の腐食や天井材が落下する危険性を指摘した設計業者作成の調査報告書が、2月3日に同法人から提出されました。このことから、現状では歩行者への安全確保が困難と判断し、歩行者に対する事故防止措置の即時実施を命令し、不履行の際は市が行政代執行して、それに係る費用は、同法人から徴収することを戒告いたしました。翌2月4日には、命令に対する措置の実施が確認できないことから、同法人に対し、代執行令書を発出し、危険箇所の天井材撤去と落下物への防護ネットを張る事故防止作業を市が代執行しております。

また、2月3日に提出された報告書において、同法人は今後アーケードを解体する方針を示していることと、現在構造部材の劣化により、安全性が確認されない状況にあることから、4月30日までの期限を定めて、アーケード本体を除却するよう2月3日に命令しており、これに対しても不履行の際の代執行と、これに係る費用の徴収について戒告したところでもあります。

今後においてもこの命令内容の履行に向けた同法人としての対応方針や費用の調達手段など、履行の確実性についてしっかりと確認を行い、早期実施を促してまいりたいと考えております。

2つ目の商店街アーケードの件についての御質問ですが、本アーケードを含む中心商店街のアーケードにつきましては、それぞれの商店街の法人が、商店街の近代化、高度化を図る事業において、山形県中小企業高度化資金といった融資制度なども活用し、駅前通りは昭和47年、南本町は昭和55年に設置したものであり

ます。北本町のアーケードに関しても同様に昭和58年から昭和80年にかけて設置されました。その後、経年劣化などによる老朽化が課題となり、駅前通りのアーケードにつきましては、平成11年に駅前通りの法人が、自己資金にて撤去したものであります。

また、平成26年頃に経済産業省の商店街まちづくり事業が商店街アーケード撤去費用にも活用可能であったことから、負担軽減を図るために南本町の法人と北本町の法人に対して周知を行い、南本町のアーケードにつきましては、当該補助事業を活用し、平成27年に南本町の法人が独自に撤去を行ったものであります。

その後は、北本町の法人より、アーケード撤去に係る財政的な支援の相談を受けておりましたが、アーケード撤去のみに対する補助事業が確認できないまま現在に至っております。引き続き同法人による対応を注視しております。

また、アーケード撤去により、新庄駅前通りにつきましては県が無散水消雪を、南本町等については新庄市が無散水消雪に替えております。

次に、令和4年度の新庄まつりについての御質問にお答えします。

新庄まつりの令和3年度の実施については、令和2年度中止より協議を重ね、独自の感染対策ガイドラインを策定し、当初は例年どおりの開催を目指してまいりましたが、感染が拡大したことにより、行事内容を縮小し、開催したところでもあります。規模縮小ながら2年ぶりの開催となり、感染状況の変化はありましたが、多くの皆様から好評を得ていると感じております。

また、令和3年度に多くの企業団体様より、新庄まつりの振興のための御寄附を頂きました。御寄附につきましては、令和3年度の助成金額の増額分やコロナ対策助成の財源に充てさせていただき、残額についてはまつり振興基金に積立てを行う予定であります。

さて、令和4年度の新庄まつりにつきまして

は、昨年10月に開催しました新庄まつり実行委員会において、例年どおりのまつり行事を行うことを確認したところであります。新庄まつり実行委員会からは、各山車若連に50万円、各囃子若連に12万円、その他コロナ対策費などの要望をいただいております。

令和4年度の実施におけるコロナ感染症の拡大状況が令和3年度並みの状況であれば、助成の増額が可能かとの御質問ですが、現在のところ、例年どおりの開催に向けた対応であることから、増額の予定はしておりません。

次に、2つ目の質問であります。山車派遣事業の計画についてお答えさせていただきます。

今回の事業は、令和7年に新庄開府400年を迎えることから、プレ事業として山車派遣の受入れ実績のある東京巣鴨へ派遣を行うものであります。期日は、今のところ令和4年11月5日から6日を予定しております。

派遣の内容は、山車を2台、それから数十名規模の神輿渡御行列を予定しており、引き手については、地元の小中高生、大学生などを検討していきたいと考えております。巡行構成については、平成29年度を参考にしながら、東京巣鴨を管轄する地元警察及び交通関係の方々との協議してまいります。

通常開催と昨年のような非通常のときの支援はどうするのかというようなことではありますが、先ほど申し上げましたように、現状としては通常開催を予定しているというところであり、今後行われる実行委員会等の状況を見ながら、その中で、どのような開催が含まれるのか、それによる対応になるということでもあります。最初から通常開催ではないというような方針は取っていないということを御理解いただき、通常開催ではない場合には、昨年度のような対応ということも当然考えなければならないと思っております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、市立小中学校の洋式トイレの増設に関する御質問についてお答えします。

教育委員会としても市立学校におけるトイレの洋式化は必要と考えており、これまでも学校との協議を踏まえ、各校の状況に応じ、少しずつ洋式化を進めてまいりました。

まず、市立学校全体の洋式便器の設置率についてですが、学校全体のトイレの数は456基、うち多目的トイレなどを含めた、いわゆる洋式トイレは316基、設置率は約69.3%という状況です。

各学校の状況ですが、義務教育学校につきましては、開校時に全て洋式トイレを整備いたしました。その他の学校は、施設の形状、大規模改修の時期など、各校それぞれの状況により、整備率に差があります。

次に、小中学校の早期の洋式トイレの増設に関する質問についてですが、市校長会からも要望を受けているところであり、今後も各校の現状や整備率、学校の考え、施設の状況、児童生徒数の推移、また、必要な工事期間や財源などを多角的に検討し、さらに、議員の御質問にもありますが、災害時の避難所としての利用なども考慮し、具体的な年次計画の下、整備してまいります。

一方、毎年、新入学生の状況や環境の変化などで早急な対応が必要とされる場面が出てくることも想定されます。実際、先日ある小学校にこの4月入学予定の保護者の皆様より、トイレの洋式化、特に低学年のトイレの洋式化について御要望をいただいたところです。教育委員会としましては、年次計画を基本としながら、各校の現状も踏まえ、早急に対応が必要な場合は学校と協議しながら、迅速、丁寧に対応していきたいと考えております。引き続き児童生徒の

教育環境の向上に努めてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上であります。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 御答弁ありがとうございます。

それでは、トイレのほうから再質問をさせていただきます。

ただいま洋式便器の設置について、新庄全体では69.3%という答弁をいただきました。実は、詳細について私も調べさせていただきました。新庄市全体では69.3%と県平均を上回ってはいますが、ひもとくと、ただいま教育長からもありましたとおり、義務教育学校では100%洋式化されており、中学校全体では77.9%、小学校全体になると41.3%、極端に小学校が少ないことが分かりました。さらに管理棟、職員トイレ、体育館、プールなどを除いた純粋に教室と児童、生徒たちが主に使うトイレに絞って調べた結果、実は中学校でも100%洋式化をされており、小学校では37.6%となり、最終的に和式便器に対して洋式便器の設置率の一番低いトイレ、こちらが本合海小学校の男児トイレのゼロ%、数は和式1か所に対し、洋式ゼロでした。しかし、本合海小学校の洋式トイレは男女共用ということになっておりまして、主に女兒が使用しているということを聞き、一応ゼロと計算した結果であり、実際は男児も使用できるようにはなっております。実際は、新庄小学校の女兒トイレで15.4%、数にすると和式5から6か所に対し、洋式1か所というのが一番低く、次に本合海小学校の女子トイレ25%、数にすると和式3か所に対して1か所というのが結果でございました。先ほど教育長からもありましたとおり、設置場所、スペースの問題、また、児童数も関係してくるとは思いますが、やはりほかの学校と比べると少ないと実感したところでございま

す。

それでは、再質問させていただきますが、現在、児童数に対してトイレの数に制限というものがああるものではないでしょうか。お伺いいたします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 児童数に対してのトイレの数の制限と伺いますか、基準ということになるかと思いますが、こちらは一般の事業所につきましては、労働安全衛生規則で設置基準というのがあるわけでございますけれども、公立学校のトイレにつきましては、特に国の基準ですとか、補助基準といったものはございますが、しかしながら、議員おっしゃったとおり、学校のそれぞれの現状を踏まえて改善していく必要があると考えているところでございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 大変前向きなお話をいただきましてありがとうございます。

40年前に比べれば児童数もかなり減ってきており、和式2か所を使い、洋式に改修するということもできますし、最近では短い工期で和式便器から洋式に替える工法、また、スペースの確保のため、カーブ型のドアをスライドさせて開閉するものなどもあると聞いております。ぜひ早期かつ柔軟な対応をお願いしたいと思えます。

次に、予算の件となりますけれども、財政課長にお伺いいたします。

トイレの改修については、中期財政計画に組み込まれていると伺ったのですが、詳細をお聞かせいただければと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 中期財政計画上の年度という話でございますけれども、令和6年度から3か年間に於いて、それぞれ洋式工事、改修工事等の部分で計画しておるところでございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 令和6年から3か年ということでしたが、こちらは今、前向きな話をいただいたんですけども、こちらの予算に関して前倒しというものは可能なんでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 中期財政計画については、毎年ローリングをかけて毎年見直しをかけているところがございますので、当然必要不可欠なもの、それから緊急度とか、優先度とかも含めて毎年見直しをかけておりますので、前倒しすることは可能でございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ありがとうございます。ただいまの答弁をいただき、安心いたしました。

冒頭でも申し上げましたとおり、家庭のトイレも洋式、保育施設でも洋式を使い慣れてきた子供たちが、小学校に入学したら使ったことのない和式のトイレというのを目の前にしてのストレスというのは、相当なものだと思います。間に合わずに粗相をしたり服を汚してしまったり、我慢をして具合が悪くなったりするなど、健康面でも精神面でも大きな不安となり得ます。

また、和式トイレは床に近くて、便器の大腸菌などが拡散しやすいという衛生的にも問題があるとされておりまして。先ほどいい返事をいただいたんですけども、やはり早急に増設していただくことをお願いいたします。欲を言えば、可能であればですけども、3月中に補正予算を組んでいただき、今回の入学式に間に合うようにしていただければ、なお新1年生の不

安は取り除かれ、安心して学校生活を送れるようになると思いますので、よろしくお願いを申し上げます。（「答弁もらったらいいでないか」の声あり）それについて、答弁をお願いいたします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 早期の改修というふうな御質問でございます。

これまで学校施設建設ですとか、老朽化ということもございまして、様々な課題に対応してきているところがございます。学校トイレの洋式化改修につきましても、早急な対応が必要とは十分認識しているところございまして、修繕等で臨時的に対応してきたところではございますけれども、議員おっしゃったとおり、特に大規模校で設置率が低くて、1基当たりの使用人数が特に高い学校もございまして、そういった状況を見ながら、また、特別支援教室も同じ階にあるなどの状況もございまして、そういった特にまだ学校に慣れていない、学校生活に慣れていない新入生の方に御不便をおかけするような、精神的負担をかけるようなことにならないように、できるだけ早急に対応してまいりたいと考えてございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 大変ありがたい質問であります。

たまたま教育次長がそういうような答弁をしたんですが、実は教育長との話し合いの中で、_____いかなかったものですから、3月中にできる限り早く新入生用に改修する案を教育長に指示したところであります。教育長が今後どのような形にするか、ちょっと打合せが足りなくて大変申し訳ないんですけども、ちょっと次長が_____休みだったものですから、打合せの

中身はちょっと承知していなかった。ぜひ御理解いただきたいと思います。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 大変ありがとうございます。早急をお願いを再度申し上げまして、次に進ませていただきます。

次に、北本町のアンケートについて質問させていただきます。

先ほど、駅前通り、南本町のアーケードの解体時に北本町の法人の方にもお話したという話でしたが、このときの補助金が出ているという、先ほどの答弁でありましたけれども、この補助金に関しまして、北本町の法人の方は受け取っていないのでしょうか。受け取ったのでしょうか。やっていないから受け取っていないものなのでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 平成26年頃の経済産業省の事業を使って南本町さんのアーケード撤去を行っているわけですが、北本町については、アーケード撤去ではなくて別の事業に活用したということでございますので、御理解いただければと思います。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 別の事業というものをもしお答えできるのであればお願いしたいと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 大変申し訳ございません。

現在アーケードにLED照明がついておりますけれども、LED照明と、それから立体駐車場がありますけれども、立体駐車場のエレベーター修繕等が入っておるものです。よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 この経過についてでありますけれども、両町内に申し上げて、北本町の商店街においては鉄骨の腐食が激しいということで、コンクリートのはかまで補強したというようなことがございます。

両方の商店街に、もし撤去するならば無散水消雪等で対応しなくてはいけないというようなことをお話しした経過がございます。北本町商店街からは、資金的な形で壊せないというようなことがありました。どうするのかということで、長寿命化の一種としてはかまをはかせてもらいたいということで、あそこの地中にコンクリート、行ってみると分かるんですけども、あそこにはかまをはかしている状況が、そのときの状況であります。それが長寿命化でありますので、当然、今回のような腐食が来るということは予測されたわけで、その後の維持のための町内会昭和会におけるアーケードの積立て等も行っていたという話を聞いたことあるわけですが、その件をきちっとはっきりしていただくということが、今後の撤去、あるいは戒告した内容である。一応団体の中は、かなり会員が少ない云々とは言っているわけですが、実際に法人という元請がきちんとありますので、その辺の法人の中身をきちんと整理していただいて、それによって今後の対応というようなことでの戒告だと御理解いただければと思います。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 内容は分かりました。

今現在、そういうことで腐食がまた始まっているということで、ネット等を張って安全を確保しているというお話なんですけれども、こちらは補修後に関しまして、今現在のアーケードの安全性というのは、どのくらいのレベルなの

か。答えづらいとは思いますが、全く大丈夫で問題なしなのか。やはり不安があるとは思いますが、どのくらいのレベルと考えているのか、お聞かせいただければと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 北本町のアーケードの現在の状況で御質問いただいたところです。

北本町の商店街から報告をいただいております設計事務所による調査報告書によりますと、アーケードの天井材の腐食が激しい、また、その天井材を固定している下地材の腐食が激しいということで、天井材の落下の危険性があるとの報告が1つ出ております。また、本体の構造部材の柱やはりに関しての鉄骨のさびの発生が著しく大きいと報告に出ておまして、ただ、構造計算上どうなるかというところまでの結論は出ていないのですが、建設当時の構造部材よりは劣化が進んでいて、その内容については、安全が確認できるという状況ではないと判断しているところでございます。

以上でございます。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 今、安全確保できないというのは、非常に大変なことだと、本当に早急に対応しなければならないことだとは思いますが、先ほど市長の答弁でも、南本町と同時にやる場合に自己資金が少ないというお話をいただきました。2月中旬に北本町の法人の方から庁内に、アーケード天板剝離事故とその後の対応についてというチラシが配られていたらしいです。1月4日から新庄市と協議を重ねていたということが書いてあるのですが、そのチラシの中に。協議した際に何らかの要望とかというものは、なかったものなんでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 アーケードの修理をしている法人との協議ということで、事故当時から法人の窓口となっている方と御相談させていただいている状況ではございました。その中でも、市としての許可権者から占有者に対しての命令で、文書の発出とそれに対応する内容について、先に対応をお願いしたいということでの協議をさせていただいたところです。また、その命令の中で、その履行期限までに実施できない場合は、代執行での対応も市としても考えていることもお伝えしているところでございますが、それに対しての要望等については、当然、占有者としての責任については、法人の方も御理解いただいているということで認識しておりますので、それに向けて準備をさせていただいているのではないかと認識しているところでございます。以上です。

番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） ちょっと時間も少なくなってきましたので最後の質問にさせていただきますけれども、アーケード本体の除去期限は4月30日としております。解体から全てを除去するまでの工期を何日ぐらいと見ているのか。また、不履行と判断するのは、30日から工期を引いた部分の判断になるのか。また、あくまでも4月30日という判断になるのか伺うのと、もう一つ、万が一ですけれども、不履行となった場合に関しまして、代執行を開始するのは4月30日以降という形になるんでしょうか。ちょっとお聞かせいただければと思います。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 本体のアーケードの撤去に関する命令に関しての期限といたしまして4月30日と期限を切らせていただいたところでございます。こちらにつきましては、メールを発送したのが2月4日で、それから2か月程度の

期間を取って、解体するにはその程度の期間が必要だということで、その期限を切って命令を発出したところでございます。それに向けて準備をしていただいているものと認識をしているところでありますが、その履行期限である4月30日をもって、履行されるかどうかの判断を市としてすることになると思いますので、もしも代執行であれば4月30日以降の実施となるものと認識しております。

また、先ほど市長からの答弁もありましたように、命令に対する履行期限に向けて、早期の実施に向けての指導も行いながら、それまでの実施に向けて指導を行いながら実施を促していきたいとも考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 4月30日以降というところはまだかなり時期があるという、もうかなり不安な気もしますけれども、何せよまず安全が第一だと思います。話を聞くと、市単独ではできないことではないというのが分かりました。相手があつての話のようですので、これからもさらに連絡を密に取っていただきまして、なるべく早急に、不履行とかのないよう、実言を実行できるよう取り組みしていただければとお願いを申し上げます。

続きまして、新庄まつりについてでございます。

先ほど、最初から補助というものは考えていないという市長の答弁がありましたけれども、実際のところは、製作する若連にとってはその予算というものが、予算というか、花もらいができるかどうかというのが一番の悩みなんです。というのも、私のところだと思っております。実際そこが収入源というものもありまして、結局コロナ禍が続き、個人のお宅に訪問することができるのか、できないのか。できない場合は山

車が造れないというか、害にもなりかねない。収入源であるところもございまして。実際のところ、まだ、やはりそうならなければ分からないということなんですけれども、実際用意できるのか、用意できないのか。昨年度1,000万円多くしての3,800万円という予算をつけて、令和3年度の予算をつけていたと思いますけれども、その財源1,000万円を増やす財源というものを、もしそういうことになればそれも考えなければいけないという答弁もありましたので、その辺を商工観光課長より、お聞かせいただければ。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 先ほどの市長答弁でもございましたように、現段階では、通常開催を目指す実行委員会の方針もあります。昨年度も途中からまん延防止が広がって、県のレベル、感染度合いがレベル4まで上がったということで、これは花もらいができないというふうな要望もございまして、山車連盟から要望があつて、実行委員会から市にそういった話があつたということで、検討した結果、補助金を上乘せしたということでございますので、現段階では、連盟も実行委員会も通常開催を目指すことで頑張っておりますので、そのレベルに達したり、また要望が出た段階で、そちらの財源、それから補助金については検討させていただければと思います。以上です。

9 番（佐藤文一議員） 議長、佐藤文一。

高橋富美子議長 佐藤文一さん。

9 番（佐藤文一議員） 結局通常開催できればいいんですけれども、急遽できなくなる。ドットコイ言えばそのとき財源がもうなくなるんですね、町内としては。造ってはいたけれども、実際花もらいできなくなっちゃいました。そのときの考えを伺っているんですけれども、確定ではないですけれども、そういうつもりがある

という言葉はいただけるのか、いただけないのか。課長からは難しいとは思いますが、実際私も計算してみたんです。先ほどもありましたけれども、今回、昨日、補正で企業版ふるさと納税寄附金プラス多くの企業から頂いたありがたい寄附金、それから2,603万円、こちらがまつり振興基金の積立金として可決されております。

一方、昨年増額された令和3年度の新庄まつり実行委員会の負担金というものが3,800万円。今回の巣鴨派遣事業の負担金として1,571万8,000円。この2つを足すと5,371万8,000円となるわけなんですけれども、例年2,800万円というものは、毎年一般財源からの歳出となっておりますので、これを引くとちょうど2,571万8,000円。最初に申しあげました今回の積立金、昨日決まった積立金2,603万円とはかったように同じような金額となるんです。これをそのままということはできないんでしょうけれども、この令和4年度の予算案では、基本、基金の繰入金金が2,078万8,000円ですので、やむを得ず縮小開催となった場合、約500万円というものを企業版ふるさと納税から基金に積立金をした残りの500万円、こちらを繰り入れることによって解決できると思いますね。山車の製作もスムーズに、巣鴨もスムーズに進行できると思うんです。それについて考えがあればお聞かせいただければと思います。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 昨日、基金の補正予算を可決していただきましたけれども、企業版ふるさと納税の用途と、また、まつりの寄附をいただいた基金の意味合いがちょっと違いますので、その辺は誤解のないようにしていただければなと思います。必ずしもその企業版ふるさと納税の基金を活用するということが、まつりの実行委員会のほうにするとということではございませ

るので、御理解のほどよろしく申し上げます。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

山科春美議員の質問

高橋富美子議長 次に、山科春美さん。

(7番山科春美議員登壇)

7番(山科春美議員) こんにちは。

3月定例会の3番目に質問させていただきま
す。議員番号7番、起新の会の山科春美でござ
います。

3月定例会3番目、そしてまた今日は3月3
日ということでひな祭りということですので、
女性議員の1人としてこれから質問させてい
たきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、教科書の採択について質問いたしま
す。

令和2年が教科書採択の年でしたが、あと2
年後、令和6年に採択の年を迎えます。平成18
年に教育基本法が改正された際に、伝統と文化
を尊敬し、それらを育ててきた我が国の郷土を
愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和
と発展に寄与する態度を養うこととの文言が明
記され、愛国心を育てるとということが重要な論
点となりました。この改正を受けて、教育現場、
歴史教科書においても自虐史観から脱却するこ
とを目指すことになりましたが、当地域におけ
る歴史教科書についての考え方をお伺ひいたし
ます。

1つ目として、調査員の定員の人数や採択委

員の構成メンバーについて。

2つ目が、中学校の歴史教科書は、どのように採択されているのですか。

3つ目、歴史教科書の採択において、教育基本法第2条第5号の日本の伝統文化を尊重し、日本の誇りを持てるという部分をどのように認識し、歴史教科書の採択を行っているのですか。

2つ目の質問としまして、アンガーマネジメントの活用についてということですか。

アンガーマネジメントは、怒りの感情と上手に付き合うための方法として、1970年代にアメリカで始まったものであります。現在、他の教育現場や職場、その他、人間関係のカウンセリングやアスリートのメンタルトレーニングまで様々な場でこのプログラムが導入されているところも多いようですが、当市での活用についてお伺いいたします。

1つ目、教職員研修へのアンガーマネジメントプログラムの導入について。

2つ目、市職員研修へのアンガーマネジメントプログラムの導入についてということですか。

3つ目の質問なんですけれども、2022年4月、今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることについてということなんですけれども、今年4月から、民法で定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。少子高齢化を背景にし、自立心を持たせ、積極的な社会参加を促す目的ということで、明治以来140年以上続いた大人の定義が変わります。今まで民法では、未成年者が法律行為、契約などをするときには、その法定代理人、親、法定代理人の同意を得なければならないとされていますけれども、今年の4月からは、成年になればその同意が不要になります。また、親権に服さなくなるために、父母が成年に達した子に対して、契約などを代わって行ったり住むところを決めたりする身上監護権、子供の財産を管理する財産管理権という必要もなくなります。契約のルールに関する知識や社

会経験が乏しい成年を狙って悪質な業者が近寄ってくる可能性も指摘されています。

そこで質問ですが、中学校の授業で成年となることの意味や発生する責任、契約に関する様々なルールなどについての学ぶ機会は、どのようにされていますか。

ということで、以上、質問させていただきます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

大きな3つの御質問のうち、教育委員会に関わるものについては、教育長より答弁させていただきますので、私からは、2つ目の御質問の中の市職員研修へのアンガーマネジメントプログラムの活用についてお答えさせていただきます。

アンガーマネジメントにつきましては、平成29年6月、全職員を対象とした職員健康講座として外部講師を招いて研修を実施し、全体の8割以上に当たる233名の職員が受講しております。また、山形県市町村職員研修所で実施している職階別の職員研修においてもアンガーマネジメントに関する内容が取り入れられております。研修の内容といたしましては、怒りの感情に上手に向き合うことを通じて、思考や行動をコントロールするスキルを身につけるとともに、ストレスとの向き合い方を意識することで、心身における健康を保持するというもので、受講した職員からも高い評価を得ました。今後も機会を見て実施してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 初めに、教科書採択についての御質問にお答えします。

教科書は、都道府県教育委員会が、市町村の

区域を単位として設定する採択地区ごとに同一の教科書を採択することとされており、本地区では、最上地区教科用図書採択協議会を設置して、小中学校それぞれ4年に1回、採択事業を執行しております。調査員の人数は、教科ごとに3名から6名で構成されております。採択協議会の委員は、各市町村教育委員会代表教育委員3名、各市町村教育委員会教育長8名、保護者2名、生涯学習関係者2名、計15名で構成されております。

中学校の教科書、歴史の採択方法ですが、採択協議会から委嘱された社会科の6名の調査員が、送付された見本本全ての教科書の主な特徴について調査研究を行い、結果を協議会に提出します。採択協議会は、報告の内容について、山形県教育委員会の選定資料や法定展示における一般の方の意見などを参考にしながら協議し、教科書を選定します。その後、各市町村教育委員会で議決を行い、教科書を採択します。

日本の伝統文化についてですが、教育委員会では、採択協議会に対し、教育基本法で示されている伝統と文化の尊重を含め、これからの社会で生きる力をつけるために学習指導要領の内容に基づいていろいろな視点から検討をいただいているところです。今後も社会科の必要な資質、能力を身につけられるよう、事業を充実させてまいります。

次に、教職員研修へのアンガーマネジメントプログラムの導入についての質問にお答えします。

教職員の研修につきましては、主に県が実施しており、市内の教員もキャリアステージに応じてアンガーマネジメントも含めた研修を受講しております。

教育委員会においては、市校長会の中で、全国の事件事案を例としてアンガーマネジメントの重要性を確認し、体罰や不適切な言動の未然防止のために指導を行っております。

各学校においては、教職員の心理的な負担を軽減し、子供とよりよい関わりを持てるようにするためにアンガーマネジメントについて職員会議で周知したり、具体的な実践方法を資料として配付したりするなどして、アンガーマネジメントへの意識を高めております。

校内での研修の中で、生徒役、教師役になって生徒指導の場面でロールプレイすることで、具体的な指導の在り方を教師が第三者の視点に立って振り返っている学校もございます。子供たち一人一人が安心して学校生活を送るためにも教職員の心の安定とよりよい指導の在り方を探る一つの視点として、様々な場面でアンガーマネジメントを意識した指導を行ってまいります。

最後に、中学校での成年となることの意味や発生する責任、契約に関する様々なルールを学ぶ機会についての質問にお答えします。

市内の小中義務教育学校では、発達段階に応じたキャリア教育や自分の生き方を考える学習を行っております。成年に向けた節目について考え、自分の生き方や将来の夢についてまとめ、発表する学習として、保護者を招いた2分の1成人式や立志式などを行っている学校もあります。また、小学校高学年の社会や、中学校の社会の公民の授業の中で、18歳から選挙権があり、責任ある一人の大人として判断や行動をする大切さを学習しております。

消費者教育については、中学校の社会の公民の授業の中で、契約や消費者の権利、消費者問題への対応に関しての法律や制度などについて学習しております。

また、小学校高学年の家庭科の授業で買物の仕組みを学び、中学校の技術家庭科の家庭分野で売買契約の仕組みや、消費者被害の背景、クーリングオフ制度などについて、より具体的な事例を基に学習しております。さらに、講師を招いた研修会を実施した学校もあります。今後

も成年となることの意味や消費者教育について、児童生徒の発達段階や社会の状況を踏まえた指導を続けてまいります。

以上であります。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 御答弁ありがとうございます。

最初、教科書採択についてということなんですけれども、4年に1回ということで、採択地区が最上地区採択協議会ということで、最上8市町村の教育委員会でされるということで理解させていただきました。

採択協議会というのは、教科書の採択は令和6年ということなんですけれども、その時期に採択された、国で採択された教科書が来てから始めるという形でしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 最上地区の採択協議会ですが、基本的には毎年協議会を設けるという形になっております。それで、4年に1回、または学習指導要領が変わって教科書が変わるとか、それは大体4年に1回選定するんですが、そのときに大きく調査研究をするという形で、組織そのものとしましては、その4年間同じものを使うという前提ではありますが、採択協議会の組織として会議はしております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 4年に1回ではなくて毎年されているということで、大きくその調査をするときに教科書採択のときということで分かりました。ありがとうございます。

私の所属するとか、幸福実現党でもこの学校教育について関心があって、いろいろ提言とかもさせていただいているんですけれども、1つは、歴史教科書をすごく重要視しているも

のでございます。日本の誇りを取り戻す運動を進めておりますけれども、その柱となるものが、さきの大東亜戦争に対する歴史認識です。これは日本の子供たちの愛国心を育てる上で、大変重要な部分であります。審議される対象の教科書は、全て文部科学省の検定を通過したもので、どの教科書も採択しても法的には問題はないのですが、詳細を見てみると、特に歴史認識についての考え方が各社異なることが分かります。例えば育鵬社というものの2015年の大東亜戦争の意義についてなんですけれども、アジア諸国で独立の希望を与えた部分が、以下のように明記されています。ちょっとだけ教科書の引用を2つだけさせていただきます。

1つなんです、長く東南アジアを植民地として支配していた欧米諸国の軍隊は、敗戦から半年でほとんどが日本によって破られました。この日本軍の勝利に東南アジアのインドの人々は、独立への希望を強く抱きましたとあります。

また、欧米諸国の支配から独立を求めていたこれらの植民地は、戦争が終わった後、10数年間の間、次々と独立を勝ち取ってきましたということで、これは引用なんですけれども、引用を終了いたします。

私自身も本当に戦争とかは、今本当にウクライナとかでもいろいろありますけれども、美化することには否定的な考えを持っておりますけれども、やっぱり子供たちを戦争に巻き込みたくないという気持ちは、本当に3人の子供を持つ母親としてもちろん持っております。しかしながら、やっぱり先人の方々が命をかけて国のために戦ってきたこと、また、アジアの人たちへの独立の希望を与えたこと、その結果、アジアだけではなくアメリカの植民地の人たちが次々に独立を果たしたことを考えることは、次の世代の子供たちに誇りを持たせ、日本だけではなく世界に対して責任を持たせる上で、非常に大切な論点だと評価しているところでござい

ます。

一方、2011年度、ある教科書には、以下のような記述があって、逆に子供たちの愛国心を失わせるような印象があります。ここで、もう一つの教科書の引用をさせていただきます。

徴兵制や強制連行によって戦地に送られたり、苛酷な労働を強いられたりしたのは男性だけでなく、女性も含まれていました。さらに広島、長崎で被爆した朝鮮人、日本軍として占領地での終戦を迎え、戦争犯罪人とされた朝鮮や台湾の人々もいました。こうした人々の中には、個人の立場から、日本政府や企業などに謝罪と補償を求めている人もいますと教科書にあります。引用を終了いたします。

これらの戦後補償の問題について、既に国家間の問題で解決済みであるんですけども、本来教科書で取り上げられるような内容のものではないにもかかわらず、明記されていることについて大きな疑問が残るところであります。

いろいろあるんですが、全てお伝えすることはできませんけれども、やはり愛国心を育てるという立場からいうと、はっきりとそれぞれの会社の立場が分かると思います。そうした中で、新庄市としては、特に歴史教科書の採択に当たり、愛国心を重要視していただきたいと強く願うものですが、もちろん新庄市地域を愛するということもそうなんですけれども、そのあたりはいかががでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 今、具体的に教科書の内容を示していただいたんですけども、議員おっしゃるように、教科書につきましては、文科省で検定調査というのがございまして、その基準の一つに公正中立で妥当な内容であるかというのが一つの視点になっております。ですので、検定を通った教科書そのものについては、表現としては全て妥当であると国が判断していると

まず捉えているところであります。

それで、先ほどの具体的な詳細がございましたけども、やはり事象といいますか、学説とかということについては、歴史上については議論が分かれているところも正直ありまして、客観的とか、中立であるとか、そういったことをいまだに議論されているようであります。そういう場合については、政府の見解とか、それから、例えば過去の反例とか、そういうものを併記することで、偏りなく、バランスよく表現しているというところがあるようでございます。いずれにしてもその事象だけではなくて、例えば子供たちに合った教科書というか、主体的になる、学べる教科書といういろんな視点で選んでおりますので、それについて、それぞれの教科書のよさについて報告いただいて、選定しております。

最後に、愛国心ですが、どの教科書も愛国心は学習指導要領に載っていますので、取り上げております。新庄市の子供たちは、直近の3回全国の状況調査によりますと、自己肯定感といいますか、非常に高いんです。愛国心といいますとふるさと学習とかにもつながってくるんですけども、それについては、国よりも毎年高いポイントで、結果としてですが、出ているということで、社会科だけではなくていろいろな面で育てていきたいなと思っております。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

新庄市の子供たちが、地域を愛する心、また、国とか、この日本とかも愛する心があって素晴らしいなと思います。本当に日本中の子供、大人、また、学校の先生たちの調査もそうなんですけども、全体的にほかの国から見ると自己肯定感がすごく少ないと言われておりますので、新庄市の子供たちがそうやって自己肯定感があるというのは、本当にもう先生方の努力であると思

いまして、すばらしいなと思います。

あと一つ、ちょっと教科書のところなんですけれども、やっぱり本当に正しい歴史を子供たちに教えるために、ぜひともこの偉人教育が必要だと思いますけれども、今、歴史教科書から、例えば坂本龍馬とか、偉人の方たちの名前を消す案が出てきているということなんですけれども、そういったところはどうかということなんですけれども、この間、明倫学園のちょっと視察とかに行かせていただいたときには二宮尊徳像とかもあって、やっぱりまきを背負って、本当に本を読みながら頑張ったということなんですけれども、その二宮尊徳の名前も教科書からなくなってくるみたいな話もちょっと聞いたところがあります。こここのところずっと採択で使われているところの歴史教科書を少し調べさせていただいたんですけれども、偉人の神武天皇、仁徳天皇、それから二宮尊徳も勝海舟だとか、様々な一覧があるんですけれども、偉人教育、偉人とされている方々が、18人から多くて23人とかが削除されているという、ちょっと資料もございまして、全然まだ削除されていない出版社もあるということです。そういうところもあって少し何か気になっていたところなんですけれども、その状況を踏まえて、今後そういったところも偉人の教育、やっぱり人の一生懸命頑張った姿を見て子供たちが学べるということもあると思います。偉人の存在を学びつつ、国を愛する心を養う。また地域を愛する心を育てるということではなくて、やっぱり他者への礼節や先生方、また、両親、先祖の皆様への感謝の思いだけではなくて、やっぱり本当にこの地域、この新庄に生まれてよかったなとかと思える幸福感を醸成することもできると思いますけれども、そのあたり、どうなのか。ぜひ教育長の御見解を伺いたと思います。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 社会科の場合は、小学校なんかは特に代表的な歴史的人物を通して歴史学習を学ぶという、そういうふうなスタンスがあるわけですので、その辺は、代表的な人物を通してながら勉強するというは大変大切なことだと、それは学習指導要領でもそう言っていますので、それは大事にしていきたいなと思います。

ただ、歴史というその推移も、例えば鎌倉幕府を私たちは、いい国つくろう鎌倉幕府なんて1192年と覚えたのが、あれだって違うんじゃないかという説が出てきたり、教科書によっては肖像画が、これは別人だったよといういろんな話まであったりして、いろいろ歴史というのは非常に難しい問題もはらんでいるということもあるので、その辺を一応各教科書会社はそういうことを通しながら、それぞれの採択時期には、見本本を通していろんな記述内容を検討して出されてきていることですので、その内容を十分検討しながら採択されたものでありますので、私自身もいろんなことの意味も十分分かるんですけれども、その辺も大事にしなければいけない部分を忘れずに、そして、やらなければいけない部分もそういうことを大事にしながら、これからは教科書を採択し、そして事業に当たってほしいなと思っています。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。

やっぱり本当に教育は本当にすごく大事で、今、教育長自らお話ししてくださって、すごく教育は本当に大切に、いろいろ本当に思って地域の子供たちのために頑張ってくださいありがとうございます。

やっぱり身近な教科書から本当に正しい歴史観問題を通して、やっぱり誇りを持つ、自己肯定感を持って、やっぱり日本、また地域、新庄を愛せるような子供たちに進んでいただきたいと思います。

ちょっとこちらは終わりました、次なんですけれども、アンガーマネジメントの活用についてということで、教職員の研修とか、また、市職員の研修でもやっていて、高い評価を得たということだったので、やっぱりちょっと身近な話題というか、すごくいい評価がある研修なのじゃないかなと思います。

学校の先生方も本当に今いろいろタブレットの教育とか、英語教育とか、本当にいっぱい、これまでの事業のプラスアルファなどいろいろな抱えておられる仕事で、何かすごく本当に大変だと思いますけれども、ぜひ本当に頑張っていたきたいなと思います。

また、本当に市職員の皆様方ももう本当にたくさんさんの高度化とかというか多様化する住民ニーズの社会経済情勢の変化の中、市の職員の方々も本当に頑張っておられると思いますけれども、本当に中間管理職の方も本当にストレスも多いところもあるんですが、本当に大変なことだと思いますけれども、ぜひ本当に頑張っていたきたいなと思います。

ちょっと質問なんですけれども、そのアンガーマネジメントのところで、学校というか、子供たちへの導入はお考えでしょうかというところなんですけれども、青森県の八戸市の小学校があるんですけれども、高学年を対象に、授業の年間計画に総合学習として年5回導入されていて、全国的にも珍しい取組ということです。同校では、人間関係を良好にするコツを知ることによって子供同士のトラブルを未然に防ぐことができるということで、2020年から導入されているということです。この小学校の授業の様子をリモートで御覧になった八王子市の教育委員長、委員会が、これは大変いいということで、教育委員会を挙げて導入を決めたということもあります。

新型コロナウイルスの感染症の影響によって、各学校では、様々な教育活動が制限されるだけ

ではなく、マスク着用により、互いの表情が見えにくいということで、児童生徒同士の人間関係づくりに影響が生じていると聞いております。今後も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、アンガーマネジメントの手法も含めて、良好な人間関係をつくるためのスキルを児童生徒に身につけさせるということも大事なのではないかと思います、いかがでしょうか。

高橋昭一 学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子 議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一 学校教育課長 アンガーマネジメントの八戸市のプログラムといますか、専門的なお話も伺いました。学校においては、そういう言葉だけではなくて、例えば心のコントロールとか、それからストレスの対処とか、それから怒りとか、不安とか、悩みとかがあったときの対処の仕方とか、伝え方とか、そういったことについては、授業の中でも保健などで取り上げております。ただ、その専門的なプログラムをやっている学校はまだないんですけれども、非常に重要だと思っています。ただ、児童生徒に対する指導については、必要感もありまして、実はいろいろな場でやっているのかなと思います。例えば、いわゆるソーシャルスキルトレーニングとかということで、自分の気持ちを伝えることが苦手な子供さんなんかは、具体的にそういった学習をしています。また、発達に課題を抱える、困り感を持っている子供さんなんかは気持ちのコントロールなんかでは、このアンガーマネジメントは取り入れているところでもあります。学級活動で取り上げたり、そういうコントロールの仕方とかをやっている学校もありますので、これからの社会にやはり必要なスキルだと思いますので、特別その専門的なプログラムではなくてもいろいろな場でこの要素を取り入れた学習はやっていきたいなと思っていますところでもあります。

7 番 (山科春美議員) 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番(山科春美議員) ありがとうございます。いろいろな場所でやっているということで、それは本当にいいことだと思います。

いじめであるとか、結果的にいじめとかで不登校になってしまったりとか、いろんな課題がありますけれども、そういう子供たちが、よくよくだどっていくと、怒りのところとか、相手のことをよく考えずにちょっと乱暴な言葉を吐いてしまったみたいなということが、一つの導入になっていることが少なくないと思いますので、そういう意味で怒りとかをいかにコントロールするかということで、学校においても良好な人間関係を構築する上で、すごく意義深いということも思います。いろいろやっているということでよかったと思います。

でも、この怒りというところなんです、私も民間企業とかにいろいろ勤めていたときもあるんですが、振り返ってみると、やはり叱ってくれる上司によっていろいろ学んだというところもあったなと思いますが、非常に自分に対して厳しかった上司は、その時代に自分が学んだことがすごく多かったなということもあって、その辺をどのように整理すればいいのかなとも思ったんですけども、やっぱり感情があふれて怒るというのがちょっと違って、でも共同の怒りというか、教え導くための怒りというのは、すごくそれは大事なのではないかと思いますけれども、でもやっぱりストレスとかによる、そういった怒りとか、感情があふれるようなその怒りというのは、なくしていけるような一つのプログラムであればいいのではないかなと思います。本当にちょっとストレスの多い時代でありますので、子供だけではなくても大人たちも、本当に叱り方とか、感情のコントロールを学ぶということもすごく大事なのではないかと思います。その八戸のところもそうなんですけれども、学校の先生方もやっているんだっ

てとか、また、例えば市役所の職員の方もやっているんだってみたいな形で、その中で、地域でも市民を対象とした活用、市民講座でもそういうのをやったりとか、子育てセミナーに使ったりとか、そういった事例とかもありますので、ぜひそういったところは検討していただきたいなと思います。

それでは、最後の成年年齢引下げということなんですけれども、小学校、中学校でも様々な契約に対するルールとか、大人になるための自覚とか、2分の1成人式とか、立志式ということでやっぱり将来の夢を語り合っているということで、すごくいいことだなと思います。

その中で、そうやっているということなんですけども、消費者庁で令和2年度の事業として、中学生を対象とする消費者教育プログラム開発に関する検討会というのがあって、次の2つのプログラムを作成したということなんです、1つ目が契約編、買物トラブルはなぜ起きる。2番目、批判的思考力編ということで、事実と異なる情報に惑わされないためにということなんですけれども、そういった中学校を対象としたその契約、消費者教育のところで行っているプログラムもあるようでしたけれども、そういったこととかの導入とかは考えてはいらっしゃらないでしょうか。よろしくお願ひします。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 成人成年年齢について、消費者関係の学習というのは、学校では社会科とか、家庭科とか、学習指導要領の中で位置づけられているものであります。ですので、授業の中では取り上げている状況であります。先ほどの消費者庁の年間何時間かかけてやる内容につきましては、そういう専門的なプログラムを今取り入れてやっているところは聞いてはいないです。ただ、その成年に関することにつつま

しては、例えば主権者教育とか、もっと大きく言えば責任と義務とか、主権者、選挙とか、そういう主権的な話の中身と消費者と様々な要素がありまして、もっと言えば税金とか、裁判とか、様々あるんですけども、消費者だけで年間5時間とかなり時間が厳しいのかなと思います。優先させる形で、必要であればやはり消費者についてトラブル防止ということで事例も選びながら活用していくことが考えられるのかなと思っていますところでありませう。

以上でございます。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。いろいろ本当に学校の学習、指導要領にのっとりやっぺいらっしゃるということなので、でも何か必要となればちょっと検討されるということで、ありがとうございます。

先日、読売新聞の新聞記事なんですけれども、お父さんが20代でちょっと頭髪が薄くなつてしまったということもあって、自分がそうなる、自分もそうなるのではないかと心配して、もう軽い気持ちで検査を受けたところ、5年後に危ないみたいと言われて、何かちょっと薄毛予防で150万円ぐらい、若い人がもうかかってしまったということも新聞に載っていました。

また、若い方というのは、やっぺり異性に好かれたいとか、やっぺり立派な会社で就職したいとか、ビジネススキル向上などのそういった思いもあって、将来の容姿への不安とか、願望を狙つての契約などで巧妙に近づいてくるトラブルもすごく多いようであります。やっぺり独りで抱え込むというのがすごくいけないことなんですけれども、何かトラブルがあつたときの相談体制について、当市ではどのようにされているでしょうか。

伊藤幸枝市民課長 議長、伊藤幸枝。

高橋富美子議長 市民課長伊藤幸枝さん。

伊藤幸枝市民課長 消費生活に関する市の相談体制についてお答えさせていただきます。

正面玄関に市民相談室がございますが、その中に新庄市消費生活センターを設置しております。国家資格を持った消費生活相談員が、契約トラブル、また、多重債務、訪問販売といった内容に関する相談に応じております。

また、県の最上総合支庁にも最上消費生活センターがございます。また、県庁には、山形県消費生活センターもありまして、特に悪質な商法については、警察とも連携を図るなど、関係機関と連携を取りながら相談に応じているところですよ。

また、全国のそういった地方公共団体の消費生活センターと、それから国の国民生活センターがP I O - N E Tという独自のネットワークで結ばれておりまして、全国の相談処理は、全てこちらに記録されております。そういった全国のネットワークを活用しながら、相談業務の参考とさせていただいております。

また、4月から18歳が成年ということで、かなり市民課でも高校生を対象に、今年度12月に市内の高校5校の3年生に対して、こういった啓発のパンフレットをお配りさせていただきました。本来は出前講座なんかもしたかったところなんですけど、コロナの影響もありまして、来年度以降、そういったところも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） ありがとうございます。いろいろ相談体制もがっちり組まれているようでよかつたと思います。

188でしたか、消費者ホットライン、消費センターというものもありますので、やっぺりそういった何かあつたとき、本当に独りで抱え込まないように、市でも県でもがっちり受皿を用意してくださっているようなので、そういった

ところもいろいろパンフレットみたいなのも高校生に渡してくださったということなので、本当によかったと思います。でも、やっぱりみんなで気をつけて見ていかなければいけないなどというところもあると思います。

最後に、成年年齢が18歳になるということなんですけれども、新庄市の成人式は、どのようになるのかということでお伺いさせていただきます。何歳で成人式をするのでしょうか。よろしくをお願いします。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

高橋富美子議長 社会教育課長渡辺政紀さん。

渡辺政紀社会教育課長 来年度の成人式につきましては、これまでどおり、対象者が二十歳、または21歳になっている学年の方々を対象に8月に実施したいと考えております。市の成人式につきましては、式典の開催によりまして成人としての自覚を促すとか、ふるさと意識を醸成していただくことを目的としておりますけれども、また、一方で高校などを卒業した後に、進学や就職によって会う機会が少なくなってしまう旧友たちとの再開の場として懇親を深める場としてもその機会を設けたいということで成人式も開催させていただいておりますので、そのようなことを考えているところでございます。

また、ちなみにでございますけれども、国で成年年齢引下げによる成人式の実施についての調査が行われておりまして、この1月に結果が示され、全国でおおむね9割以上の自治体において、成年年齢の引下げに伴い、成人式の対象年齢も引き下げるというよりは、これまで同様の対象年齢により、同時期によって成人式を開催する予定であるという回答をいただいたという調査結果が出ておりますので、また、県内の近隣の自治体の状況を見ておりまして、これまでどおりの対応と考えておりましたので、市といたしましてもこれまでどおりの対応とさせていただきますたいと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

7 番（山科春美議員） 議長、山科春美。

高橋富美子議長 山科春美さん。

7 番（山科春美議員） 新庄市はこれまでどおりということで、やっぱり本当に高校を卒業して旧友との再会の場というのは、本当にそうだなと、私も本当にそのときそうだったなと、久しぶりに会ってよかったなと思いましたが、分かりました。20歳から21歳の8月ということで分かりました。ありがとうございます。

本当に自由には責任を伴うということですが、様々なトラブルに巻き込まれないように、また、何かあっても救済策も整えていく上で、今後、社会を支える若い方たち、子供たちが、やっぱり自信と誇りを持って地域を愛せる成年となって活躍する姿を私たち大人も今後も注視しながら、皆さんで育てながら、新庄のよき未来をつくっていったらなと思います。

また、最後に、本当に今年退職される職員の皆様方、また、今まで本当に市勢の発展のために御尽力されてこられたことに心より感謝申し上げます。何か去年も言わせていただいたんですけども、まだまだすごくお若いのですでもう本当に生涯現役で絶対活躍して、まだまだ大丈夫なので、健康で活躍されることを祈念させていただきます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

高橋富美子議長 次に、佐藤悦子さん。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党を代表して一般質問を申し上げます。

1番として、新型コロナの急速な感染拡大から市民の命を守るためにということです。

オミクロン株の感染力は非常に強くて、新庄市内でも1月は1人とか3人とかとずっと行ったのに、2月16日には陽性者の数が突然9名になり、そして老人福祉施設のクラスター、それからずっと連続2桁、そしてこのような状態で、27日には32人にも陽性者がなり、この中では雪まつり後の飲酒が原因ではないかとか、市内飲食店でのクラスター発生、さらに障害者施設でのクラスター発生ということで、山形県内でもほかの町村にないぐらい非常に感染が広がっています。持病を持つ方などは、こういう中で命を落とす方が全国でも出ており、非常にその数が増えています。

そこで、重症化リスクの高い高齢者などを中心に3回目のワクチン接種の必要量の確保と接種を急ぐ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者施設や医療機関に対しての定期検査と無症状者を対象に、いつでも何度でも無料で受けられるPCR検査を行う体制が、本市では確保されているでしょうか。

それから、有症者を自宅に置き去りにせず、重症化を防ぐ医療を提供するために、市としても医療機関との連携が図られる必要があると思いますが、どうなっているのでしょうか。自宅療養者への食料・日用品の提供体制の整備はいかがでしょうか。

また、地域医療構想による県立新庄病院の病床削減は撤回させて、病床確保と宿泊施設の確保、保健所体制の強化を市は要請するべきでは

ないでしょうか。

それから、飲食関連業者の皆さんが、3月をもって廃業するという方がたくさん出ておられます。関係者の関連業者の実態を市として調べ、継続支援を直ちに行うべきではないでしょうか。

大きな2つ目の質問です。

子供の人権と、災害避難者の排泄の尊厳を守るために、小中学校のトイレは、直ちに洋式化すべきということについてです。

先ほど、佐藤文一議員からも大変すばらしい質問がありました。そこで、重なるところもありますが、総務省の統計で、住宅の洋式トイレの保有率は約90%だが、小中学校の洋式率は57%という数字がありました。本市の小中学校の洋式率はどうなっているのでしょうか。災害が起きたとき、避難所として学校が使われる場合があるわけですが、高齢者、障害者などの避難者の排せつの尊厳を守る義務が果たせるのでしょうかということをお願いします。

2つ目は、子供の7割が便秘の問題を抱え、学校のトイレの劣悪な状況が大きく起因していると言われております。子供が排便を我慢してしまうことがあるというのです。理由は、汚くて臭い、和便器が嫌だなど、和式から洋式に替えること及び床を湿式、ぬれた状態から乾式、いつも乾いた状態に変えることで、感染予防上もよくなり、節水もできるそうです。そして、子供たちの清掃教育もしやすくなるとのことです。金山町も真室川町も小学校では、便器の数を減らすことなく、財源はコロナ交付金を使って全部洋式化しているとお聞きしました。これは新庄市も直ちにできることではないでしょうか。

大きな3つ目の質問は、雪から市民の命を守るために質問します。

今年、雪下ろしができずに亡くなった方は、お聞きすると、市の制度上、市の支援を受けられなかった方でした。残念でした。高齢者世帯

への雪下ろし支援の条件の緩和が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、屋根の雪を下ろした雪の排雪が必要な場合も多いわけですが、その支援が今の制度ではできないようです。その支援ができるように改善もすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな4つ目の質問です。

ジェンダー平等実現のためにです。

ジェンダーとは、生物学的性別ではなく、社会的、制度的、文化的につくられてきた性差を指す概念的な言葉です。ジェンダー平等社会とは、多様なそれぞれの人が、その人らしく生きていくことが大事にされている社会です。共に家事や家族のケアを支え合い、相談し合える同士の心地よい組合せ、あるいは結婚しないことも含め、自立して生きていける保障が、ジェンダー平等です。

世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダーギャップ指数を見ると、日本は、2021年、156か国中120位です。日本の男女の賃金格差は、生涯賃金で1億円にも上るという状況です。その要因は、管理職比率の低さ、非正規化による貧困化、保育や介護など、女性の多いケア労働の賃金が低く抑えられていることなどにあります。男女の賃金格差解消に向けての本市の対策について伺います。

また、総務省は、昨年度から、交付税算定における人件費削減率を廃止しました。本市も正職員化に必要な人員増ができます。産休や育児休業を取得する人数を安定的な正規職員増で対応することについては、どうでしょうか。

また、企業の非正規雇用者の賃上げに中小零細業者への税減免や助成などの支援の強化はどうか。

ここで申告書に「女性従業員の賃上げの」というところを書いてありますが、これは間違いでありましたので、カットさせていただきます。

女性従業員だけを賃上げさせるわけではないので、ここはカットです。

そして、最低賃金を時給1,500円に引き上げさせる運動をこの地方から進めることはいかがでしょうか。

次に、コロナ禍による女性の貧困が深刻化し、失業、DV、自殺が増えています。支援のために相談体制の拡充が必要と思いますが、いかがでしょうか。

また、市の公共施設の一部に、トイレに生理用品の設置が行われてありました。大変ありがたいことだと歓迎されています。女性の人権やプライバシーを守るために、全ての学校のトイレ、公共施設にナプキンを設置してはどうでしょうか。

次に、市役所本庁舎のトイレに完全な仕切りを設けて、男女別にしてプライバシーを保護してほしいという声がありますが、どうお考えでしょうか。

5つ目の質問は、米と農業を守るためにです。

米1俵当たりの生産経費は、平均1万5,000円を超え、農家の大多数が赤字となっています。生産者米価の大暴落を打開し、米価を回復させる必要があるのではないのでしょうか。コロナで生じた過剰米を国の責任で買い上げ、市場から切り離す。買い上げた米を子ども食堂など、生活困窮者などに無償で提供する仕組みをつくる。ミニマムアクセス米の輸入を削減し、個別所得補償の復活など、米の需給と価格の安定に政府が責任を果たすよう、市として強く求めるべきではないかと思いますが、御見解を伺います。以上です。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、高齢者に対する追加接種の御質問で

すが、国は、65歳以上の高齢者については、2回目接種後7か月以上経過した後に追加接種が可能としておりましたが、医療従事者や高齢者施設などの入所者などへの追加接種について一定の完了が見込まれる場合は、6か月で追加接種を実施するよう通知がありました。

この通知を受けまして本市では、一般の高齢者に対する追加接種につきましては、2月1日から開始しており、現在は6か月を経過した方に順次接種券を送付して接種していただいているところであります。また、64歳以下の方も、3月1日から追加接種を開始しております。

ワクチンの必要量の確保につきましては、現在国から5月中旬までの供給見込み量が示されており、追加接種の対象となる方全員に必要なワクチンは確保できるものと推測しております。今後も接種を希望する方が、可能な限り迅速に接種できるよう、接種体制を維持してまいります。

次に、PCR検査の検査体制に関する御質問ですが、高齢者施設や医療機関における検査につきましては、保健所の主管する業務となっており、医学的な見地から、検査対象者の選定や検査の時期、検査の頻度を決定し、適切に実施していると伺っております。

また、感染の不安がある無症状の方に対しては、県の感染拡大傾向時の一般検査事業による委託を受けた調剤薬局やドラッグストアなど、88の事業者が無料で検査を実施しており、このうち新庄市内では、5つの調剤薬局で予約制により検査が実施されております。各調剤薬局の検査方法につきましては、PCR検査と抗原検査の両方が実施できる施設が1か所、抗原検査のみ実施できる施設が4か所となっております。市といたしましても希望する方が検査を受けることができるように、体制の強化を市長会などの機会を捉えて県に要請してまいります。

次に、医療機関との連携に関する御質問です

が、最上保健所が事務局となり、最上地域新型コロナウイルス感染症対策会議が開催されております。この会議には、医師会、県立新庄病院、最上管内の公立医療機関や民間医療機関、薬剤師会、最上管内の市町村などが構成員として参画しており、この場において、最上地域全体の感染状況の情報交換や感染拡大防止に向けた取組方針を協議しております。会議では、県立新庄病院への患者の一極集中を避け、最上地域の医療のとりでを堅守していくため、県立新庄病院以外の医療機関に対し、今後、濃厚接触者へのPCR検査体制に協力していただくことや発熱外来の窓口を設置していただくこと、遠隔診療制度を導入していただくことなどについて、関係機関と調整を図っております。

また、自宅療養者の支援に関する業務につきましては保健所の担当となっており、最上保健所では、自宅療養となった方に対し、事前に日用品や食料品の配送の希望を聞き取り、希望される方に対しては遅くとも療養開始後2日目までに配送し、医療機関においては電話診療を実施し、さらに、薬剤師会においては自宅へ処方薬の配送を指示するなど、関係機関が連携し、自宅療養者の支援を行っております。

新庄市役所の健康課への連絡は、個人情報関係で細かな情報は入っていないということをお知らせしております。

次に、県立新庄病院の病床確保などに関する御提案ですが、新しい県立新庄病院における病床数につきましては、県が、将来の最上地域の人口推計を基に医療サービスの需給状況を見据え、積算したものであります。最上地域については、2次医療圏別に見ても全国的に医師数が少ない地域となっており、今後の新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症病床の逼迫も懸念されておりますので、改築後も最上地域における医療が安定的に供給されるよう、県に要望してまいります。

宿泊療養施設の確保については、保健所において各家庭の状況や症状により、施設療養か自宅療養かを決定しておりますが、自宅療養をされる方が、体調の急変や家庭内での感染に対応するため、宿泊療養施設を確保していくことは非常に重要であると捉えております。

また、保健所の運営体制につきましては、クラスターの発生などで業務量が増大している保健所へ他の保健所の保健師などの派遣や、事務職の応援を得るなどして対応しているとのことですが、運営体制は、全般的に逼迫していると同っております。

本市としては、県の市長会などの機会を捉えて、宿泊療養施設の拡充及び保健所の運営体制の強化を要請してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大による飲食関連業界への影響につきましては、県内でのオミクロン株流行に伴う感染拡大第6波により、一部地域において政府のまん延防止等重点措置の適用による人流抑制策もあり、深刻な打撃となっているものと認識しております。

市といたしましては、12月補正予算にて御決いただいた新庄市小規模事業者事業継続支援給付金事業を現在実施中であり、幅広い業種の市内事業者に対して、事業継続支援を行っているところであります。

内容としては、対象事業者数940件、金額を1事業所当たり10万円とし、申請の締切りを3月31日までとしております。

なお、2月28日現在で134事業者から申請をいただいております。

また、県で実施しました山形県飲食業緊急支援給付金や国で実施している事業復活支援金についても、できるだけ多くの事業者の方に御活用いただくため、関係機関と連携しながら周知を行ったところであります。

市立小中学校のトイレの洋式化に関する質問については、教育長より答弁いたしますので、

よろしく願いいたします。

次に、高齢者世帯への除雪支援の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者に対する支援としましては、高齢者世帯冬期生活支援事業を行っております。対象となる世帯としましては、65歳以上の高齢者のみの世帯、または高齢者と障害者のみで構成する世帯とし、生計中心者の所得税額が非課税の世帯となっております。

事業の内容としましては、屋根の雪下ろし、または玄関前通路などの雪払いを実施し、利用者にはその費用の1割を負担していただいております。

排雪につきましては、この事業の対象となっておりますが、自力で困難な方には、新庄市社会福祉委員協議会で実施している除雪ボランティアを紹介するなどの対応をしております。

今回残念ながらお1人の方が亡くなられたことを重大に受け止めております。除雪困難な方への支援の在り方については、事業の内容を含め、再検討するとともに、今以上に互助と公助が連携できる方策についても検討してまいります。

次に、ジェンダー平等の実現についての御質問にお答えします。

全ての労働者が、性別などにより差別されることなく、自身の能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、重要な課題であります。男女雇用機会均等法の施行などの法整備の進展に伴い、企業における女性の聖域が拡大し、管理職に占める女性の割合も上昇傾向にあるなど、女性の活躍は進んでいますが、労働者全体として見ると、男女間の賃金格差は依然として存在しております。

そのような状況の中、令和4年4月から、女性活躍推進法の改正により、女性の活躍できる行動計画を策定、公表する義務づけの対象が、労働者数301人以上の事業主から、労働者数101

人から300人以内の事業主にも拡大されます。これにより、管理職に占める女性の割合などの可視化が促進されるため、そういった情報を精査、分析し、関係機関と連携して課題の解決に取り組んでまいります。

次に、交付税算定における人件費削減率が廃止されたことで、正職員化で必要な人員増ができるようになったので、産前産後休暇や育児休業取得職員への対応として、正職員を増やしてはどうかとの質問でございますが、交付税算定の人件費削減率につきましては、令和2年度から経常的経費削減率に含まれるとされており、廃止されたということではありません。

経常的経費削減率は、経常費を削減して、節約すればするほど交付税が多く交付される仕組みとなっております。したがって人件費削減率が廃止されたからといって正職員を増やすことができるということではなく、反対に、職員数を増やして経常経費を増やせば増やすほど、交付税額が少なくなる仕組みとなっておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、非正規雇用者の賃上げのための中小零細企業に対する支援強化についてお答えさせていただきます。

非正規雇用者を取り巻く状況といたしましては、山形県の最低賃金が793円から29円引き上げられ、822円となり、昨年10月から県内で事業を営む使用者及びその事業所で働く全ての労働者に適用されております。

また、国では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、業務改善助成金などにより、企業の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上のための支援を実施しております。

市といたしましては、事業主がこのような支援制度を積極的に活用できるよう、制度の周知に努めるとともに、労働者がよりよい環境で働くことができる取組について、引き続き検討し

てまいります。

次に、コロナ禍による女性の貧困問題に関する相談体制についてですが、御質問にあるような相談は、現在、成人福祉課などの関係各課で対応しており、そのほかにも新庄市社会福祉協議会、生活自立支援センター最上などの各機関において幅広く実施されております。早期の解決が難しいケースに対しては、各機関が情報を共有、緊密に連携して、課題解決に努めるなど、相談者の気持ちに寄り添った丁寧な対応を心がけております。

また、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、市町村においては、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、属性を問わない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援の3つを一体的に実施する重層的支援体制へ移行することが求められております。本市でも支援体制整備について、関係機関と協議を行いながら準備を進めているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、市役所本庁舎トイレの仕切りについての御質問にお答えさせていただきます。

市役所本庁舎のトイレにつきましては、レイアウトは建設当時のままでありますが、これまで一部を和式から洋式に交換したほか、老朽化した給排水管の交換など、その都度修繕を行ってまいりました。

御指摘のトイレの仕切りにつきましては、各方面からの御指摘がありますので、開放されている部分を塞ぐなど、至急対応してまいりたいと思います。

次に、米と農業を守るための御質問にお答えさせていただきます。

米価につきましては、御指摘のとおり、その取引価格は低下しており、農業者の収入に大きく影響しているものと思います。米価下落の要因としては、高齢化や人口減少などにより、米

の需要は年間10万トン程度減少しており、さらにコロナ禍の影響から、業務用を中心として在庫量が増えていることにあります。そのため、米価の安定を図るため、需要に応じた米の生産に各地域において取り組んでいるところであります。令和4年産におきましては、全国で21万トン、面積約4万ヘクタールの主食用米の減産が必要とされており、新庄市におきましても応分の減産が必要となり、主食用米から加工用米、大豆、高収益作物などへのさらなる転換を進めなければなりません。

詳細な御提案もいただいておりますが、今後、米の需要が大きく増える見通しを立てられない状況にありますので、米に限らず大豆や野菜などの転換作物への支援を含め、農業所得の安定が図られるよう、制度設計を国に求めてまいりたいと思います。

また、米の産地新庄市として需要に応じた米の生産にしっかり取り組み、主食用米から必要とされる作物への転換を進め、農業所得の安定が図られるよう努めてまいります。

なお、小中学校のトイレの洋式化と公共施設のトイレの生理用品の設置については、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 まず、市立小中学校のトイレの洋式化に関する質問についてお答えします。

トイレの現状についてですが、洋式トイレの設置率は約69.3%という状況です。各校それぞれの状況により、整備率に差があります。教育委員会としても、市立学校におけるトイレの洋式化は必要と考えており、これまで学校との協議を踏まえ、各校の状況に応じ、少しずつ洋式化を進めてまいりました。今後、各校の現状や

整備率、学校の考え、施設の状況、児童生徒数の推移、また、必要な工事期間や財源などを多角的に検討し、さらに、議員の御質問にもありますが、災害時の避難所としての利用なども考慮し、具体的な年次計画の下、さらに洋式化を進めてまいります。引き続き児童生徒の教育環境の向上に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、学校や公共施設の女子トイレにおける生理用品の設置についての質問にお答えします。

学校におきましては、児童生徒が生理用品を忘れてきたり必要になったりした場合は、保健室でいつでも提供できる準備を整えております。発達段階に応じた子供たちの心理、体調、家庭状況など、様々な事情に配慮するため、養護教諭が直接話を聞き、相談に乗りながら対応いたします。義務教育の発達段階においては、子供たちの様子や家庭環境の変化などに養護教諭が細やかに配慮しながら対応することが必要であり、これまで同様、保健室での対応を継続していきたいと考えております。

しかしながら、子供たちへのより適切な支援の方策の一つとして試行的にトイレへの設置を行い、効果や課題などの検証を行うことも有効と考えますので、今後は、学校とも相談しながら検討していきたいと思っております。

また、社会教育施設におきましては、現在、県からの協力依頼を受けた一部の指定管理受託者がトイレに生理用品を設置しておりますが、新年度より、市の事業として全ての社会教育施設の女子トイレに生理用品を設置し、施設利用者の利便性を図るとともに、申出による事務室での配付を予定しております。

以上であります。

1 番 (佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番 (佐藤悦子議員) 新庄県立病院の感染症

病床は9つ、そのうち、昨日時点で入院者数は6、占有率は66.7%、実は県立病院では、上のほうで病床はかなり、全部空いていると伺いました。そういう意味では、自宅でコロナの療養をするということは、家族にうつす、また、施設ではクラスターがどんどん広がっていったように、うつっていくのが目に見えるわけです。施設や自宅では、感染症に対する専門的な知識はない方々ですので、新庄市の現状のようにどんどん広がってしまうことを抑えられないと思います。そういう意味で、県立病院の空いているところに、まず、使える場所でありまして、陽性になった方を人にうつしたりしないようになるまで入れることはすぐできると思いますが、その点、要望できませんでしょうか。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後2時33分 休憩

午後2時34分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 県立新庄病院の空いている病床を使ってできないかという御意見でしたが、病院の人員とそういったマンパワー等もございますので、そういった判断は県ですべきものでありまして、新庄市として申し上げられることはございません。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 市民の現状ですが、施設のクラスターが発生した中で、PCR検査を受けて陰性だということで、働いているという人がおっしゃっていましたが、本当はもう毎日検査してもらいたい。もう命がけだと。そして、うちに帰れば家族がいる。高齢者だったり働く人だったり子供だったり、それを考えるとうち

に帰れないと。その負担たるや物すごいものがあるなと感じました。看護師さんやお医者さんもそういう状態で働いているということは聞いていましたが、市内での介護施設などで働いている方の状況はそういうことなんだと思って、私は、ドキドキしながら話を伺いました。結果、そういう個人的な努力はしましたが、ホテルにもうちに帰れないとあってホテルに泊まったりしていました。でも、結果その方も陽性になったと何日かしてお聞きしました。そして、2階にうちの中で隔離されている状態だとおっしゃっていましたが、いつ家族にうつすかと考えたら怖いとおっしゃっているし、家族も真剣にマスクも3枚にしてみたり、いろいろ真剣に取り組んではいるけれども、いつ自分たちがかかるか心配だとおっしゃっていました。

そういう意味では、宿泊療養施設を県に要望するとおっしゃっていましたが、それもすぐやっていたきたいし、県立病院についても県の判断に任せず、市民の命がかかっているわけですから、県に強く要望して変えろと、病床を削減、削減で入院できないようにするのは間違っているんじゃないかと。こうなったら使えるように空けていただいて、人もかき集めて体制をつくって、人にうつさないように治るまで隔離するべきじゃないかと言うべきじゃないかと思いますが、どうですか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 議員おっしゃるとおり、本市においても感染が大変拡大している状況ではございます。多くの方が自宅療養されているということも聞いておりまして、保健所では感染された方の症状や家族の状況を確認しまして、必要に応じて入院、宿泊療養、また、自宅療養を判断していると伺っております。

また、その中で、子供さんの感染が確認された場合など、子供さんだけの宿泊療養、そうい

ったことにはいかないということで、そういったケースは自宅療養、また、家族数が多く、部屋数が少ない場合など、家庭内での感染対策が難しいため宿泊療養を案内するなど、ケースに応じた形で対応しているということでございます。

そういった中で、新庄の場合、最上地域の場合、宿泊所を使う場合には、村山地区の施設を利用しているということで、そちらには保健所で送迎も行っているということでございます。

入院施設の病床につきましては、県立で、去年から比べると病床を増やして9床にさせていただいている。どこの地域も拡大している中、精いっぱい努力をさせていただいていると考えております。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 県立病院の病床削減は、新しい県立病院を建てるときの数字として減らしているわけですが、今からもうそれに向けて病床削減をしている状況なんだということを改めて今回知りました。これはこのようなコロナ感染のようなパンデミックというか、そういうことが起きたときに、こういう病床削減では対応できない。余裕を持った病床でなければ、市民の命を守れないと思います。そういう意味で、新しく県立病院を建てるとき、病床を大幅に今の病床より削減すると聞いていますが、それは駄目なんじゃないかと。高齢者は、数は減らないわけですから、高齢者は病気になりやすい。そういう意味では、市長として、県立病院の病床削減は駄目だと。増やす。今までの数を確保し、このような感染対策で万全の体制でできるような余裕を持った県立病院ではなければ、市民の命は守れないと市長として言う必要があると思いますが、どうですか。

山科雅寛健康課長 議長、山科雅寛。

高橋富美子議長 健康課長山科雅寛さん。

山科雅寛健康課長 繰り返しになりますが、県立新庄病院の病床の削減に関しましては、県が将来の最上地域の人口推計を基に医療サービスの地域状況を見据え、積算したものでございます。人口が減少して患者数が減った場合に、医療需要に合った適正規模の病床数ということで、再編を行なわなかった場合には、供給過剰となることも考えられるということでございます。

ただ、最上地域に医療が安定的に供給されますよう、最上地域内での連携を図りながら、今後も安定的な医療体制の整備について、県に要望してまいりたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 病床削減は撤回すべきだと私は言う必要があると思います。人口は減るけれども、高齢者の数はこれからそんなに減らないわけなんです。そういう意味では、病床削減政策は駄目だと私は言うべきだと思いますし、必要であればこれからでも県立病院の病床削減反対だと署名運動してもいいんじゃないかなと私は思いますけれども、市長としてどう思いますか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 私の所見といいますのは、建てていただいただけで大変ありがたいと思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 残念な答えだなと思います。

次に、飲食関連業者の皆さんのことですが、県、国の給付の周知を行っているということでありましたけれども、今回の国の給付は、非常に貧しく、使いづらいものになっています。そういう意味で、3月をもって廃業と表明している方は、いっぱい増えている状態なんです。本

当に深刻です。対象者が、先ほどの答えて940件あるんじゃないかと言いましたが、現在、申請者は200件ちょっとということで、全然違う。これらはもしかしたら廃業になるのかなと心配なんです。そういう意味では、廃業しないでぜひ続けてくれということをして、昨日の補正予算でも財政課長がおっしゃった地方創生交付金でしたか。それを使えとおっしゃっていましたし、それを使って、ぜひ直ちに経済支援をやるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 原課としましても現在実行しております事業もありますし、今後の推移を見ながら適正な形で対策を講じてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

山尾順紀市長 昨日、財政課長が申し上げましたように、2月16日から、コロナのオミクロン株で、郡内はじめ市の中で拡散されたということで、経済的に非常に厳しいということは、庁舎内でも判断をしております。

そんなことで、昨日の財政課長の話になったということをしてぜひ御理解いただきたいと思えます。

対応としては、この議事を終了をしてからとなりますが、議員の皆さんにも今後、詳しい内容を御説明し、できる限り早く支援体制を組みたい。これまでのやっているプラスの体制を組んでいきたいと考えておりますので、それぞれ議会の皆さんにも御説明しますので、ぜひ御理解、御協力いただきたい。よろしくお願いします。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

トイレのことについてなんですけれども、私は、新入生は、もちろんすぐやっていただきたいし、小学校全部、金山や真室川のように、数を減らすことなく、コロナ交付金を使って全部洋式化していただきたいと思いますが、もう一度お願いします。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 洋式化ということで教育長からもありましたように、私どもとしましても洋式化を進めていく必要がある認識を持っているところでございます。ただ、実際に設置していく上での課題としまして、やはり学校によっては、古い学校ほどそうなのですが、トイレのスペースが狭いということがありますので、洋式化により個数をどれだけ減らせるのか、減らしてよいのかも学校側と相談していかなくてはいけないというようなこともあります。協議しながら計画的に進めていくと考えております。

それから、工事の期間につきましても、すぐにとりあえずということではございますが、その期間、工事期間中はトイレが使用できなくなるということもありますので、夏休み、春休み中の工事期間をいつに設定するかというようなことで、まずは具体的な整備計画を立てることが大事だと考えております。先ほど佐藤文一議員にお答えした内容では、やはり臨時的に早急に対応しなければならないということもありますけれども、全体的にまだ和式のトイレが140基ほど残っておりますので、こちらについては、財源もできるだけ有利な財源を活用しながら計画的に進めていく必要があると考えているところでございます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 2つの今の和式を1つにするみたいなお話がありましたけれども、ほかの例を見ても、今の和式で使っているスペースで洋式が設置できる。これは調べますとあります。それを調べる気持ちはありますか。数は減らさなくても大丈夫です。どうですか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 2個が1つになるというふうな極端な例ではなくて、例えば5つある女子トイレの部分を4つにして、当然便器を交換する部分もありますし、その外側の通路の部分、そういったスペースもありますので、そういった全体のレイアウトを考えながらなるべく減らさないように学校側とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） トイレは、湿式ではなくて乾式になるようにしたほうが衛生的であると思いますが、どうですか。

平向真也教育次長兼教育総務課長 議長、平向真也。

高橋富美子議長 教育次長兼教育総務課長平向真也さん。

平向真也教育次長兼教育総務課長 衛生面から考えましてもやはり洋式化して乾式化していくことは大事であると私たちも当然考えているところでございますので、先ほど来申し上げておりますように、具体的な整備計画を立てる中で計画的に進めてまいりたいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） トイレにナプキン設置、

学校にナプキン設置についてなんですけれども、教育長からは、試行的に行ってみるかという話もありました。保健室でいつでも応じられる、これはありがたいんですが、学校は休み時間が非常に短かったりします。そのときに殺到するわけです。小学校5年で生理になったある方は、途中、休み時間にトイレに行きたい、あら、生理と思っても保健室に行くまでの時間が取れない。次は給食当番だみたいなことで、2時間そのまま、結局できないまま本当に困ったことだったと思います。そういう生徒の大変な気持ちを考えたときに、やはり個室にとと思いますが、どうでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

高橋富美子議長 学校教育課長高橋昭一さん。

高橋昭一学校教育課長 先日、貧困のときに、生理用品の回答ということで申し上げたことと重なるんですけれども、それ以来、最近の保健室の様子も伺ったところ、児童生徒について、大きなその後の変化はないということは聞いております。かなり県内でも高校あたりで設置が増えている中ではありますが、子供たちの様子をこれまでどおり、話を聞きながら細やかに対応できているという話は聞いておりますので、そういう形でお答えさせていただきます。

以上でございます。

散 会

高橋富美子議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

明日4日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後2時51分 散会

令和4年3月定例会会議録（第3号）

令和4年3月4日 金曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（14名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
4番	八鋏長一	議員	5番	今田浩徳	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	18番	小野周一	議員

欠席議員（3名）

3番	新田道尋	議員	6番	押切明弘	議員
17番	佐藤卓也	議員			

欠員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀

監査委員 大場 隆 司

監査委員局長 津藤 隆 浩

選挙管理委員会
委員長 武田 清 治

選挙管理委員会
委員長 小関 紀 夫

農業委員会
委員長 浅沼 玲 子

農業委員会
委員長 横山 浩

事務局出席者職氏名

局長 武田 信 也
主任 庭崎 佳 子

総務主任 叶内 敏 彦
主任 小松 真 子

議事日程 (第3号)

令和4年3月4日 金曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一 般 質 問

1 番 庄 司 里 香 議員

2 番 叶 内 恵 子 議員

3 番 八 鍬 長 一 議員

4 番 石 川 正 志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程 (第3号) に同じ

令和4年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	庄 司 里 香	<ol style="list-style-type: none"> 1. 急激な人口減少を食い止めるために 2. 元気で長生きなシルバー世代が住めるまちであるために 3. 生活しやすいまちづくりの対策として（冬期の雪の対策） 4. 新たな道の駅の計画を最上8市町村で造りあげるために 5. 令和4年度「新庄まつり」について 	市 長 教 育 長
2	叶 内 恵 子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行財政改革について 	市 長 教 育 長
3	八 鍬 長 一	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「道の駅」2つは知らない 2. 野生動物・鳥による感染症対策について 	市 長
4	石 川 正 志	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員定員管理計画の見直しについて 2. 行政運営体制について 事業の民間委託について 3. 組織のフラット化について 	市 長

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

欠席通告者は、新田道尋さん、押切明弘さん、佐藤卓也さんの3名です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

高橋富美子議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名です。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

これより2日目の一般質問を行います。

庄司里香議員の質問

高橋富美子議長 最初に、庄司里香さん。

（8番庄司里香議員登壇）

8番（庄司里香議員） おはようございます。

令和4年3月議会一般質問5番目となりました。2日目のトップバッターとなります。

議席番号8番、起新の会、庄司里香でございます。発言通告書に従い進めさせていただきます。

まずは、1番目として、急激な人口減少を食い止めるためにということで、我が国でも令和5年4月1日に設立を予定しているこども家庭庁でもお分かりになるとおり、子育て世代の子

供にかかる負担を少しでも軽く、そして人口減少が進む我が国の喫緊の課題を国民全てが問題意識を持って取り組まなければならないということで、我が新庄市でも、来年度より実施される施策もあるかのようにお聞きしたいと思っております。

1番、国や県での子供を対象とした補助制度は様々あるかと思いますが、小中学生を対象とした制度は、まだ少ないように思います。今後市が進めていきたいと考えている支援策はあるのかについてお伺いいたします。

2番、現在行われている新生児への支援、健診などの状況について、またその事業への保護者等、御家族の反応はどのようなかについてもお伺いします。

2番として、日本をこれまで率いてこられた団塊の世代の方々が現在70代となり、人口体系が下の世代が細り、上の世代が大きくなっているという昨今、出生率も下げ止まり、現在ここでは2008年の統計になっております1.37%で、我が山形県は1.44%となっております。年金や保険制度も危ぶまれる声さえ聞かれております。

だからということではありませんが、現役世代だけでなく、シルバー世代も元気で生涯現役を目指して頑張ることで、次の世代やそしてその次の世代の方々へのバトンを確実なものにできるのではないかと考えております。

そこで、元気で長生きなシルバー世代が住むまちであるためにというテーマで、1番としてシルバー世代の取組として、百歳体操や歩け歩きのウォーキングが行われていますが、実施されている団体や実施しているサロン等は、市内の幾つほどあるのかについてお尋ねいたします。

2番として、市としてこのようなシルバー世代の活動を推奨するためのサポートをどのようにされていくのかお考えをお尋ねいたします。

3番として、今シーズンは大変雪が多く、小屋や住宅の屋根が壊れたり、倒壊するといったニュースも聞かれ、私の住む御近所でも死亡事

故が起きてとても悲しい気持ちになりました。もっと早く何かできることがあったのではないかと思うと、このようなことが起きないようにと御近所の方々とお話をしたりしております。

そこで、3番として、生活しやすいまちづくりの対策として冬期の雪の対策をテーマにいたします。

1番、市内小中学校での冬期のスクールバスでの送迎についての問題点や課題についてお伺いいたします。また、今後改善する予定があるとすれば併せてお伺いいたします。

前回の一般質問においてお話ししたと記憶しておりますが、来シーズンまでに計画されることがあればお聞きしたいと思い、2ということでも市内の流雪溝の整備の状況と今後の方向性についてもお尋ねしたいと思っております。市内での水上がりが減ったと市民の方々から改善されたと好評を得ているから、さらによくなるためにもっと深くお話を聞きたいという内容でお聞きします。

3番、市内の商業地、ここでは商店街ではなくスーパー近隣の道路、道路沿いの店舗などスクールゾーンを差し示しております。その歩道の除雪の状況と歩道の融雪システムの導入についてお尋ねいたします。具体的には、明倫学園から桜町を経て、円満寺までの地内、県道曲川新庄線の国道13号線との交差点までの区間のことを指し示しております。

3番、前回の一般質問ではエコロジーガーデンの道の駅の補助制度を用いた整備計画のお話をいたしました。今回は、新庄ランドマーク構想という名前がついております北のゲートウェイの道の駅について質問をしたいと思います。

私も、コロナ禍になる前は、遠出のたびにその御当地グルメやお土産等の購入のため、東北だけでなく北陸や関東地方の道の駅を訪れることが旅の楽しみの一つのものでした。確かに道の駅は全国に1,700か所近くもあるので、やは

りどこの町や市でも持っていると言っても過言ではございません。むしろ、道路の整備計画の遅れている新庄最上だからこそ、今このテーマなのだろうと思っております。他地域では、リニューアルや改築といったところも少なくないと、このことをまず申し述べさせていただきます。

1、北のゲートウェイ新庄ランドマーク構想について、民間、ここでは商工会議所などの地元の商工団体のことを指し示します。これからの提案の状況や活動について、どのように把握されているのかについてお尋ねいたします。

2、最上8市町村の協議の進捗状況についてお尋ねいたします。

3、国、ここでは国交省を指します。国交省や県との話し合いについては進んでいるのかについてお聞きしたいと思います。

5、現在コロナの第6波と言われているオミクロン株は東京では下ぶれしていると言われておりますが、本市ではまだ人口比では高止まりしていると言われております。山形県としては、まん延防止等重点措置を2月16日で終了したのですが、その後感染拡大した本市はその措置の対象外だったために、補助もまた対象外ということで、各方面で大変御苦労されている方が多くいることも事実です。この波が一日も早く収まることを願うばかりです。こんなときにとお思いでしょうが、何か明るいお話で終えたいという気持ちがあり最後の質問となります。

5、令和4年度の新庄まつりについてです。

1、昨年参加、または製作を見合せた5つの地区の若連の山車は、今年は参加の見込みはあるのかについてお聞きいたします。

2番、山車の製作を手がけるスタッフや引き手、ここでは若連や子供たちということになります、の不足など、地域の抱える問題は様々と思っておりますが、その中で地区の再編も必要なのではないかと考えたりしております。山車の参加

数の確保について、市としてどのように考えておられるのか併せてお聞かせください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。それでは、庄司市議の御質問にお答えさせていただきます。

急激な人口減少を食い止めるためにというようなことの御質問であります。初めに小中学生を対象とした今後の子育て支援施策についての御質問にお答えさせていただきます。

これまでの小中学生を対象としました主な子育て支援策につきましては、子育て支援医療をはじめ集合型による学習支援であるひとり親家庭等学習支援事業や、留守家庭児童の健全育成を図り、保護者が安心して仕事に従事できるよう、放課後児童クラブの運営などに取り組んできたところであります。

また、学校教育の分野では、読書好きな児童生徒を増やすとともに、学力を向上させることを目的に、小中学校に学校司書や共同生活支援員を配置し、図書活動の充実を図っております。

さらに、特別な支援が必要な児童生徒を支援するため、必要とする各学校に個別学習指導員及び特別支援教育支援員を配置するとともに、子育て推進課に養護主任2名を配置し、学校教育課など関係機関と連携しながら、乳幼児期からの切れ目のない支援活動の充実を図ってきたところであります。

今回、新たな子育て支援としましては、子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、次代を担う子供たちが健やかに学校生活を送るための一助とする小中学校等新入学祝い金支給事業を実施いたします。事業の内容といたしましては、義務教育学校や特別支援学校等を含む小学校及び中学校に入学した児童生徒の保護者に対し、児童生徒1人当たり3万円を支給するものであります。令和4年度の当初予算に計上し

ておりますが、人数にして新小学生240人、新中学生270人、額にして1,500万円を見込んでいます。今後とも市の子育て支援を充実していきながら、多様化する子育てニーズに対応できるよう努めてまいります。

次に、新生児への支援や健診の状況についての御質問ですが、本市では母子健康手帳の交付時や妊婦健診時に母親への支援が必要と判断した場合、妊娠中から医療機関と連携したサポート体制を取り対応しております。また、産後につきましても1か月から2か月の間に赤ちゃん訪問を実施し、赤ちゃんの様子や母親の体調、家族の支援状況などを確認しております。訪問時は、子育てで不安に思うことを率直に御相談いただく方が多く、支援が必要な方への早期対応につながっており、非常に好評を得ております。

さらに令和4年度からは、産後1年未満の子を持つ母親を助産婦が訪問し、専門的なケアやアドバイスを行う産後ケア事業を開始することとしており、母親の孤立感や育児不安の解消を図ってまいります。

また、乳幼児相談や、ママと赤ちゃんルーム、離乳食教室などの育児支援事業も引き続き実施し、健診など全ての機会を逃さずに子供の発育発達状況や育児不安を確認し、必要な支援につなげてまいります。今後も、全ての親と子が健やかに育つまち新庄を基本理念に、切れ目のない相談や支援の充実を図り、安心して妊娠出産、子育てに臨めるように進めてまいります。

次に、シルバー世代の活動への支援についての御質問にお答えさせていただきます。

高齢者の自発的な地域活動組織として、地域サロンがございます。令和3年度は28地区で活動しており、その活動内容としましては百歳体操、唱歌、輪投げ、出前講座の開催など、各地域で特色を持った活動を行っております。また、各地域の老人クラブにおきましても、現在26の

クラブが活動しており、グラウンドゴルフや親睦旅行、清掃活動などを実施し、会員相互の親睦及び健康増進を図っております。

市ではそれらの活動に対し、補助金を交付し支援しております。これら地域の自主的活動のほか、新庄市地域包括支援センターでは、介護状態になるのを未然に予防することを目的とし、専門のインストラクターを派遣して行う運動教室や、脳を鍛えるトレーニングの方法を指導する事業を行っております。

また、事業所に通いレクリエーションや機能訓練を継続して行い、機能の維持を行うものや、運動機能が低下している方に対して有酸素運動、筋力トレーニングなど、短期集中的に行う介護予防事業もごございます。今後はこれらの活動を推進していくとともに、地域活動の場がさらに拡充していくよう努めてまいります。

次に、冬期の雪対策、生活しやすいまちづくりの対策として、1点目の小中学校の冬期間のスクールバスについての御質問については、教育長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

次に、流雪溝の整備についてお答えします。流雪溝につきましては、市民の除雪作業に対する負担軽減や地域コミュニティーへの波及効果も考えられるなど、生活しやすいまちづくり対策においても重要な役割を担う施設であると考えております。

本市では、平成16年に策定した第2次新庄市総合雪対策基本計画に沿って、これまで50キロメートルの流雪溝を整備し、運用してきております。今年度は、実施した3地区のうち常葉町地区については全線完成、金沢地区では県との共同事業が完成し、一部運用を開始しており、新規事業の桜町地区では測量設計に着手したところであります。

今後の方向性としましては、現在進めている2地区において、金沢地区は令和5年度の完成

に向け、桜町地区は来年度より工事に着手する予定でありますので、順次事業の進捗を図っていきたくと考えております。

また、現在の基本計画は策定から20年近く経過し、少子高齢化による町並みの変化など、計画当時とは沿わないような状況も生じてきておりますので、今後のまちづくりの方向性を踏まえさらに生活しやすいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、商業地区やスクールゾーンにおける歩道の現状と歩道融雪システムの導入の考えについてお答えいたします。

本市の歩道除雪につきましては、ほとんどの路線で機械除雪を行っており、無散水消雪施設の整備につきましては、市街地の一部の路線でのみ実施しております。機械除雪の路線では、歩道と車道の上に雪壁ができ、見通しが悪くなることから、児童生徒の通学など歩行者の多い路線を中心にパトロールを強化し、早めの雪壁除去を行っております。また、無散水消雪施設の導入につきましては、これまで中心市街地の路線について道路改修などの事業に併せて整備してきております。今後、歩道融雪の在り方を含めさらに生活しやすいまちづくりが進められるよう努めてまいります。

次に、最上地域の8市町村で検討する道の駅についての御質問ですが、これまで県の主導によって進められてきたものがみ創生北のゲートウェイプロジェクト検討会は、昨年11月25日で最上8市町村に主体を移すこととし、新たな検討会として発足を目指しています。

現在、仮称新庄インターチェンジ付近道の駅検討会として、今月末の設立を目指し、委員には最上8市町村と新庄最上のランドマーク検討協議会の商工団体、また国や県からも参加していただくことで考えております。

御質問の民間からの提案状況ですが、この会の設立後、委員と市の意見を受け、協議してい

ただきたいと考えております。現段階では、8市町村の担当課長で打合せを行っており、国や県、商工団体とも協議をしながら、検討会の準備を進めております。

今後、仮称新庄インターチェンジ付近道の駅検討会として、協議を進めていくこととなりますが、必要な機能や設置場所、運営の主体、また8市町村の負担割合などといった課題があり、この検討会の中で、皆さんの理解を図りながら進めていくことが必要と認識しており、完成までは時間がかかるものと考えております。

現在市が進めているエコロジーガーデン周辺の道の駅については、既存施設の機能強化によって、魅力の向上を図る全国的にも珍しい登録有形文化財を活用した道の駅として整備をし、また新庄インターチェンジ付近の道の駅については、最上8市町村に回遊を促すための情報案内機能や物流などの中継点、防災拠点としての機能を持つ道の駅として捉えており、すみ分けをした上で、整備検討してまいりたいと考えております。

次に、令和4年度の新庄まつりについての御質問であります。昨年10月に新庄まつり実行委員会を開催し、令和4年度は例年どおりの祭り行事を実施するという事で準備を進めているところです。

山車連盟からの連絡によると、令和4年度の参加町内は19町内であると聞いております。1町内が都合により参加を辞退したため、20町内全ての山車がそろわないことは誠に残念であります。不参加となった要因としては、山車の作り手不足や、新型コロナウイルス感染症の影響などの理由があると聞いております。

また、2つ目の質問ですが、全国的な出生率の低迷や大都市圏への人口流出により、新庄まつりを支える若連の担い手不足や、山車の引き手である子供たちの減少については、かねてから課題とされ、新庄まつりを次世代に引き継い

でいくためには、山車若連の引き手のみならず、神輿、囃子などの新庄まつりを支える後継者の確保、育成が最重要課題だと考えております。

実際に、他地域から山車製作の体験や、高校生ボランティアの受入れを行うなど、祭り行事を実践する各団体においても、担い手不足の解消に向けた取組を行っておりますが、解消には至っていないのが現状です。

地区住民の減少や少子高齢化により、若連の維持や、今まで培ってきた若連独自の技術の継承が困難になるなどの問題に直面しております。

新庄まつりは市民がつくり、受け継がれてきた祭りであることから、山車製作や運行などで、実際に祭りに携わることのやりがいや、魅力を掘り起こしていく取組が必要だと考えております。

また、市民の誇りである新庄まつりを格式ある伝統行事として次代へ引き継いでいくための振興策である新庄まつり百年の大計の第3期計画が平成25年の策定から10年が経過し、改定時期を迎えるため、令和4年度に新たな第4期計画を策定いたします。

新庄まつりを支える山車製作の担い手や、引き手となる後継者の確保についてなど、諸課題を関係団体と協議し、解決に向けた方向性を探ってまいります。今後も、藩政時代から大切に受け継がれてきた伝統ある市民の祭りである新庄まつりを絶やすことなく、後世へ受け継いでいくためにも、新庄まつり実行委員会をはじめとする関係団体との連携を密にし、担い手解消に向けた取組の支援に努めてまいります。

私からは、以上壇上からの答弁とさせていただきます。スクールバスについては、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

高野 博教育長 議長、高野 博。

高橋富美子議長 教育長高野 博さん。

高野 博教育長 それでは、冬期のスクールバス

の送迎に関する質問についてお答えします。

まず、運行体制について御説明申し上げますと、本市ではバス12台を運行し、また山交バスなどの路線バスを利用する児童生徒については、その費用を助成しています。さらに、冬期間はバスの対象地区を拡大しているため、一部民間会社に運行業務を委託し、児童生徒の送迎に対応している状況です。

さて、この冬は例年以上に豪雪の状況が続いておりますが、幸いこれまでトラブルなどは発生しておりません。スクールバスの運行については、小学校低学年から利用することを踏まえ、また特に冬期間は交通事情なども十分考慮し、余裕を持ったスケジュールで対応しております。さらに、下校の対応に関しては、部活動の終了時刻なども考慮し、日によっては3回から4回往復するなど、きめ細やかな運行に努めているところです。

なお、年明けより本市においてもコロナウイルスの感染拡大により、学年、学級閉鎖なども発生しています。バスの運行に関しては、消毒など基本的な対策を継続するとともに、バスの密状況を踏まえ、一部のバスを増便するなど感染予防策を強化しているところです。

本市のような豪雪地帯には、冬期間の安全な通学環境の確保は非常に重要だと考えております。今後も学校、保護者、地区の皆様の御意見を踏まえ、問題点、課題などを検証し、改善すべき点があれば迅速に対応してまいります。引き続き丁寧なバス運行に努め、児童生徒の安全安心な通学環境の維持向上に努めてまいります。以上であります。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 御回答ありがとうございます。再度質問をさせていただきます。

1番目の子育て世代の負担軽減として、小中学生の新入学児の給付について実施されること

は大変喜ばしいことだと思っております。対象となる保護者の方々からも助かるとお話をお聞きしております。

しかしながら、子供は生まれてきたならば、人口の歯止めにはなるのだけれどという現実もあるのも事実です。現実的な話で大変申し訳ありません。出産時の分娩費用も平均値50万円ということもお聞きしております。そもそも国からの分娩費用も足りないといったこともさやかれているのは、メディアだけではなく、本当に2人目、3人目をお考えになっている御家族からもよく聞かれる話でございます。

不妊治療も補助が出るようになり、ベビーを望む若い御夫婦がいると考えると、本当に人口を増やすためには、ありとあらゆる手だてが必要と考えます。

再度お聞きいたします。本市独自で出産祝い金を出して、子供とその御夫婦を応援するという施策は新庄市には必要と思っておりますが、担当課長のお考えをぜひともお聞かせください。この町に住んで子育てしたいと思ってもらえる施策だと私は考えております。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、西田裕子。

高橋富美子議長 子育て推進課長兼福祉事務所長西田裕子さん。

西田裕子子育て推進課長兼福祉事務所長 出産祝い金についての御質問でございます。子育て支援策の一つとして、私のほうから御回答させていただきたいと思っております。

出産祝い金につきましては、確かに自治体によって第1子10万円ですとか、第2子20万円、

第3子以降30万円ですとか、そういったところ実施しているところは多々ございます。ただ、このたび来年度に向けて、先ほど市長答弁にもありましたように、小中学生向けの新入学生の祝い金、こちらのほうを予算計上させていただいては、支援策として様々なことが考えられますので、そうしたことのひとつとして今後検討課題として検討させていただきたいと思っております。以上です。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも前向きな施策に生かしていただきたいと心から思っております。金額だけではなく、心意気をとという気持ちでおります。どうかよろしく願いいたします。若い御夫婦に成り代わりお願いいたします。

2番目にシルバー世代の方々は、とてもアクティブな方が多く、卓球やグラウンドゴルフ、バレーボールや射撃など多趣味な方もたくさんいらっしゃいます。でも、気軽に楽しめる体操やウォーキングは医師からも推奨されるほど体にもよく、健診にも数値にすぐ現れるということをお聞きしております。幾ら長生きしても体が悪く、ベッドにばかりいては決して豊かな老後とは言えません。ぜひとも元気なシルバー世代のために、市として後押ししていただきたいと思っております。ここは再質問は結構です。

スクールバスのことですが、今シーズンは大変雪が多く、運転士の方も、保護者の方も、小中学生も大変だったと思っております。次年度に向けてこの経験を生かしていただきたいと思っております。皆様が交通安全であること、よろしくお願いいたします。こちらも再質問は結構です。

4番の敷地の狭い住宅地や歩道や除雪車両の寄せた雪などを片づけるために、流雪溝は重要性のある設備だと思っております。ただ、その水は無限なものではなく、水利権などお金がか

かることだと市民の皆様にも知っていただきたいところでもございます。便利とはたくさんの労力の上に成り立っていることも事実でございます。そのバランスを取りながら、住みやすいまちづくりを目指していただきたいと思っております。担当課長として、重点地区を見極め、流雪溝だけでなく道路行政を行ってもらえたらと考えております。次年度への取組について、再度質問させていただきます。よろしく願いいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 市の雪対策について御質問いただきました。ありがとうございます。新庄市といたしましても冬期間の市民生活の確保、交通の利便性の確保ということは重要な課題であるというふうなことで認識しております。

御質問にありますように、流雪溝の整備につきましては大変時間もかかり、費用もかかるというふうなことで、実施に向けては相当の時間もかかるということで、皆さん御理解いただいているところだと思っております。

現在、実施中の2地区につきましても、できるだけ早くの完成に向けて、事業展開を考えているところでございますが、先ほど市長からの答弁にもありましたように、現在進めております第2次雪総合対策計画につきましては、20年ほど前の計画ということで、現在の町並みなども大きく変わってきている部分もございます。そちらの状況も踏まえながら、今後のまちづくりに向けた対策として、計画の内容についても検証していくことも必要だというふうな認識しているところでございます。

また、機械除雪につきましても、市内各地において市道を含め生活道路においても、除雪の作業をしているところでございますが、こちらについても除雪業者の皆さんからの協力をいただきながら、また市民の皆さんからも御協力い

ただいて、冬の生活の確保ということで努力しているところでございますので、皆様方からの御協力もいただきながら、今後も雪対策に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） 来シーズンには適量の雪であるといいなと思っております。ぜひともよろしくお願ひいたします。

スクールゾーンのお話になります。スクールゾーンや歩道の除雪についてですが、県道ということなので、市民、特に子供さんやお年寄りが行き来するところで、県との連携を深めていただけたらと思っております。

その点で、窓口である担当課として、県に申入れをしていただきたいと思います。特に、私が申し上げた曲川新庄線は、大型車もたくさん通る道のため、大変危険性を伴っております。思うことも何度もございます。危ないなあと思うこともたくさんあるんです。どうかよろしくお願ひいたします。本来ならば、ロードヒーティングを設置されることを切に願っております。その点も申入れていただけますでしょうか。再度御回答をお願ひいたします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 県が管理する道路についての申入れということで御質問、御意見いただいたところです。

曲川新庄線につきましては、国道13号線から東北中央道にアクセスする主要な道路としても、交通量も多く皆さんの御利用状況が多いという路線であるとも認識しております。また、子供さん方が通行する通学路の一部としても御利用いただいているというふうなことで、認識しているところでございますが、県のほうへも雪の状況などにつきましては、市民の皆様方からの

御連絡をいただいたときに関しましては、県のほうに直接市のほうからも連絡を取りながら、連携を取って除雪の体制を組んでいるところでございます。

今後の歩道の整備の方針というふうなことでございますが、県のほうへも現状についての課題などについて伝達させていただきながら、その方向性について申入れをさせていただければと思いますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ありがとうございます。

新庄ランドマークの件ですが、全線開通までという悲願があることは分かります。ただ、あまり事を急ぐと後で大きなしこりが残ったり、遺恨ができたりと、よいことばかりとは限りません。ぜひとも他地域の実情に耳を傾け、よりよいものを8市町村で意見を積み上げていただけたらと思っております。民間の方々の望む道の駅が実現するために、官民手を携えて歩んでいただきたいと願っております。

昨年、会派の研修として、秋田の道の駅3か所を視察させていただき、各駅長さんのお話をお聞きいたしました。そのコンセプトもいろいろで、アクションを起こしている客層も様々でございました。何よりもスタッフの情熱の熱さに、商いとは立地も大切だが、最終的には人なんだと心から思いました。人が空間をつくり、訪れたいと思える場所をつくると、本当にそんなふうに感じました。

再度質問させていただきます。急ぐことなく、よりよいものを、道の駅を民間の方々とつくり上げていただけるよう中心地として役割を果たしていただきたいと思っております。今のお考えを再度お話しください。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 新庄インターチェンジ付近の道の駅の整備に向けた8市町村での検討、協議検討というふうなことで御質問いただいたところです。

先ほど市長からの答弁にもございましたように、現在8市町村と地域の経済団体である最上郡内の3商工団体、また、国と県の皆様からの参加もいただきながら、今月末ごろをめどに検討会の設置に向けて準備を進めているところでございます。この検討会が発足いたしました暁に、その内容について協議を進めていくというふうなことになると思っておりますが、先ほども申しましたように、設置の思い、各市町村の思いであったり、経済団体の考え方、意見、また国と県からの御協力や、御助言いただきながら進めていければというふうに思っているところでございます。

今後の協議内容というふうなことになることでございますけれども、設置場所や運営主体などにつきましても、具体的なところに検討を進めていけるように、検討会の中で協議を進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ありがとうございます。

最後の質問になります。新庄まつりの件ですが、今後残る1つの若連は消滅するという事なのではないでしょうか。コロナが終息しても参加することはないのでしょうか。相談に乗っているというような前向きな活動報告はないのでしょうか。また、まつりの引き手としては、広域などで連携を深めている近隣県である秋田県湯沢市とも希望者を募って、招待をするということはいかがでしょうか。ぜひとも御協議されればうれしいと思っております。この点についてお聞かせください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 令和4年度の山車の製作につきましては、1団体から今年は無理だということでお話をいただいているところでございますが、来年度についての話は、現況についてはお聞きしていない状況であります。その町内に聞きますと、やっぱり作り手がちょっと足りないんだということで、今年を出すのをやめるというような話でしたので、今後も連盟さんとか各関係団体とも協議をしながら、進めていければなというふうに思っております。

それから、2つ目の引き手の募集につきましても、こちらの市だけでできることではございませんので、各連盟、それからまつり実行委員会とも協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

8 番（庄司里香議員） 議長、庄司里香。

高橋富美子議長 庄司里香さん。

8 番（庄司里香議員） ぜひとも湯沢市と提携を結んでいろいろされているということも実績もあるので、新庄まつりもその時期は多分、湯沢市はお祭りが無いと思っておりますので、ぜひとも来ていただきたいなというふうな気持ちでございます。

最後になります。3月末にて御退職されます職員の方々、大変お疲れさまでございました。定年という節目に今思うことは、職場を離れても新庄市の仲間として、これからも別のステージで新庄市を盛り上げていただきたいと思っております。そして、その人生幸多きことを心から御祈念いたしております。私の一般質問はこれで終わります。御清聴ありがとうございます。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

高橋富美子議長 次に、叶内恵子さん。

(2番叶内恵子議員登壇)

2番(叶内恵子議員) 議席番号2番、勁草21の叶内恵子と申します。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

行財政の改革についてという項目として、まずは本市は、変化し続ける課題に対応できる行財政資源の確保を行財政改革の目指す方向性と示しております。その目指すべき方向性を実現するためには、歳入確保に取り組むことは重要な課題であります。行財政改革の基本方針である財政基盤の確立の取組として、使用料、手数料の適正化が実施計画に示されております。これは、受益者負担の観点からこれまで取り組んできた使用料等の見直しを定期的実施していくことを示していると考えられますし、そう示しているというわけですが、行政財産の目的外の使用に係る使用料も、貴重な財源であることを認識するものであります。

公有財産の有効活用と税外収入の増加を図り、歳入の確保につなげていくために、消極的な改革であった項目を見直していくことも重要と考えております。

現在、公有財産に設置している自動販売機について、その使用許可の理由、そしてその基準、そして期間、使用許可の条件、使用料について、使用料の減免を許可している場合は、その理由について伺います。

以上となります。御答弁お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

公有財産に設置している自動販売機についての御質問にお答えします。

12月議会においても答弁しておりますが、市有施設に設置されている自動販売機は、およそ20台設置されております。本庁舎は財政課、第2庁舎は上下水道課、市民プラザや体育館などに設置されているものは、社会教育課といったそれぞれ各施設を管理している担当課において、行政財産目的外使用の許可を行っております。

担当課では、設置希望者から使用許可の申請書が提出されますと、使用目的や施設の業務に支障がないかを確認し、問題がなければ許可を出しております。

御質問にあります使用許可の理由と基準につきましては、公有財産規則第9条において行政財産の目的外使用における許可条件を規定しており、条件といたしましては申請した目的以外に使用しないこと、電力計を設置し、使用電気料を支払うこと、空き缶などのごみ箱を設置し、環境美化に配慮することなどの内容となっております。

次に、期間につきましては最長1年ですが、更新も認めております。

使用料につきましては、公有財産規則において、1台月3,000円と規定されておりますが、市庁舎に設置しております3台は、職員の福利厚生のための設置ということで減免しており、社会教育課所管の施設については、規則に基づく使用料を頂いております。

財政運営において公有財産の有効活用と歳入確保は非常に重要であります。施設利用者の利便性の観点で設置しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) それでは、再質問させていただきます。

目的外使用の自動販売機の設置については、情報公開を求め、その申請の理由、そして許可の内容確認をさせていただいたところではありますが、こちらの中でまず端的に申し上げますと、これまで目的外の使用許可の手続については適正であると思います。しかし、この使用許可の実態、こちらが転貸の実態となっている。平成29年のときに使用料を見直したときに、内部においてそういった検討がなかったのかどうか、その点についてお伺いします。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 質問の内容の部分で、転貸という話でしたけれども、いま一度その意味をお知らせいただければと思います。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) まずは、こういう財産規則の中で27条ですか、27条で普通財産について準用規定をしております、3項ですね、借受けの権利を譲渡し並びに転貸しないこと。こちらの内容というのはもう当然、行政財産より一層厳しく管理をしていかなくちゃいけないというものですので、この規定は準用されるものになります。

そして、どういったことが問題になっているのかといいますと、規則、許可の中では自動販売機を設置するために申請した先に対して、許可を与えているんですけれども、実際自動販売機を設置すること自体、許可を受けた団体がそれを設置、実際的にできないという理由なんですよね。だから、販売を実際、自動販売機を販

売している業者でもない、リースをしている業者でもない、原材料や商品を調達して、それを売れるものでもない。平成29年の金額を見直したときに、これまで目的外使用許可に当たっては、建物土地の評価額に対して1,000分の幾らずつを掛けるような低額な金額で、より低額な金額であったかと思うんですけれども、それを見直して一步増収を図ったという、その達成をされたのかと思うんですが、その際に全国的な事例の中から、そういった議論があったのではなかったのかな、全く気づかなかったのか、そういった点をお伺いしておきたいと思います。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 ただいまおっしゃられた部分については、実際に設置者である方と、実際に製造販売元の間で業務委託契約という形でやっておるかと思います。ただ、設置者が実際に市に対して目的外使用の許可申請を行うという部分については、それが元請である、元請じゃない、ベンダーである製造販売元が直接市に設置者として申請する場合もあれば、もしくはその製造販売元と設置者の契約の中で、設置者があくまでも申請するという部分があるかと思えます。

ただ、新庄市の場合については、設置者である方がその目的に照らし合わせた中で、目的外使用という形で使用許可申請を出していることですので、その議論があったかどうかという話ですけれども、あくまでも設置者が申請をするという行為については、何ら問題はないのかなというふうに思っております。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2番(叶内恵子議員) 外部包括監査を新庄市は受けたことがないかと思うんですが、これをしていくことによって、転貸であるということが明らかになってきておりまして、様々な自

治体でその在り方を今見直しているかと思いません。

条例に規則に従った手続は適正である、それは認めるところで、その書類のものについても、ですが、より上の上位法、そして政令に照らし合わせていったときに違法であると、それを認め、是正を始めた自治体がまず出てきて、多く出てきているということでもありますので、これは行政として見直していく。その機会に平成18年に自治法の改正によって、貸付けの範囲が拡大をしています。これを活用して貸付けによる、公募等による貸付けということで、増収を図っている。そのためには規則を見直さなければいけないし、あとは手続上のものも見直さなければいけないし、でもそれによって増収が図られているということが一番大きいなと思いました。

その事例の中で様々な小さい自治体から、山形県内は前回の質疑、質問の中でなかなかちょっと見受けられないと。1市取り組んでいるところがあるようだけれどもという話でしたが、全国的に小さい自治体、新庄市よりも人口規模の小さいところはどうかというふうにして、少し調べてみましたらば、やはり是正をして貸付け目的外使用許可で13台公有財産の中にあっただころが、そちらのほうが、ちょっとお待ちください。すみません、失礼しました。

目的外の使用許可を、規則の内容は皆さんお分かりになると思うので、大体計算の内容もほぼ変わらない。その中で年間13台あるうち8万3,000円だったと、年間の税外収入。こちらが見直しを行うことによって、そして3年ごとの賃貸契約で更新はしないと。そして、3年ごとに公募をして一般競争入札、それで業者のほうから提案をしてもらおうといった自動販売機が市民の利便性に、職員、庁舎を使う、公有財産を使う方々の利便性に資するののかということ提案をしてもらって、その中で歳入増として391万7,000円と、大きな歳入増を果たしている。

そうしますと、新庄市の規模であってもこれは行えることだなというふうに考えたところで。また、規模の大きい自治体になりますと、全体で28施設に59台あると。それも、同じように見直しをしまして、目的外使用にしていた時代というのは、年間130万円程度であったと。それが今1,890万円と1,760万円の収入増を実現しているということでした。

これを聞くに、やっぱり条例、規則やそういったものを上位法のほうから見直しをしていって、機会を見逃さずに正していく、適正にしていくということが必要なのではないかなと考えております。まずは、その点についていかがでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 委員がおっしゃいますとおり、貴重な財源だと。歳入確保についても税収の部分については、これだけ人口減少の中で、なかなか伸びるということも期待もできなくなっている状況にもあります。

ただ、そこでいわゆる公有財産のその中の使用料、もしくは手数料等の部分を見直しをしながら財源を確保していくという部分については、その考えは当然もちろんございますけども、ただ、実際に今までにうちのほうで入札制度を設けていかなかったという部分については、複数の設置希望者ということがなかったという1点があります。

また、入札によって価格競争において採算性の悪化による撤退ということも懸念されるという部分がございます。現に斎場にもかつて自販機を設置しておりました。また、福田山の工業団地の運動広場のほうにも設置したということがありますがけれども、現にその2か所については撤退というようなことで、当然採算性が合わないという部分で撤退しております。それを仮に、今回、目的外使用料を入札をかけて、かけ

てみたが、逆にその部分で折り合いがつかないとすれば、撤退というような状況にも発生すると。実際に、いわゆる自販機の設置については先ほど市長答弁にありましたけれども、やはり利用者の利便性を確保するという部分が、大きい問題がございますので、単に歳入確保ということだけでいいのか、そうじゃなくてやっぱりいわゆる利用者の利便性の確保というのが一番大きな問題がございますので、そちらのほうを優先しなければならないのではないかとということで、3,000円が高いのか低いのかというような部分は、これからまだまだ研究しなきゃならない部分がありますけれども、再三申し上げますとおり、撤退ということのないように図っていくというようなことも、市民サービスの一つではないかというふうに考えてございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） すみません、今申し上げたのは、法律から来る根拠として規則、そして、その施行令を見直し、適正にしていくことによって目的外使用としてこれまで当たり前であった、こういうふうにしていいと思っていたことがそうではないんだということがはっきりとした場合に、それを是正しなければいけないわけではないですか。是正した場合の方法として、平成18年に自治法改正で、敷地、公有財産の行政財産の余剰面積について、そちらについて貸付けができるというふうに法令が改正されている。それを活用して増収につなげている、それを見直して、さらに増収に活用して見直しているという自治体の例を申し上げているわけです。

まず直さなければ、見直していかなければいけないのが市民の利便性というのは、施設利用者の利便性というのは十分わかりますが、その利便性を提供するために法律、政令、そういったものにちゃんと即しているのかどうかという

ことを、どこから見られても、どこから聞かれても適正であるのかという形に直していかなければいけないということを申し上げているつもりなんです。

その利便性ということは分かりますが、1点、庁舎内にある1基について障害者協会が目的外使用許可を取って、そして設置しているところがあると思います。これについても、明確に違反であるということが出ているんですね。その違反ということが、ちょっとお待ちください。

こちらについては、福祉協会のためにその収入の確保として、設置を許可していると思います。活動のための。それは一見正しくいいことです。ですが、これを法律に照らし合わせていきますと、身体障害者福祉法第22条1項、身体障害者からの申請があったときはこの公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために売店を設置することを許すように努めなければならないと定めています。そして、同3項に売店を設置することを許された身体障害者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは自らその業務に従事しなければならないというふうに記されています。

そうしますと、申請の形というのは適正でありますけれども、実態というところが適正ではない形にみすみす見逃している、その転貸という違法な状態をとということになります。

であれば、どういうふうに是正をしていくべきなのかと考えると、自動販売機の設置によって障害者福祉協会のほうでどのくらいの利益を上げているのか。財政、市のほうでは確認されていらっしゃるでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 実際にその使用許可を出す、出さないの判断については、この規則で定められているとおりでございますので、実際にその団体

がそこが転貸として扱うのかという部分については、あくまでも設置者に対しての使用許可でございますので、規則に倣って使用許可を出しているというような状況でございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それは、規則に従ってはそうですけれども、常に皆さん理解しておかなければいけないのは、その規則は何によってできたかということではないでしょうか。上位法があって、その上位法に従ってこの規則があり、そして行政を運用している。そういった場合にこの事実が適正であるのか、適正でないのかということ判断したときに、適正でないならば是正を促していくということも行政の皆さんの仕事なのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 規則に倣って設置してございますので問題ないと思っています。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） それでは、規則を上位法から見直してみたいと思います。今回この目的外許可を行うということは、その団体に対して支援を行っているということになります。調べた結果、上位法から全て整理をしていった結果、今の新庄市の在り方が適正ではないと判断された場合、新庄市の身体障害者福祉協会というのは、市の助成の下に運営をされている、市が育成をしている団体では協議会、団体ではないかと思われま。こういったところには、その収益によって得られている利益というのが、活動のために必要なお金であるのではないかと思います。

それについては、市として減免を行うのではなく、自販機の設置について減免を行うのでは

なくて、必要な部分を金額についてきちっと明確にして補助を行っていく、補助によって支給によって、財政的な支援を行っていくということが本来あるべき姿なのではないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 自販機の設置の部分でございますけれども、市の庁舎の部分については職員の福利厚生という視点で対応しているということでもあります。

本来であれば総務課が福利厚生の事業の一環として、管理運営をするということも一つの筋でありますけれども、その部分を、結果ほかの業者団体をお願いしていくという中の取組というふうに理解しております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 同じ状況が体育施設に設置されている指定管理者が目的外許可を出しております。これについても、一斉に見直しをしていただいて、指定管理者の業務内として、協定する業務内として、自販機の事業自体を入れるのか、入れないのか、そういったことも整理をして、一元化というか、市としての在り方を改定していく、そういったことが重要であるのではないかと考えて考えますが、それはいかがでしょうか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 自販機の設置の部分というと、どうしても指定管理者が管理する施設に設置しているケースが非常に多いというのが現状であります。

そして、指定管理者と総務課が中心になって、原課も含めてですけれども、聞き取りを毎年行っていますが、指定管理者側からすると様々苦勞して、工夫して事業を行ってはいるわけです

が、金銭面においてその自販機が貴重な収入源になっているというような御意見もいただいておりますので、市としても指定管理者のある意味財政的な支援になっているところは実質あるのかなというふうに捉えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 指定管理者が管理する施設については、自動販売機の手数料がやはり重要な収入になっていると、今副市長のお答えでした。制度をしっかりと見直していくことで、施設内管理として、その目的外使用許可で自動販売機を設置できるというのではなくて、指定管理者の自主事業として行っていくことも可能としている自治体が見受けられるようになってきています。

それによって、市としてじゃあどの部分を市のほうに歳入として入れてもらうのか、それとも必要ないのか。あとは自主事業としてより一層収入を増やしてもらうことにするのか、そういったことが可能と、規則、条例規則を整理することで、可能としている自治体が見受けられるようになってきておりますので、より機動的に税収を収入を増やしていく、そういった提案ができるようになればいいのではないかと考えております。

まずは、今回多くの自治体でそういった指摘があって、是正をせざるを得ないということを発表しているところが見受けられました。新庄市において、今までやっていることが本当に適正なんだろうか、どうなんだろうか、自分たちの条例集にある、例規集にある規則、それ自体がどうなんだろうかという見直すことが必要なのではないかと非常に思ったところです。そういった中で、新庄市においても外部監査というものを導入してみるということはいかがでしょうか。

荒澤精也財政課長 議長、荒澤精也。

高橋富美子議長 財政課長荒澤精也さん。

荒澤精也財政課長 先ほど来、議員さんからは、歳入確保という部分での使用料の見直しということもありますので、実際に多くの自治体を取り入れているかどうか分かりませんが、市といたしましても3,000円が適正な使用料であるかと、そういった部分については今後検討させていただきたいと思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 金額が適正であるのかどうかということにもそうですが、それをつかさどっている政令に、法令に基づく条例の状態、そしてそれへの理解の在り方で、それに基づく行政手続の在り方含めて、一度外部監査を入れていくということを提案したいと思うんですが、一事は万事であります。そうすると、これまでこれでいいと思っていたことがそうではないということが多々発見されて、より行財政改革につながっていくのではないかと提案するものであります。どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 先ほども申したところでありますけれども、自販機の設定については指定管理者の施設管理している施設に設置しているというのが非常に多いというような状況であります。その使用料の部分はどうするかということでもありますけれども、実質的な実入りを市で頂くことになるのか、それとも指定管理者の歳入になるのかという議論もありますので、ある意味指定管理者からすれば本当に貴重な財源で、工夫して、管理も含めて対応しているというような話も聞いているところであります。

そういうことから、その部分も含めてどうあるべきかということ、再度指定管理者、関係者も含めて、議論させていただければと考えて

おります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 転貸という違法な状態になっているということのまず確認、理解をしていただきたいと思います。それには、御自身の中で、行政の中で、それがはっきりと精査できないようであれば、外部の力を借りるということは非常に重要なのではないかと思います。さらに、再度御提案をして、外部監査を実施してみるということを新庄市の今後の行財政改革の上で非常に重要なのではないかと思いますので、考えますので提案をさせていただきたいと思います。それについて何かございましたら、お願いいたします。

小松 孝副市長 議長、小松 孝。

高橋富美子議長 副市長小松 孝さん。

小松 孝副市長 転貸というお話でしたけれども、設置者に対して許可を出していると。そしてその設置者が、どういう自販機を設置するかというのは設置者の裁量の中での制度ですから、転貸には該当しないのかなというふうに認識しているところであります。そういう全体の中で、今後再度検討してまいりたいと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 許可を与えた相手というのが、どう見ても自動販売機を自ら設置することができない先なわけです。そうしますと、じゃあ、いいですか、申し上げますといいですかね。転貸に当たるか、当たらないかというのは、自動販売機を設置の許可を受けた者ですね、この場合は、が自ら自販機を所有し、またはリースし、または商品を原材料を仕入れ売上げを管理するところが設置をしているのであれば、転貸に当たらないのではないのでしょうか。ですが、許可をした先が自ら設置することはできないところじゃないのでしょうか。そうします

とこれは転貸に当たってくるのではないのでしょうかと考えるわけです。

それで、あくまでも市の許可の中では間違っていないとおっしゃっておりますが、再度整理をしていただいて、全国的な事例を研究、検討していただきまして、どうであるのか。今日この場でどうであるという答えはないと思いますので、この先どのような是正をしていくのかということを見ていきたいと思っております。

また、目的外使用許可については、前回は質問させていただきました。これについては、なかなか深いものであるなど非常に思っております。また、重ねて質問をしていきたいと思っております。本日はあとこれ以上の回答を期待できないと思っておりますので、私の一般質問を終了させていただきます。

高橋富美子議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

八鍬長一議員の質問

高橋富美子議長 次に、八鍬長一さん。

（4番八鍬長一議員登壇）

4 番（八鍬長一議員） お疲れでしょうが、よろしく願い申し上げます。議席番号4番、勁草21、八鍬長一です。

厳しかった冬の季節からやっと春を迎えようとしています。今市民の間では、人が集まれば3つの話題で持ち切りです。その1つは、なかなか収まらないコロナの感染と、おめえ打ったがというワクチンの話。2つ目は、毎日のよう

にテレビを騒がしているロシアのウクライナ侵略、そして3つ目が新庄の道の駅どうすんだべ、道の駅の話題です。

この中から、私は初めに新庄市の将来に係る重要な課題であります道の駅について質問いたします。

新庄市は、2つの道の駅を造る方針で進んでいます。果たして道の駅は2つ必要でしょうか。残念ながら、どこの市町村でも人口減少社会を見据えながら将来のまちづくりを考えなければなりません。

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2040年、18年後です。令和22年には新庄市の人口は2万5,400人と予測されています。実際には、現段階でもこの予測を超えて人口減が進んでいますので、現実にはもっと厳しいかもしれません。2万5,400人という数字は今の県内の市町村人口と比較してみますと、高島町や庄内町より少し多いくらい、そのぐらいの規模になります。2040年、あと18年と言いますが、すぐ目の前の現実となってくるであります。

当然そうなれば、新庄市という自治体の収入が減り、予算規模は小さくなります。よく行政自体を経営体として考える、または会社として考えることがよくあります。市役所は役に立つところ、それなんかもそうですね。サービス産業という考えであります。そういう点で、行政を経営体として見た場合、2つの道の駅を構えることは新庄市の経営戦略として果たしていかがでしょうか。明らかに私は過剰投資といえます。株主、言い換えれば市民の理解が得られるのでしょうか。

言うまでもなく、新庄市は陸路、鉄道の時代から交通の要衝として発展してきました。そういう中で、市民の皆さんは高速交通網の時代の到来を感覚的に鋭く実感しております。来年度、令和4年度中には新庄泉田道路が供用開始されます。これを目の前にして、今の交通量が1日

約エコロジーガーデンの前で1万5,000台であります。供用開始すると約8,000台に半減します。半減する交通量を目の前にして、エコロジーガーデンを令和7年のオープンの計画で進めようとしていることに、私は疑問を持っています。

一方、将来交通量が米沢の道の駅の2倍に近い4万台と予測される新庄インターチェンジ付近に設置されることを、市民のほとんどが望んでいるのは当然のことだと思います。

今まで執行部の皆さん方と議論してきた中で、こういう言い方をしております。エコロジーガーデンの道の駅については、補助制度を活用して、または道の駅の手法を用いてエコロジーガーデンを整備していきたいと何回も説明を受けました。

しかし、単独で整備した場合と、そうでない場合で財政的に本当に有利なのか、私は疑問を持っています。まず、その比較を示してもらいたいと思いますし、むしろエコロジーガーデンの現在の既存の施設の中で、駐車場やトイレなどを整備したほうが、使い勝手がよく、産直、まゆの郷など、利用者の皆さんの利便が高まるのではないかと考えます。

そして、現施設は24時間のうち日中だけ開いています。言うまでもなく、道の駅は24時間オープンして管理していかなければなりません。それに加えて、冬の三、四か月間の問題もあります。そういう道の駅として整備する手法とか、制度を利用していくということについては、その整備の仕方そのものについても、私は理解しかねるところであります。

道の駅の問題の最後に、山形道の途中に川崎インターがありますけれども、宮城県川崎町では2019年に基本計画を定めて、進めてきた道の駅構想について、3年後の今年の1月、町長は白紙撤回を議会に示しました。交通量の予測では、大体新庄のエコロジーガーデン7,000台か

ら8,000台を見込んでの道の駅の構想であります。この白紙撤回について、どう受け止めて分析しているかお伺いいたします。

続いて、野生動物による、そしてまた鳥による感染症についてお尋ねします。

動物を介して人に感染したコロナパンデミックから2年、日本では第6波を越えようとしています。まだ終息の兆しが見えません。担当職員並びに医療関係者、福祉施設の皆さんに改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、新庄市には多くの野生動物がいます。私のうちの裏にもしょっちゅう足跡がついています。雪国ではありますが、里山が豊かである証拠であると私は理解しております。野生動物の生息種類にも変化が見られます。ウサギが減る一方タヌキが増え、最近ではイノシシの出没が多く見られるようになりました。

そこで、心配されるのが感染症です。つい最近尾花沢市で、豚熱に感染したイノシシが見つかりました。山形県内では今年度120頭のイノシシが豚熱に感染しております。新庄市では養豚場はありませんが、近隣町村では大規模な養豚場があります。豚熱は、人にうつりませんが、殺処分は行われると同時に移動禁止措置が取られます。新庄市への影響はどのようなのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、鳥類の野鳥類の話をしたと思います。白鳥はシベリアに帰り始めました。日本列島は、渡り鳥の目的地、そして中継地であります。その点では、常に鳥インフルエンザ発生の可能性を抱えています。

去年は、新潟県、最近では、秋田県横手市で発生し、すれすれで山形県をかすめています。本市では、人家に近いところにニワトリ農場があります。いたずらに不安をあおるつもりはありませんが、鳥インフルエンザについても正しい知識と発生した場合の危機管理について示しておくことが必要だと思います。市長の考えをお

尋ねいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、八畝市議の御質問にお答えさせていただきます。

質問の冒頭に、減少社会、人口減少社会、収入減、さらには税不足ということで、市の行財政が大変になるだろうというような御心配いただき大変ありがとうございます。

以前からこの質問を受けているときに、道の駅に関して、将来的な人口減少ということが非常に懸念されるということは何度も何度も申し上げてまいりました。まず第一には、既に新庄駅に道の駅の機能をする駅の駅があるということ、再三に渡って申してきたところであります。さらには、エコロジーガーデン、そしてインターチェンジ駅と3つになると、これが市で抱えるべきものなのかということは、非常に大変心配なところがあるというようなことは以前から申しています。

平成の30年、29年か30年、議会からも道の駅設置の要望が、議会から提出されております。早急に設置をするようにというようなことであります。その中で、やはり何度も申し上げてきたと、エコロジーガーデンを第一義的に第二義的にインターチェンジ付近を考えたいというようなことで、多くの市民がそこではないだろうと、インターチェンジ付近だろうという方々がいるというようなことで、その前に議会からも当然提案あったことについて応えていかなければいけないということや、様々な調査を私自身もさせていただきました。

道の駅を運営するのに必要なものとなると、必ずそこにおける脇に産直施設なる購買施設、その売上げをもって運営するというようなお話がございます。しかし、それが確実に入るかどうかについては、分からないわけでありまして。

そこに施設を造り、そこに誘導し、購買力を上げるといふことは、大変な作業になります。今日の庄司議員の御意見にもありましたが、まさしくそこを経営する駅長という方がどれだけの器量があるかということ、その道の駅が決まるというふうに言われております。

そんなことも様々考えながら、しかし、現状としてエコロジーガーデンにつきましても、ここ開設してから約十何年、20年近くなるわけですが、着実にお客さんが増えている。そして、道の駅に付随する皆さん普通の方が思う産直であるとか、レストランであるとか、様々なことを夢を描いていただくのは大変ありがたいことではありますが、当地域において冬にそれを経済活動をなし続けられるかということは大変難しい問題だということに思っております。24時間365日、絵に描いたようなお客さんが来るかということ、非常に厳しいものがあるというふうに思います。

また、道の駅を運営する中で、そこに来られる方が地元の方が6割以上ないとそれは経営が難しいというようなデータも出ています。通りすがりの方々を集めて、人がお金を押すだろうと、内容によってその滞在時間は15分から45分というふうに言われております。そうした方々にどう魅力を提供するかということについては、相当な議論が必要であるというふうに思っております。

そうした意味で、今後始まるエコロジーガーデン以外の新庄インターチェンジ付近についても、経営が最初にあるのか、場所が最初にあるのか、誰が運営するのか、そうしたことも今後しっかりと検討しなければいけない課題の一つだと思っております。

それはなぜならば、最初に申し上げたように人口減少です。今までのような形の世の中があり続けることはあり得ないというような時代にもう入ってきているというふう実感しており

ます。そうした意味で、第一義的に既に活動しているエコロジーガーデン、それを活用することは大いに意義のあることだというふうに思っております。

今は、答弁書にないことですので、最初に八畝議員がおっしゃった人口減少社会における私なりの考え方であり、道の駅はという形ではなく、市が施設を運営するという観点でいきますと、既にゆめりあがあり、エコロジーガーデンがあり、そして3つ目をどう考えるかということになるということをお願いしたところであります。

第1段階で市が主体となって造るエコロジーガーデン周辺の道の駅の整備については、そして第2段階として最上8市町村で考える新庄インターチェンジ付近の道の駅の協議を進めることというふうなことを昨年からずっと提案しているわけであり、

1番目の御質問の、過剰投資ではないかという点についてありますが、まず本市が主体となって進めるエコロジーガーデン周辺の道については、これまでも駐車場が狭く、大型バスの乗り入れが出来ないことや、イベント時に駐車場への渋滞が発生すること、また屋外トイレが不足していることなどの課題があり、施設機能の拡充が要望されてきております。

この解決策として、道の駅の制度を活用し、国との一体型での整備を進めることで、市の負担を大幅に軽減することができるメリットがあります。また、最近の災害の状況などを考えると、現状でエコロジーガーデンの冬期の除排雪等については、一部のみ除排雪行われているわけです。しかし、24時間、災害やその他に対応していくということは、そこにもあり、またインターチェンジ付近にも近くに24時間駐車場に避難することができるということは、大きなメリットであるというふうにも考えております。

新庄インターチェンジ付近の道の駅について

は、これまで県が主導してまいりましたが、今後は最上地域の8市町村が主体となる仮称新庄インターチェンジ付近道の駅検討会をこの3月末までに立ち上げ、必要な機能や設置場所、運営の手法や、総事業費などについて協議検討を進めてまいりたいと考えています。

県が考えてきたことと、8市町村の中での話し合いがなかなか進まないということでもあります。そういうことで、何とか8市町村で考えてもらいたいということで、8市町村に主体が移ったというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

やはり、そこで最初に進める中であって、8市町村の意見、総意、考え方ですね、それを整えるということが非常にハードルの高いところでありまして、県としても相談をいたしましても、8市町村がどのようなイメージを抱いているかということが一様にそろわないということが、県としてなかなか進まなかったという背景がございます。

そんなことで、新庄市が7町村の意見を十二分に聞いて、それぞれの意見をまとめるという立場に変わったということをぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

また、エコロジーガーデンについては、本市を象徴する登録有形文化財を活用した全国でも珍しい道の駅として、また新庄インターチェンジ付近については、最上地域における物流の起点としての機能、また8市町村の情報を発信する機能を持った道の駅として、それぞれ目的や趣旨が異なっている道の駅と捉えており、双方とも必要な施設であると考えております。

2つ目の御質問の新庄インターチェンジ付近への道の駅の設置を望んでいる市民の方がいることも承知しておりますが、エコロジーガーデン周辺の道の駅についても、駐車場から小さい子供を連れて市道を横断して渡るのは危ないという御意見もいただいており、これらの施設の

拡充を望む市民の方も多くいらっしゃいます。

3つ目のエコロジーガーデンを道の駅にするのには何が有利なのかとの御質問ですが、これまでも駐車場や屋外トイレなど施設機能の拡充が要望されていることに加え、国道13号は尾花沢から雄勝までの約60キロメートルにわたり、道の駅の空白地帯となっていることから、24時間利用できる駐車場や休憩所について、国と一体となって整備を進めていくことで、エコロジーガーデンの利用者と、道路利用者の双方にとって利便性が向上し、市としても費用負担の軽減につながるものと有利に考えております。

4つ目の御質問の既存の施設内で駐車場トイレを整備したほうが、利用者の利便が高まるのではないかとの質問であります。既存の施設内では、駐車場が非常に狭いため、歩行者と車両の分離が困難な状況となっております。道の駅整備に合わせて車両と人の動線を分離し、既存施設へのアクセス性も考慮し、安心して利用しやすい施設となるよう計画したいと考えております。

道の駅の開設となれば、24時間開放する施設となりますので、夜間の休憩機能や防災の機能なども含めて整備を進めていきたいと考えております。

市内の旅行業者から、大型バスが入れないと多くの旅行業者の仲間から、新庄市に何かあるかと、連れて行きたいんだけどとも言われるけれども、ぜひエコロジーガーデンに連れていきたいと。しかし、大型バスが入れないと、ぜひそこに大型バスが入るように駐車場を整備してほしいというようなお声もいただいているところであります。

最後の5つ目の、宮城県川崎の道の駅についてどう分析しているかとのことですが、このことについては、それぞれの自治体には様々な事情や背景があり、その上での判断と考えておりますので、事情あるいは背景を察するに、非常

に時間的な余裕もなく、コメントは差し控えさせていただきます。

まずは、エコロジーガーデン周辺の道の駅として整備することによって、道の駅としての情報発信機能を活用し、全国的に珍しい登録有形文化財を活用した道の駅を全国にPRしてまいりたいと考えております。

また、新庄インターチェンジ付近の道の駅についても、最上地域の8市町村が主体となった検討の中で、地域の商工団体、国や県の御意見をいただきながら、検討を進めていきたいと考えているところであります。

次に、野生動物、鳥による感染症対策についてお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり野生鳥獣の目撃が近年増加しており、中でも野生イノシシの生息範囲は最上地域にも拡大していると推測されております。野生鳥獣の感染症については、県内では豚熱が、隣県については、高病原性鳥インフルエンザが捕獲発見された個体から確認されております。

豚熱については、県内の養豚場での感染は確認されておりませんが、野生イノシシへの感染は116件発生しており、当市においては養豚場はございませんが、近隣町村で発生した場合は、山形県豚熱対策本部対応マニュアルに沿って、県主導により養豚場に隣接する市内主要道路、通行車両の消毒など防疫体制を行い蔓延防止に努めてまいります。

また、高病原性鳥インフルエンザについては、県内においての発生事例はございませんが、秋田県横手市の養鶏場で令和3年11月に発生しており、発生した場合は県で作成している最上総合支庁高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに沿って、県主導により72時間以内に殺処分及び防疫措置が実施されます。

市におきましても、高病原性鳥インフルエンザ等防疫対策本部設置要綱を策定しており、県

が実施する防疫活動への支援を行うこととしております。

例年秋から春にかけて、渡り鳥による感染例があることから、注意喚起のため市公式ホームページ及び市報にて周知をするとともに、保育所、小中学校に対しても分かりやすいリーフレットを作成し配布しております。

なお、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザは、国内において人への感染事例はございませんが、今後もより一層市民生活の安全確保のため、県及び関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めてまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 答弁いただきました。

初めにエコロジーガーデンの道の駅の話でありますけれども、第1駐車場の予定が当初200台というふうに説明を受けていたのですが、その後もその数字は変わっていないのか、そしてその協議が進んでいるのかについてお尋ねします。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 エコロジーガーデンの道の駅ということで、駐車場台数についての御質問をいただきました。

これまでも御説明させていただいてきておりますが、エコロジーガーデンの駐車場の台数に関しましては、200台ということで現在も考えているところでございます。実際には、これまでも利用されているイベント等の活用によりまして、既存の駐車場以外にも臨時的駐車場として使われている内容が200台以上の場所を使っているということを踏まえまして、現在も200台ということで台数を設定してございます。

また、その検討の内容につきましては、まだ国のほうとの協議というのは具体的などころまで進んでいないというのは現状でございますが、

市の思いについては、お伝えしているというふうなことで御理解いただければと思います。以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 200台という数字は固まっているけれども、まだ協議が進んでいないというふうに承りました。

そうしますと、駐車場を基本計画のようにあそこに集中することによって、たくさんは止まれるけれども、例えばあそこにある施設から見ますと、前の外のそばまで車で行きたいといっても行けなくなるのではないかと。駐車場を大規模にすることによって、例えばあそこはハザードマップ上の問題がありますから、盛土をするという説明を前に受けましたけれども、駐車場と建物群との間に高低差が出るのじゃないか。そういう不便さを考えた場合には、無理して道の駅として整備するよりも、もっと使い勝手のいい、そばに駐車場を、大規模にまとめないで、比較的施設群が使いやすいようにして整備していったほうがいいのではないかとこのように思っていますが、国交省との協議はまだテーブルに入っていないということですか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 駐車場の配置等の計画について、また全体的な整備の計画について御質問いただいたところでございます。

議員おっしゃいましたように、まだ実際の具体的な協議というふうなものにつきましては、一体型に向けての調整ということで国交省のほうと調整をさせていただいておりますが、具体的な内容についての協議というのは、これからということで御理解いただきたいと思っております。

また、既存施設へ近づきやすい駐車場の配置というふうなことでも御意見いただいたところでございますが、今回エコロジーガーデン周辺

の道の駅の計画を進める上で、全体、既存の施設の利便性の向上ということも踏まえまして、駐車場の配置などについても、検討していきたいというふうに思っております。

現在、駐車場として追加整備したいという用地につきましては、当然これまで駐車場が狭いということで、拡張する必要が出てくるかと思っておりますけれども、その配置につきましては、全体の既存施設も踏まえた計画ということで進めさせていただければというふうに思っているところでございます。以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） そうしますと、基本計画というのは、一応我々市民の前に示したんだけれども、まだ内容的にはそんなに固まっていないということで、私は理解したいと思っております。

そうしますと、前にたしか市民説明会をしたかどうかという提案もあったんですが、それはしないで、議会と広報紙を通じてするというのと併せてパブリックコメントをしていきたいという説明があったと思うんですが、当初の段階ではパブリックコメントは4月頃というふうに聞いておったんですが、市報を見たらもう始まっているんですね。前倒しにした理由は何でしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 ただいまの御質問の前に先ほどの御質問で国との協議というふうな内容につきまして、これからということで答弁をさせていただいたところでありますが、市の考え方としまして、これまでも国のほうに駐車台数の200台というふうなもの、その整備の方向性というふうなことでは国のほうにもお示しさせていただいて、協議のベースということでお伝えしてあることは申し伝えさせていただきたいと思っております。

ただいまの御質問であります道の駅の計画の市民に対してのお知らせの方法ということで、これまでも整備の方針につきまして、全戸配布のチラシを作成させていただきましてお知らせもさせていただきました。また、市報上におきましても、その内容について一部お知らせしているところでございます。また、今回のような議会の場におきましても、様々な御質問に対しましても、この場をお借りしまして内容についてお知らせしているというふうなことで理解しているところでございます。

前段で道の駅の整備計画について、パブコメを実施するというお知らせしておりましたが、この実施計画、整備計画につきまして全協、全員協議会のほうでもお示しさせていただいた内容について御意見もいただきながらまとめたところでございますが、皆様からの御意見を取りまとめたものが早めに整ったということで、その内容に基づきましてパブリックコメントを実施するというふうなことで、協議会のほうでもお知らせしたというふうに理解しているところでございます。その全員協議会を踏まえて、パブリックコメントの開始ということとさせていただきますところでございます。

以上でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） そうしますと、今やっているパブリックコメントというのは、例えば国交省との協議の場でも活用されるということでしょうか。

それから、いわゆる一体型で進めるわけですから、市だけの考えにはならないわけですね。その場合の今後の一体型で進める場合の問題になりそうなところということについては、どんな点を把握しておりますでしょうか。

長沢祐二都市整備課長 議長、長沢祐二。

高橋富美子議長 都市整備課長長沢祐二さん。

長沢祐二都市整備課長 パブリックコメントをさせていただいている内容について、皆様からの御意見に関して、これからの国交省との協議の内容に関係するのかなというふうなことで御質問いただいたところです。

現在パブリックコメントを実施させている内容につきましては、前段で皆様のほうにお示しさせていただきました整備計画の内容に対してのパブリックコメントというふうなことで考えております。

これまでもお示ししている整備計画につきましては、一体型の整備に向けた市の考え方を取りまとめたものというふうなことで説明をさせていただいていたかと思っておりますので、市が考える一体型の整備する方針として取りまとめる内容ということと考えております。

その内容について、今後国交省との協議の中で、できるだけその方針に沿った形で進められるように協議を進めていきたいというふうに考えているところですので、御理解いただければと思います。

また、今後国交省との協議の中で、大きな課題になる部分というふうなことで認識している内容としましては、当然その施設の内容、どのような規模、またどのような施設の機能を持たせる、当然休憩施設、情報発信施設ということですので、駐車場とかトイレ、またその休憩機能について、どのような設備施設を整備するのかなというふうなことについては、国交省のほうとも十分協議を進め、重ねるというふうなことが必要になるかというふうに思っております。

また、整備する配分、区分についても、どこまでが国で整備をされるもの、また、市のほうで整備をしなければならないものというふうな部分の区分についても、協議の対象になってくるものというふうに思っておりますので、その内容については、今後の協議ということで御理解いただければと思います。以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） いずれにしましても、協議途中であるということが今日の段階で明らかになりました。

私は今日の説明を聞いても、それから市長の熱心な3つの、事実上ね、3つの道の駅に相当するような施設があるというそういう説明を受けた後であっても、エコロジーガーデンを道の駅まで高めて市民に開放し、そして全国展開するということについては、私は理解できません。もし、エコロジーガーデンの道の駅という案が進めば、新庄市の将来に暗雲が高まってくるというふうに思っていますし、私は市民が望んでいないエコロジーガーデンを道の駅にすることは反対でありますし、今後とも発言していきたいと思っています。

なお、私はエコロジーガーデンの道の駅じゃなくて、エコロジーガーデンの整備そのものにはこれまでも賛成してきましたし、今後ともそういう姿勢で臨んでいくということでもあります。やっぱり整備計画を見れば見るほど、使い勝手のいい施設にならなくなる、かえってそのことがあだになるんじゃないか、エコロジーガーデンのよさが生かせるようなそういう道の駅での計画ではないということでもあります。

時間の関係もありますから、次に移りますが、豚熱の説明については一応一通り分かりましたが、やっぱり問題は大規模養豚場があって、養豚場についてはかなり山奥にあります。鶏舎は、私の地元で申し訳ないんですが、市内に肉用の鶏舎は2つと、あともう一つ小さいやつあるんですが、特に本合海のやつは学校まで900メートルしかないんですよ、小学校まで。そのことと、国道、主要県道、市道が立ち込んでいる場所です。殺処分されて、消毒、それから通行止め等があると思うんですが、その場合には、実際には学校付近の道路封鎖や、それか

ら国道と県道舟形線の通行については、どうなるのでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

最上総合支庁高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルによりますと、本合海の養鶏施設で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合の通行規制につきましては、全面的に道路封鎖を行う形ではなく、防疫措置の関係車両に限定して、主要幹線道路等に設置される消毒ポイントに誘導しまして、石灰などによる車両の消毒を行うということになっております。

養鶏場における殺処分等の防疫措置が完了いたしましたしてから21日間は、消毒ポイントでの防疫措置が行われるということでございます。

また、なお一般車両、歩行者等への通行を規制することは想定されておりません。一般生活に大きく支障が出ない形で、防疫措置が図られる計画となっているようでございます。以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 鳥インフルエンザの場合には、殺処分はその施設内、そのこのというのは、農場ですね、鶏舎の施設内で行われるのでしょうか。

それから、もし分かれば、これは農林課かな環境課かな、出荷、羽数でなくて、実際今飼っている数についても確認しておきたいと思います。

高橋富美子議長 暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時46分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 お答えします。

殺処分につきましては、2つの方法が今考えられておるところでございます。まず、埋立てでございますけれども、農場地内にまず埋立てをするということと、ただその条件によって全て埋立てすることがまず不可能なこともございますので、併せて焼却処分も考えられております。その焼却処分につきましては、エコプラザもがみ高原性鳥インフルエンザ焼却業務マニュアルが平成29年に策定されておりますので、そのマニュアルに沿って対応するというふうなことになっております。

あと、市内におきましての鳥の数につきましては、令和3年度2月1日現在の数字でお答えさせていただきますと、3万8,855羽というふうなことで報告を受けているところでございます。以上です。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） 3万8,000羽が4回転ぐらいして15万羽くらいを超える出荷、羽数になるんだと思います。あそこに鶏舎が設置された後その地域の環境を守るために、本合海地区環境協議会という経営者も含めたそういう団体がつくられて、その場でいろんなことの話合いがされているというのは聞いております。

しかし、一般住民から見ますと、いろんな不安があるわけでありまして、ある程度の鳥インフルエンザの情報について、地区の全員にということではありません。地域のリーダーといいますか、例えば区長会とか、それから防災組織とか消防団とか関係の幹部の方々に、もしなった場合にはこういうマニュアルで対応しますということ、あらかじめ示しておく必要があると思うんですが、今の段階では全く皆無でありますので、そういう情報が必要ではない

かと思いますがいかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 議員おっしゃるとおり地域住民の皆様へ情報の提供をするということは大変重要なことだと考えております。

先ほど市長答弁でありましたように、例年、秋から春にかけて、渡り鳥により感染例があることから、注意喚起のために市広報ホームページ、及び市報にて周知をするとともに、保育所、小中学校に対しても分かりやすいリーフレットを作成し、配布しております。これからも関係者の皆様も含めまして、正しい知識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、高病原性鳥インフルエンザの発生時におきましては、初動対応としまして最上総合支庁家畜保健衛生所において、消毒ポイントの設置場所など、防疫措置に関する情報発信がホームページ等を通じまして行われるということと、市といたしましても地域住民の皆様に対しまして、速やかな周知が図られるよう、広報車で巡回や防災行政無線での放送、市のホームページ、また公式LINEなども活用しながら、迅速に情報提供をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 番（八鍬長一議員） 議長、八鍬長一。

高橋富美子議長 八鍬長一さん。

4 番（八鍬長一議員） やっぱり感染症については、最後は正しい情報を持って、そしてそれに正しく対応していくということが一番大事だと思います。

四、五日前、私のうちの前の国道に白鳥が1羽下りてきました。多分けがをしていたと思うんですね。近所の人がかわいいと思って走っていきました。私飛んでいって触るなど大きい声で言いました。そんなことで、お互いみんなが気をつけていきたいものであります。

終わります。

高橋富美子議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時51分 休憩

午後2時00分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

高橋富美子議長 次に、石川正志さん。

(14番石川正志議員登壇)

14番(石川正志議員) 今期定例会一般質問最後の通告者となりました。起新の会の石川正志でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今期定例会初日になりますけれども、今話題となっておりますが、ロシアウクライナ問題に関しまして、議会の意思を表明し、全会一致という運びとなりました。このようなことは極めて残念なことでございます。背景としては、人の価値観を認めない、人の話を最後まで聞こうとしない。言わば唯我独尊的思想が招いた悲しい結果であるということ踏まえまして、私も政治に携わる地方議員の1人として、しっかりルールに基づき、皆様方の答弁などはしっかり聞くという真摯な姿勢を持って一般質問に臨みたいというふうに思っております。

それでは、通告書に基づきまして質問いたします。

初めに、職員定員管理計画の見直しについて質問いたします。

公務員の定年延長に関しては、国の動向を踏まえ、県においてもそれに準じた条例改正など話題になっているところであります。新庄市に

においても令和5年から職員の定年を順次引き上げ、令和13年をめどに65歳まで働くことができる環境が整備されていくものと思います。

さて、本市の職員定数は、本年度当初予算ベースで再任用職員を含め273人です。また、市が抱える事務事業数は令和2年度事務事業評価の対象になった数は、430となっております。単純に割り算をいたしますと、職員1人当たりの事務事業数は1.5を超えて、かなり窮屈な事業運営をしているのではないのでしょうか。

事務事業評価をはじめ議会における審議によって、これまでも事業の統合、終了などによって数的には精査されてきましたが、市民への行政サービスの低下を招かないためにも、大幅な削減はできないのが現状であります。

12月に示された中期財政計画では、令和8年度まで人件費は現行と変わらない見込みとなっており、今後5年間は変わらず窮屈な事業運営をしていくのではないかと心配しております。

2月の全員協議会において、行政運営に係るデジタル化の推進計画が示されました。計画の推進によって、将来的には職員の負担軽減が見込まれるのではないかとといった予測ができます。また、さきに述べた公務員の定年延長の効果も含んだ管理計画の見直しを図られると思いますが、フルタイム職員を一定数確保する観点から、職員数を増やしていくという選択もあっていいのではないのでしょうか。職員定員管理計画について、市長はどのような考えをお持ちなのか伺います。

次の大きな項目になりますが、行政運営体制についてです。まず、事業の民間委託に関して質問いたします。

どこの自治体においても、限られた職員数の中で効率的に行政運営を進めていくことは永遠の課題であると認識しております。地方においては、人口減少社会が到来している一方で、福祉の拡充など市民の行政に対するニーズは多様

化し、年々よりきめ細やかな対応が求められるようになってきております。したがって、市が抱える事業数は人口減少と比例することなく、減少はしていかないものと考えられます。

事業の民間委託に関しては、これまで市民協働の観点から取り組んできたことと捉えておりますが、さらに民間委託を進めてはといった声も聞かれるようになってまいりました。

最近、コロナ禍にあって経済対策の各種支援事業については、商工会議所と連携を取りながら、スピード感を持って対応してきた点は多くの事業所をはじめ、市民の皆様から評価されたと思っております。限りある職員数の中で、市民に対する行政サービスを執行していく上で、民間委託を積極的に進めていくことは有効な手法と考えられますが、市長の考えを伺います。

また、これまで行財政改革を背景に民間委託に関しては、どちらかといえば直営より安くできるといった経費削減の考えから進められてきたと思います。しかしながら、日々状況が変化していく社会状況を考慮すれば、行政と事業者が対等な関係に基づく、まさに真の市民協働を実現していく必要があると思います。併せて市長の考えを伺います。

最後の質問になりますが、組織のフラット化について質問いたします。

新庄市における諸組織のフラット化は、平成17年に始まり現在に至っているとお聞きしました。当時の目的として、変化する行政事業に機敏で柔軟に対応する組織づくりが掲げられています。背景として、高度成長期に比較的多く採用された職員が役付となる一方で、その後採用が抑制されたため、主任、主事級の事務処理をする担当する職員が相対的に減少傾向にありました。

そこで、組織の柔軟性、機敏性を損なわない方策として、係を廃止して、担当制及び室制への移行、中間職制を廃止して意思決定の迅速化、

さらに事務事業の平準化などに取り組んできております。

一般的にフラット制については、上司と部下が一体感を持って、目的達成のための価値観やビジョンを共有しやすくなり、若い職員も市に対して高い貢献感を持つことができるようになることや、管理職手当など人件費削減など利点として挙げられております。

一方、弊害としては次のようなことが提起されております。部下の自立性、問題解決力が低い場合、組織全体の力が低下してしまうことなどです。いずれも可能性の話であり、本市において当てはまらないかもしれませんが、時代の変遷を踏まえ当初の目的どおり組織運営がなされているのか、検証する時期に来ているのではないのでしょうか。市長の考えを伺います。答弁よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

高橋富美子議長 市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、定員管理計画の見直しについての御質問でございます。定員管理計画につきましては、これまでの定員管理の実績や今後の財政状況などを踏まえ、引き続き最少の経費で最大の効果を上げるための簡素で効率的な行政体制の整備を目指して作成したものであります。

令和2年3月に策定した現在の定員管理計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とし、令和3年4月1日現在職員数273人に対し、令和7年4月1日時点の目標とする職員数を263人としております。

議員御指摘のとおり、職員数が減少している一方、事務事業数は年々増加しており、行政評価において選択と集中を図っておりますが、スクラップできる事業は限られており、職員の負担も大きくなってきていると認識しているところ

るであります。

定員管理計画につきましては、定年延長制の導入や、国、県の新たな施策展開などの流動的な要因により、計画と大きな乖離が生じた場合は、適宜見直しを行うこととしておりますが、昨年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、国家公務員について現行60歳である職員の定年について、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度に65歳とすることから、地方公務員についても同様の措置を講ずるよう通知がありました。

このことから、現在の定員管理計画につきましても、令和4年度中に見直しを行う必要があると考えております。

新たな計画の策定に当たっては、定年引上げの期間内に60歳に到達する職員への情報提供や意思確認を行いながら、新規採用を含めた中長期的な採用、退職管理の在り方を検討する必要があります。

また、議員おっしゃるとおり、デジタル化の推進による将来的職員の負担軽減も見込まれるところでありますが、その効果を定員管理に反映するには少し時間がかかるものと考えております。

今後につきましても、多様化する行政課題に的確に対応していくため、中長期的な視点で将来に向けた適正な職員数について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

次に、事業の民間委託についての御質問であります。事業の民間委託につきましては、これまで行財政改革大綱及びその実施計画に基づき、保育所や、神室荘の民間への移管、学校給食などの民間委託や公共施設への指定管理者制度の導入などを進めてまいりました。こうした取組により、人件費の抑制をはじめとする経費削減効果を生み出し、その財源を市民サービスにつながる事業に振り分けるとともに、民間の強み

を活用した効果的、効率的な施設運営の実施などにより、市民サービスの維持向上が図られてきたものと考えております。

近年では、特別定額給付金の支給事務に係る申請書の入力業務や、新型コロナウイルスのワクチン接種に係るコールセンター業務など、一般的な事務にも民間委託を活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図っているところであります。

現在市では、第5次新庄市総合計画に掲げるまちの将来像を実現するため、第7次行財政改革大綱に基づき継続的な行財政改革を推進しているところであります。この大綱についても事務事業を精査し、民間に委ねることが効果的、効率的なものについては、民間活力を活用しながら進めていくこととしており、経費の削減といった財政的な観点や、市が重点的、戦略的に取り組むべき事業に職員を集中させるといった行政効率的な観点のみならず、質の高い行政サービスを提供するため、民間の持つ強みを最大限活用するといった観点からも、民間活用の推進に引き続き取り組んでまいります。

現在市では、指定管理者制度の導入をかなり幅広く行っているわけですが、本来の目的である市民ニーズに柔軟に対応する制度、それが指定管理者制度であると。単なる委託ではないというようなことに基づいて、指定管理者の方々と対等な形で、施設運営の協議に乗らせていただいているつもりでございます。

次に、組織のフラット化についての御質問であります。本市においては、平成17年度からフラット制を本格導入し、今年度で17年目を迎えました。

導入当時は、高度経済成長下の昭和40年代から昭和50年代に多数採用された職員がいわゆる役付となる年代を迎える中、行財政改革の観点から、業務の民営化や組織改革、職員採用の抑制など、様々な手法により職員数の削減を進め

た結果、課長補佐、係長クラスといった中間層の職員の増加に伴う意思決定の承認段階の増加や、少人数の係の増加による業務の硬直化、主任主事クラスといった実務を担当する職員の不足など、組織的な課題が顕在化してきている状況でありました。

こうした状況を受け、少人数の係を室として再編するとともに、従来、課長、課長補佐、係長、担当者の4段階としていた意思決定の承認段階について、課長、室長、担当者の3段階とし、課長補佐、係長の一部を事務処理を行う主査として位置づけるといった組織構造のフラット化を実施したところであります。

このフラット化の実施により、業務の多寡や難易度に応じた柔軟な職員配置が可能になるとともに、意思決定過程の迅速化や事務処理を行う職員不足の解消といった効果があったものと考えております。

しかしながら現在では、フラット制を導入した当時とは職員構成も変化し、中間層となる主査級の職員が相対的に少なく、経験年数の少ない主事主任クラスが増加しております。

こうした職員構成の変化を踏まえ、多様化する行政課題に対応するため、昨年度策定した第7次新庄市行財政改革大綱において、効果的な組織、機構の編成に取り組むこととしており、具体的な課題の抽出とその解決策の方向性について、今年度から検討を進めているところであります。

令和5年度には、職員の定年の段階的延長が予定されており、市の組織体制に与える影響も大きいと考えているところでありますが、今後も第5次新庄市総合計画を着実に推進するとともに、市民ニーズの変化に的確に迅速に対応できる組織の実現を図ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 市長答弁以上のお答えを期待して、再質問するわけではございませんが、職員の定員管理計画に関しては中長期的な視点というところで、いろんな部分を勘案しながら、ポイントは令和4年度中にもう一回見直すということによろしいでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 現在の定員管理計画には、定年延長の部分が入っておりませんので、令和5年度からの実施に向けて、早急にそちらのほう入れた計画を策定する必要がありますので、令和4年度中に策定する見込み、予定でございます。

14番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番（石川正志議員） 分かりました。市長の答弁の中では、職員定数の増というところまではなかなか踏み込めなかった。財政状況を鑑みますと、私ここで無理難題を押しつけない、行かない。

私今回一般質問で、結局同じ課に3題預けるようなことになりましたが、私は職員の皆さんの負担軽減のためにやっているわけではない。これまでも事業数膨大に及びますけれども、全てが市民の皆さんに対する市の行政サービス、これがいついかなる時代であっても、滞ることがあってはならない。そのためにどうするんだということでお伺いしたところでございます。

私今回活用させていただいた中で、事務事業評価という文言を活用させていただきました。議会における決算審査のときにも、私今は発言できませんけれども、私もよく参考として見せていただいた自分をチェックするための一つの手法としては有効な手法ではないかなと思っておりますが、令和2年度の例を引き合いに出しました。基本計画が4次から5次に移行する中で、できるだけ前年度の事務事業を踏襲すると

というような形なのかなと思いますが、一般論で差し支えございませんけれども、現在行っている事務事業評価の手法、それから皆様方以外で外部の方々から御意見を聴取するような機会があるのかどうか、教えていただきたい。

渡辺安志総合政策課長 議長、渡辺安志。

高橋富美子議長 総合政策課長渡辺安志さん。

渡辺安志総合政策課長 答弁させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

市長答弁の中にも何度かありましたけれども、昨年、皆様方から大変御協議いただきましてこの次の10年間、今年からの10年間の第5次新庄市総合計画つくらせていただきました。令和2年はこれに向けた実施計画につきましても、昨年11月から3月にかけて皆様方にお示しながら、検討を加えてきたところでございます。

この行政評価というのはやはり大きくこの総合計画の進行管理ということで、今のやっている事業に対して、事務事業としてどうなのか。そして、施策として向かっているのかということを考えていく一つのシステムだと思っております。

新庄市の行政評価においては、事後評価というものと事中評価と2つ分けております。事後評価というのは前年度、今、間もなく令和3年度終わるわけですけれども、令和4年度になって令和3年度の事務事業をどうだったのだろうか、目的の妥当性とか有効性とか効率性とか、職員の政策形成能力とか、そして当然この総合計画の進行管理としてどうなのかということも含めて行います。これが、事後評価という形で前年度のものを振り返ると。

この中で令和2年度につきまして、今年度、令和3年度につきましては、令和2年度が先ほど申しましたように、皆様方と一緒にこちらを検討させていただいたので、事後評価はございませんでしたけれども、次の事中評価というような形で今度は施策ごとに、こちら柱あるわけ

ですけれども、施策ごとの目標指標に対してどうなんだろうということを検討するということで事中評価を行っています。それらの結果がまた翌年度の計画のほうに反映されるというような形になってございます。

あと、この事務事業評価におきましては、総合計画審議会という外部の方々に入ってください、外部評価いただいているところでございます。市議会の議員の皆様方からも代表して入っていただいておりますし、当然学識経験者とか教育関係、農業関係、公共的な団体の役員の方とかいただいて、それぞれの分野で、それぞれの知見で、それぞれ市にたくさんの行政課題ありますので、こんなところがこうなっているんだよなんて意見をいただいて、こういうふうにしたらいいんじゃないですかなんていうアドバイスをいただく、そういう場も設けております。

なお令和3年度のこの事中評価につきましては、一応今月中に公表したいというふうな形で、今総合政策で進めておりますので、どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 非常に分かりやすい説明でした。いずれにしろ、結局は全体的な問題の中で、事業数を削減していくというのは非常にちょっと我々の決算あるいは予算の審議でも直接市民への行政サービス、あるいは質に関わる部分ですので、なかなかもろ手を挙げてこれをやめるべきだと言えない大前提があると。先ほど次年度、令和4年度で適正な定員管理計画を実施していくという中で、先ほど原稿を読み上げたときにも、それじゃあどうすると、職員数は現状のまま、もしかして増えるかもしれません。ところが、やっぱり事務事業は減っていない。市長の口から民間委託に関しては、効果的、効率的、民間が持ち得る力を最大引き出すような手法で民間委託を取り組むというお話

を聞いて私も安心しております。

例えば、私申し上げたいのは、直営というのは皆様方非常に優秀な方なのは、お分かりなんです。残念ながら異動というものがあまして、ですから1つの施設が持つ特徴に特化した部分で、職員を張りつけるわけにはいかないという大きな決まり事がある。

これも市長答弁で承りましたけども、施設の持つ特徴を最大限発揮するようなということでも、やっぱり民間活用かなど。基礎的な例えば、市長答弁にありましたが、市が抱える施設の管理に関しましては、指定管理者制度という制度で、今最大限活用させて、運営していただいておりますが、指定管理者制度に関しましては所管するのは渡辺課長のところかとは思いますが、それでも答弁、特に管理運営者の声は年間的に市のほうに伝わってらっしゃるというふうに思います。

ですからやはり、最近人件費の上昇をはじめ基本的な民間の委託のやり方も含め、これからやっぱり議論していかなきゃならないかなと思っておりますけれども、その辺に関してはどのようなお考えでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 民間委託のこれからの考え方ということですが、やっぱり民間の強みというのは民間の持つノウハウ、そして専門性、当然市としてはこの効率性も期待するわけですが、そちらのほうを考えるとやはり今後も民間に委託できるものについては、委託すべきでしょう。こちらのほうは費用対効果も十分に考えなければいけないわけなんですけれども、やはり民間を活用するという考え方も一つの考え方なんですけれども、これから必要となってくるのは民間に市を利用していただく。民間委託先が今後どうなるのか、人口減少というのが今進んでいくと、その業務を引き受ける

業者がなくなるということもありますので、そちらのほうは十分に配慮した対応をしていかなければいけないということと、やはり民間と話し合いを行いながら、できれば民間の意識のほうもうちのほうでやるから、市でやってほしいというふうな形の意識で、そして市も民間にやっていただくという意識に変わると。そして、市は公の部分をしっかり役目を果たすというふうな関係性が大事だと思いますので、これから相談、民間のほうと相談しながらやっていかなければいけないのかなと思っております。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 私は総務課長を信じておりますので、これ以上聞きませんけれども、例えば私が冒頭の質問では、商工観光課が商工会議所を引き合いに出して原稿を作りましたけれども、例えば同じ産業系でいきますと、新庄市農林行政ということを抱えております。これまでも例えば、地元の農業者の声、あるいは聞くというところで、国や県に求める補助の申請の中では、例えば農協さんであったり、そういったところと連携しながらよりスピード感を持った対応をしてきたのではないかなど。

ただ、農林行政今のところほぼ100%直営なのかなというふうに思いますが、今今ということはありませんけれども、今後農林行政の中において、それぞれの役割を精査しながらですが、民間への委託という方向性に関しては、課長いかがお考えでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ありがとうございます。それではお答えさせていただきます。

農林課における業務の民間委託につきまして、ただいま市長答弁にありましたように、民間に委ねることが効果的、効率的な事務事業については民間活力を活用しながら進めてまいり

たいと考えておるところでございます。

農林課の取組ということでございますけれども、森林環境贈与税を活用しまして、森林整備の促進を図るため、新庄市、最上広域森林組合、民間の林業事業体、3者により長期森林整備計画を立てているところでございます。民間のノウハウを最大限活用しまして、間伐の優先順位、実施期間の選定を行い、官民の連携によります体制を構築し、森林整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) ありがとうございます。森林に関しては今非常に、県のほうで森林ノミクスなど訴えておられて、本市議会でも重要な保育施設、木造でやってはというような全員協議会での意見を踏まえて、市長のほうが対応していただいているということで、といっても、林業なかなか昔ですと、人口大幅にいたんですが、今非常に斜陽している産業である。そのようなところで今ちょっとあれでしたけれども、森林組合と一緒に力を携えて、計画を立てているということで、やはり行政でもそういった部分のほう、ちゃんと我々は見ているんだよという姿勢を示すというのも民間への委託の一つなのかな、第一歩なのかなと思いますが、課長、突っ込んだ話して申し訳ございませんが、その計画自体は大体どの辺りから始められる予定なんでしょうか。当然、政策決定機関であります政策調整会議を踏まえての話かと思いますが、お答えできる範囲で結構です。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

高橋富美子議長 農林課長三浦重実さん。

三浦重実農林課長 ただいま御説明さしあげました新庄市、最上広域森林組合、民間の林業事業体というふうな形での森林整備を進めていきたいという考えにつきましては、まだ原案中の原案ということで、これから県も含めまして、ど

のような形で進めていくことが一番有効なのか、ただ、新庄市の農林課だけで言いますと、なかなか森林整備に関するノウハウ、知識がまだ不足しております。

ですから、森林組合といたしますと、民間の林業業者のノウハウを最大限に活用させていただきたい。ただ、森林組合につきましても、最上郡全体の森林整備計画がございます。民間企業もそれぞれの計画がございます。さあ、どこに委託をすればいいんだということでは、いや、今回今年は県の仕事が入っていますのでできませんというわけにはいきませんので、もう計画の段階から3者合同での計画を立てていって、着実に進めていくことができないものかということで、手探りではありますけれども、進めさせていただいているというふうなことでございます。よろしくお願ひします。

14番(石川正志議員) 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

14番(石川正志議員) 最後の質問になるのかな、フラット制に関して何でこのようなことをさっき聞いたかということ、これはちょっとまた違った観点でございます。市長答弁の中にもありました職員の構造的、つまり私も同じ多分資料を見させてもらっておりますが、今の職員の年齢別の構成図、拝見いたしますと、今のところ56歳の方が比較的ばわっと多いと。そのあと徐々に減少傾向になってきまして、特に今の40歳、41歳、39歳のときに急激に少なくなる時期が来るんです。

フラット制のいい点は私も十分に理解しておりますして、それを直ちに変えなさいということじゃない。本当に平成17年当時と、今のときには先ほど市長もお答えになっておりますが、基本的に違うんですね。その辺がどうなのかなと。

あと当然、今の55歳あるいは52歳の方が退職する頃には、室長それから課長、当然年が若くなるんですね。その際に、今から準備しておか

ないと、体制確認しておかないとまずいんじゃないかなという観点で質問させていただきました。市長は、確実に見直しをかけるということだったので安心しておりますが、せめて若い職員が市への貢献度ということでそれぞれ責任感を持ってやっていただくというのは一つの狙いなんです。やはり市の意思、市長の意思とは言いません。市の意思、つまり執行の代表、今我々と対峙している課長さんがしかるべき指揮系統を明確にすることによって、これまで以上にその部下の方が分かりやすい、つまり課長の意思が部下まで隅々までより伝わるようなものを、最大限発揮するための見直しも視野に入れなくてはならないのかなというふうに考えておりますが、答えられる範囲で結構ですので、お答えいただけますか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

高橋富美子議長 総務課長関 宏之さん。

関 宏之総務課長 今現在、課長の意思が隅々まで伝わっていないかどうかという、決していないわけではなくて、伝わっているものと考えておりますけれども、議員おっしゃられたように、年齢構成というのはかなり市役所の場合ひずみがあると。41歳、40歳代になると、39歳になると2人か3人しかいないというふうな状況ですので、市はこれまでもその年代を補おうとして社会人採用のところとかもしたわけですが、まだ是正するには至っていない。

しかしながら、この年齢構成自体はすぐにどうこうできるものではありませんので、それとは別に職階というものがございます。6級が何人か、5級が何人か、4級が何人かということになりますけれども、今一番大きな問題が5級が多くて4級が少ない。これが物すごく顕著になっている。これを何とかしなければいけない。これを滑らかな右肩上がりにすることで、組織も活性化なる部分もあると思われまして、是正される部分も出てくると思いますので、こ

れについての課題抽出を、組織の見直しを行うための課題抽出に着手したということでございます。

係制からフラット制になったので、年齢、その状況も変わったのでまた係制に戻せばいいかという、決してそれだけではなくて、どうやれば今のフラット制のメリットもあると思うんです。機動性とか、柔軟性とか、意思の迅速性、そういうメリットも残しながら、答弁の中にもありましたように室長にかなりの負担がいつている状況なので、急に室長になってその力が発揮できないという職員もいるわけです。今までそういった長の経験がないので、できればその中でなるべく主査級になれば、それなりの職務を果たせるような形で、何とかそういう手法はないものかなということこれから検討してまいりたいと思いますので、これからのことになりますけれども、取り組んでまいりたいと思います。

1 4 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

高橋富美子議長 石川正志さん。

1 4 番（石川正志議員） 信じています。

私最後になりますが、本当に同僚議員の多くの皆様、今回退職なされる方に敬意を表していらっしゃる。私はそれは全く同感でございますが、今日3月4日、あと4週間もございまして、たそがれモードに浸っている場合ではない、これまで、議会の席で市長の代弁者として我々に約束しているところ、もう一回発言に基づきまして、言ったことを本当にこれまでやってこられたのかどうか、ぜひ再検証していただきたいし、我々も皆さん感謝しつつ、注視しております。市民の皆さんも同様でございます。残り4週間、全力を挙げていただきたい。終わります。

散 会

高橋富美子議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日3月5日から3月16日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の本会議を3月5日から3月16日まで休会し、3月17日午前10時から本会議を再開いたしますので御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時43分 散会

令和4年3月定例会会議録（第4号）

令和4年3月17日 木曜日 午前10時00分開議
 議長 高橋 富美子 副議長 奥山 省三

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	新田道尋	議員	4番	八湊長一	議員
5番	今田浩徳	議員	6番	押切明弘	議員
7番	山科春美	議員	8番	庄司里香	議員
9番	佐藤文一	議員	10番	山科正仁	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	高橋富美子	議員	17番	佐藤卓也	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	小松孝
総務課長	関宏之	総合政策課長	渡辺安志
財政課長	荒澤精也	税務課長	佐藤隆
市民課長	伊藤幸枝	環境課長	小関孝
成人福祉課長 兼福祉事務所長	伊藤リカ	子育て推進課長 兼福祉事務所長	西田裕子
健康課長	山科雅寛	農林課長	三浦重実
商工観光課長	柏倉敏彦	都市整備課長	長沢祐二
上下水道課長	矢作宏幸	会計管理者長 兼会計課長	荒田明子
教育長	高野博	教育次長 兼教育総務課長	平向真也
学校教育課長	高橋昭一	社会教育課長	渡辺政紀
監査委員	大場隆司	監査委員 局長	津藤隆浩

選挙管理委員会 委員長	武田清治	選挙管理委員会 事務局長	小関紀夫
農業委員会 会長	浅沼玲子	農業委員会 事務局長	横山浩

事務局出席者職氏名

局長	武田信也	総務主査	叶内敏彦
主任	庭崎佳子	主任	小松真子

議事日程（第4号）

令和4年3月17日 木曜日 午前10時00分開議

（予算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算
- 日程第 2 議案第11号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第12号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第13号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第14号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 8 議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第21号新庄市庁舎建設基金条例について
- 日程第11 議案第22号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第13 議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第25号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

日程第16 議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第11号）

日程第17 議会案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出
について

日程第18 議会案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出
について

日程第19 閉会中の継続調査申し出について

開 議

高橋富美子議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより本日の会議を開きます。

上下水道課長より発言の申出がありますので、これを許可します。

上下水道課長矢作宏幸さん。

矢作宏幸上下水道課長 おはようございます。

令和4年3月11日の予算特別委員会において、佐藤悦子議員より御質問をいただきました不納欠損について、答弁の訂正をお願いいたします。

不納欠損に該当する事由を、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるものと答弁をした後、債権金額が少額とは幾らなのかという御質問に対し、5万円とお答えしましたが、誤りであり、正しくは金額は定めておらず、滞納者の状況等に応じ対応していると答えるべきものでしたので、訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。

高橋富美子議長 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

予算特別委員長報告

高橋富美子議長 日程第1議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算から日程第7議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算までの議案計7件を一括議題といたします。

本件に関し予算特別委員長の報告を求めます。
予算特別委員長今田浩徳さん。

（今田浩徳予算特別委員長登壇）

今田浩徳予算特別委員長 おはようございます。

私から予算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算から議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算までの計7件であります。予算特別委員会は、3月9日、10日、11日の3日間にわたり活発な議論の下に慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。質疑終了後に、歳出7款商工費1項商工費3目観光費及び8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費等において修正動議が出され、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成少数で否決されました。その後、原案についての討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第13号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算及び議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算から議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算ま

での議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、予算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告いたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち質疑、討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第10号令和4年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 それでは、締め切ります。

賛成12票、反対3票、棄権1票、計16であります。賛成多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第14号令和4年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

高橋富美子議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

んか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 それでは、締め切ります。

表決の結果は、賛成15票、反対1票、賛成多数であります。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものとした議案第11号令和4年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第12号令和4年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第13号令和4年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第15号令和4年度新庄市水道事業会計予算及び議案第16号令和4年度新庄市下水道事業会計予算の議案5件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第15号及び議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第8議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定についてまでの議案5件を一括議題といたします。

本件に関し総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長山科正仁さん。

(山科正仁総務文教常任委員長登壇)

山科正仁総務文教常任委員長 おはようございます。

私から総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件であります。審査のために、3月7日午前10時より議員協議会室において委員7名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、令和4年10月1日施行分についてをこのたび改正としなかったのはなぜかといった質疑があり、総務課からは、国の法律改正後に国の規則も改正される、その規則を確認しながら条例の改正を行いたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、今回の条例改正は上位法の改正によるものと認識しているが、上位法と異なる点はあるのかとの質疑があり、総務課からは、国と異なる点はないとの説明がありました。

また、別の委員からは、対象となる非常勤職員はどういった方々か、また、育児休業中の方はどれぐらいいるのかとの質疑があり、総務課からは、パートタイム会計年度任用職員、再任用職員を想定している。また、現在育児休業をとっている非常勤職員の方はいないとの説明がありました。

そのほか、部分休業の内容等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、総合政策課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、個人情報保護委員会とはどのようなものかといった質疑があり、総合政策課からは、個人情報保護委員会は国の機

関であり、個人情報保護法を管理する機関となるとの説明がありました。

そのほか質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号新庄市庁舎建設基金条例については、財政課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、基金の管理として金融機関への預金とあるが1社なのかといった質疑があり、財政課からは、市中銀行と考えてはいるが、実際には1社になると考えているとの説明がありました。

また、基金の運用から生ずる収益とあるが、どのような運用を検討しているのかといった質疑があり、財政課からは、運用益については利子となる。銀行への積立てで発生する利子を同じく積み立てていくということになると説明がありました。

その他、基金の管理・運用手法等についての質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、使用料が前よりも少し高くなり、使いづらいという声はないか、説明は行ったのかといった質疑があり、社会教育課からは、設置から使用料などについては、主に区長さんを中心に説明をしながら進めてきた。部屋の大きさ、施設の快適性、利便性などを考慮して、この金額に上がることについては特に問題はなく、ここでの活動を今後楽しみにしているというお話をいただいたとの説明を受けました。

そのほか質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管

理を行わせる指定管理者の指定については、社会教育課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員より、応募団体がどこもない場合はどのようにするのかといった質疑があり、社会教育からは、再考を行う。それでも応募がない場合は、直営での運営を考えているとの説明がありました。

また、中間年度に施設の評価的なものがなされているのかとの質疑があり、社会教育課からは、市の指定管理施設は期間内に外部評価委員による審査をいただくとの説明がありました。

その他、指定管理者候補選定委員会における点数基準の見直しや、施設に関するモニタリング評価結果の委員会への報告等についての意見や質疑がありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしく申し上げます。

高橋富美子議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第19号新庄市職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第20号新庄市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号新庄市庁舎建設基金条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号新庄市庁舎建設基金条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号新庄市北辰屋内運動場の管理を行わせる指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

産業厚生常任委員長報告

高橋富美子議長 日程第13議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第15議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括議題といたします。

本件に関し産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 おはようございます。

私のほうから産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件

です。審査のため、3月8日午前10時より議員協議会室において委員8名出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例については、子育て推進課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、県内のほかの市町村で独自に全額無償化を実施しているという状況について把握しているかとの質疑がありました。子育て推進課からは、県内全ての市町村を把握してはいないが、13市において無償化を実施しているところは8市あると説明がありました。

また、本市で全額無償化とならなかった理由は何かという質問がありました。子育て推進課からは、子育て支援に関しては、成長過程において様々な支援が考えられることから、子育て支援全体として考えて今回の判断となった。今後の県あるいは国の状況を見ながら検討を続けていきたいとの説明がありました。

その他、全額無償化した場合の市の持ち出し額についてなど質疑がありましたが、採決の結果、議案第24号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、健康課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、15歳以下の子供の均等割を市独自に減額するということが、市独自の持ち出し額は年間どのくらいになるのかとの質疑がありました。健康課からは、市独自の拡充分においては1,000万円弱と見込んでいるとの説明がありました。

その他、18歳までの均等割の減額の拡充についてなどの質疑がありましたが、採決の結果、

議案第25号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例については、商工観光課職員の出席を求め、補足説明を受けた後、審査を行いました。

審査に入り、委員からは、借受けた資金の返済方法について条件変更を行った業者件数は何件かとの質疑がありました。商工観光課からは、令和3年度においては既に2件あり、その方を支援するためにも必要な条例改正であるとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第26号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

高橋富美子議長 ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第24号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の

一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第25号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、

討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第26号新庄市中小企業緊急災害等対策利子補給基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時47分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日 程 の 追 加

高橋富美子議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

(佐藤卓也議会運営委員長登壇)

佐藤卓也議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について御報告いたします。

本日午前10時34分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、議案第27号令和3年度新庄市一

一般会計補正予算（第11号）、議案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出について、議案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出について及び閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました補正予算1件、議案2件及び閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、補正予算1件、議案2件、閉会中の継続調査申出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 開議

高橋富美子議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第16議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第11号）

高橋富美子議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第16議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀さん。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第27号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億9,631万5,000円を追加し、補正後の予算総額を226億1,835万円とするものであります。

このたびの補正につきましては、今般の豪雪に係る道路及び施設などの除排雪経費の過不足を補正するとともに、県補助金の精算に伴う返還金などの必要な補正を行うものであります。

除排雪経費の追加につきましては、歳出、8ページの冬期生活支援業務委託料に206万円、9ページの道路除排雪業務費に3億3,600万円を増額補正しております。

道路の除排雪業務費につきましては、田畑や公園などが早く使えるよう雪戻し作業などに要する費用を追加補正するものであります。財源といたしましては、普通交付税、前年度繰越金及び財政調整基金からの繰入金などを充当するとともに、各種事業の精算に伴い不用となる一般財源を充てるものであります。

以上御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算（第11号）は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第11号)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 9ページの商工費7款の1商工費5目新型コロナウイルス対策費で、小規模事業者事業継続支援給付金がマイナス6,000万円となっています。市独自の一般財源を使った事業で大きなマイナスになったわけですが、この理由、内容、予定はどのぐらいだったのか、この補助給付を受けた件数は何件であったのか、お願いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 ただいま佐藤議員のほうから、市内の事業者売上げ減少対策費の小規模事業者の事業継続支援給付金について御質問いただきました。

こちらにつきましては、12月定例会の補正予算において、約940件相当を見込んで予算を計上したわけでございます。3月16日、昨日現在で申請件数が172件ということで、今後の申請件数を見込みまして、不用額となる分の6,000万円を減額するものでございます。

当初は数多くの業種に対して給付したいという思いで金額を計上したわけでございますが、実際に申請された事業主等を見ますと、どうも偏っているというふうな状況が分かってきました。現段階では172件の申請にとどまっているということでございます。今後の10日間の申請件数を見込んだ額の精査をしまして、減額とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 940件を見込んで、その方々に御案内はしてみたのか。それから、なぜこれほど申請が少なかったのか。要件が厳しいとかそういうことがなかったのか、お願いします。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 まず、こちらの事業の周知方法について御質問がありましたので御説明申し上げます。

チラシを全戸に回覧をしております。それから、市内に事業所を要する方、郡内在住の方もいらっしゃると思いますので、郡内にチラシの新聞折り込みをさせていただいております。それから、市のホームページ、それから広報お知らせ版のほうに掲載をさせていただいております。また、追加周知としまして、市のホームページで再度通知を行いますとともに、市の公式LINEでの周知、それから商工会議所をお願いしての会員宛での再度の通知等を行ったところでございます。

また、940件ということで業種をかなり広めて行ったということですが、今回の申請者の件数を見ますと、特に飲食業の方の申請件数が多くなっているということが把握されております。

また、要件が厳しかったのではないかとということですが、こちらにつきましては、令和3年の年間の事業収入と令和元年、もしくは令和2年の年間事業収入を比較して2割程度を減少している方というようなことで、かなり緩くしたつもりではあったんですけども、若干申請件数が伸びなかったということで分析しているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

高橋富美子議長 佐藤悦子さん。

1 番（佐藤悦子議員） 飲食業関連の方の申請が多かったということでした。そういう意味では、今回のコロナ関係での感染での影響が、飲食業関連者の皆さんに大変な御苦勞をおかけしているんだなということを改めて思い至りました。そういう意味では、飲食業の皆さんが、前に何回も3月議会中に申し上げましたが、3月で終わりか、みたいにおっしゃっている方々がかなりおられるわけです。終わりにしないで、ぜひ続けていただくという意味で、手厚い支援を考える必要があると思いますが、どうですか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 大変ありがとうございます。

令和4年度の当初予算を議決していただいた後に、追加の経済対策のほうも考えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 同じく、7款1項5目の新型コロナウイルス対策費市内小規模事業者への支援給付金なんですけれども、今し方、課長が周知の仕方の中で全戸に回覧をしたと。その回覧の方法をもっと具体的にお聞かせください。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 市内全戸回覧チラシを作りまして、市報と一緒に回覧をしております。一応全戸に渡るような部数で、市報に折り込みながら実施したところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 各戸、1万2,000ほど

の世帯が、全戸1枚ずつ手に取れるという形で配布したという理解でいいでしょうか。にもかかわらずなんです、知らなかったという方がかなりおまして、様々、私のほうにもありまして、こういうのがあるんだということをお知らせしたんですが、知らなかったという方が結構多くいらっしゃいました。配布の周知の仕方、やっぱりインターネットを見れない方も数多くいる、スマホを持っていたとしても。情報の入手の仕方がどのように入手していったら簡単につながっていくのかということが分かりづらいと非常に感じました。本当に声を聞くと、大変困っています。本当に困っています。そういった中で、10万円という金額自体、給付されてそれで何とかなるというものではないけれども、もう本当に困っている。周知の仕方をもっともっと簡単にアクセスできるように変えていくということが必要なのではないかとつくづく思っていたんですが、いかがでしょうか。

柏倉敏彦商工観光課長 議長、柏倉敏彦。

高橋富美子議長 商工観光課長柏倉敏彦さん。

柏倉敏彦商工観光課長 議員おっしゃるとおり、確かにスマホを持っていない、PCを持ってない方、ネットにつなげないという方がいらっしゃるといことで、チラシの配布、それから紙ベースの市の広報紙での周知のほうも行ったところでございます。なおかつ、再度そういった形で、公式LINE、ホームページも活用しながら、また、紙ベースで会議所の会員、800事業所等あるわけですけれども、そちらのほうにも再度周知をお願いしたりというようなことで、活用できる範囲でこちらのほうでもしたつもりであったんですけれども、もう少し周知の仕方については今後も検討させていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

高橋富美子議長 叶内恵子さん。

2 番（叶内恵子議員） 全体に回るようにちゃ

んとしている、その事実は事実なんですけれども、本当に手に取ることを逃してしまった人が、ああ、私たちなんて小さいから相手にされていないんだというような状態になっているのを直接聞く機会があって、そうではないということを実際に工夫して、ぜひ全体に行き渡るように、さらに工夫してほしいと思います。以上です。

高橋富美子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第27号令和3年度新庄市一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案 1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第17議案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出についてを議題といたしま

す。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤文一さん。

(佐藤文一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤文一産業厚生常任委員長 議案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定より提出いたします。

令和4年3月17日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤文一。

別紙になります。

水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書。

新庄市において、これまで需要に応じた米生産の下、水田フル活用と農業所得の増大に向け、生産者・行政・JA等が一体となって「生産の目安達成」に取り組んでまいりました。米の需給安定のためには、今後も引き続き作付転換が必要であり、農業者の意欲を維持する政策の堅持が不可欠です。

対して国においては、水田活用支払交付金の見直しを示し、農業者をはじめとする生産現場に大きな不安と混乱を招いております。これは農業を基幹産業とする本市にとって産業の継続を揺るがすもので、看過できないものであります。

つきましては、水田農業を維持するための作付転換に取り組んでいる生産者が将来にわたり営農と農地の維持を展望できるよう、現場の課題を十分に検証した上で適切かつ万全な対策を講じるよう、以下のとおり要請いたします。

記。

1、「今後5年間一度も水張りをしない水田を交付金の対象から除外する」方針は、農業者の意欲減退につながり、耕作放棄地や離農者の

増加を招く懸念があるため、運用に当たっては現場の実績を十分考慮して進めること。

2、交付対象水田を畑地化し条件を改良することは、生産の目安を達成し効率的な生産を行うため農業者が努力したものであり、これを評価し、所得が減少することなく生産に取り組めるよう可能な措置を講じること。

3、多年生作物（牧草）は、繁殖・肥育牛及び酪農経営の耕畜連携による自給飼料の確保する上で必要になっている。見直しによる交付金の削減により、経費負担が増大し耕畜連携の体制崩壊並びに農地貸借契約継続に影響を与える恐れがある。農業と農地の多面的機能を維持する観点から、従来の基準を維持し酪農計画を検討する期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、農林水産大臣宛て、以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号水田活用の直接支払交付金見直しについて慎重な対応を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議会案2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出について

高橋富美子議長 日程第18議会案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長佐藤卓也さん。

（佐藤卓也議会運営委員長登壇）

佐藤卓也議会運営委員長 議会案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月17日、新庄市議会議長高橋富美子殿。

提出者、新庄市議会議会運営委員長佐藤卓也でございます。

ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際

法の遵守を求める意見書。

ロシア軍によるウクライナへの侵略は、力による一方的な現状変更への試みであり、ウクライナへの主権を侵害する明確な国際法違反である。

このような力を背景とした侵略は、国際秩序の根本を揺るがす深刻な行為で、断じて容認することができない暴挙であり、唯一の被爆国である日本としては、核によるいかなる威嚇も使用も許すことはできない。

よって、新庄市議会は「平和都市宣言」を行った都市として、国に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、ロシア軍に対しウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、外務大臣宛て、以上でございます。

高橋富美子議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第2号ロシア軍のウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第19閉会中の継続調査申し出について

高橋富美子議長 日程第19閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申出がありますので、申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高橋富美子議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会

高橋富美子議長 ここで市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀さん。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 3月2日の開会から今日まで2週間余りにつきまして、令和4年度の事業執行に当たる行政施策の予算審議、誠にありがとうございます。議員の皆様からいただいた御意見を真摯に受け止め、施策に反映し、市民の安全、安心、安寧に努めてまいりたいというふうに思います。

今年、令和4年の初めは大変な猛吹雪で年明けをしたというふうに思っております。そして、東京での新庄ふるさと会を計画しておりましたが、多くの議員の皆さんも参加の予定でしたが、コロナというようなことで、急遽中止させていただいたところであります。

その後も雪が降り続き、何とか2月に入って、青年会議所の皆さんが子供たちへの思い出づくりというようなことで、新庄雪まつりを開催していただきました。そこまでは何とか数名以内の感染者というようなことで、落ちついた状況にあったと記憶しております。

その間、1月には新庄の観光大使としてお願いしておりました今村翔吾さんが直木賞受賞という大変喜ばしい報告をいただき、市民の皆さんの多くも大変喜んでいらっしゃるところでございます。今後のさらなる活躍が期待されるところで、本市にとっても大変うれしく思っているところであります。

2月16日、突然であります。かなりの人数のコロナ感染が発表されまして、新庄市民はじめ、郡内の皆さんが驚きを持って対応するというようなことで、約1か月となりました。この間、保育所、幼稚園、中学校、高校、そして御家庭、職場など、それぞれの感染対応に追われ、保健所でも、今は大変非常にパニックになっているような状況であります。早い収束を願うところではあります。これまでの新しい生活様式の下、収束に向けたことが必要だというふう

に思っています。

こんな中、昨日は中学校の卒業式が行われました。第1回の明倫学園の卒業式ということで、出席させていただきました。

子供たちの答辞の中で、おとし、突然、3月に緊急事態宣言で学校が3か月休んだと。当初1週間ぐらいはのほほんとしていたが、やっぱりそれを過ぎると仲間に会いたい、怒られても先生に会いたいというような気持ちに駆られたというような、素直な感想を述べられておりました。非常にぎくしゃくした形で学校生活を送りながらも、しっかりと仲間と支えながら、自分の目指すものへと頑張ってきたというような印象を受けて、この経験が将来に必ずや生きるんだらうなというふうに思ったところであります。

明日は小学校の卒業式というようなことでありますが、感染対策を十二分に行いながら、また、出席者も本来議員の皆さんの来賓に御案内を差し上げるところでありますが、教育委員会、学校当事者としては、主催者のみというようなことで、そして保護者は2人までというようなお話を聞いているところであります。

こんな中で育ちゆく子供たちの将来、大いに応援してまいりたいというふうに思っております。

さて、来年からいよいよ、令和7年の開府400年のプレ事業、その前にプレとしての事業を行うためのロゴマークとキャッチフレーズの募集を行ったところでありますが、キャッチフレーズについては新聞でもあったかと思いますが、本合海小学校5年生の伊藤りのんさんという方が最優秀賞を受けまして、「受け継ぐ想いが、未来をつくる。」というような、大変すばらしいキャッチフレーズ標語をいただきまして、この柱の下に、令和7年の開府400年に向けて、市民一体となって心がつながるような形のすばらしい標語になったというふうに思っています。

その後、今並行して2月21日から3月22日まで、記念の事業のロゴマークを募集しているところでもあります。標語とロゴマークが完成すると、町の中に400年に向けたプレイベントをはじめ、一つ一つ新庄への、歴史のまち文化保存事業も含めた400年に向けた事業がスタートするという、非常に大切な年だというふうに思っております。

そんな意味で、あつという間の1年1年の重ねであります。市民の生活はとどまることを知らないわけでありまして、特に、昨日の地震におきましては、11年前、ここで、たしか金曜日の3月11日の予算委員会の途中だったと思えました。夜の地震ということで非常に緊張し、職員も30分以内に近隣の関係会社、1時間以内には各施設の点検、それから災害等の復旧連絡等に全て当たりまして、1時間半程度で解散できた。その背景にはやっぱり電気が消えていなかったということが大変大きいなど。当時は、電源が喪失ですか、電気が消えて停電というようなことで、非常に不安な夜を過ごした市民の皆さんが多かったかと思えますけれども、今回は停電がなかったと、不幸中の幸いであるかなというふうに思っております。

そして、いよいよ、令和4年度が始まるわけですが、この令和3年度の末で退職になる職員が大勢おります。私にとっても大変苦勞を共にした職員でありますし、市民の安全、安心のために全力で尽くしてくれた職員と別れなければいけないというのは大変つらいものがありますが、別れはもう一つの出会い始まりでもあります。新たな新規の職員を迎えながら、新たな新庄市の市政の執行に努めてまいりたいというふうに思います。

また、コロナ禍というようなことで、さっき最後の質問もございましたが、年度末のぎりぎりではありますけれども、臨時議会の開催のお願いをしているところでございます。2月中旬

からのコロナで大変疲弊している皆さんに、幅広く、柔軟に支援できるような形を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともぜひ御指導、御協力のほどお願い申し上げます。

3月議会、長期間の議会であります。皆様方の御意見を重ねて真摯に受け止めて、市民の安全、安心に努めてまいりたいと思っておりますので、来年度1年もまたよろしくお願ひし、私からの御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

高橋富美子議長 以上をもちまして、令和4年3月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前11時35分 閉会

新庄市議会議長 高橋 富美子

会議録署名議員 叶内 恵子

〃 〃 小野 周一